

第4章 対象事業実施区域及び その周辺の概況（地域特性）

第4章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）

対象事業実施区域及びその周辺の概況は、既存資料等により把握した。

その対象範囲は、対象事業実施区域が位置する津市美杉町下之川を中心とする地域を基本とした。

4.1 自然的状況

4.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

三重県の気候は、概ね温和な太平洋側の気候型を示しているが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きく5地区（鈴鹿山脈北部地区、伊勢平野地区、伊賀盆地地区、熊野灘沿岸地区、志摩地区）に区分することができる。対象事業実施区域が位置する伊賀盆地地区は、内陸的な特性を持ち、寒暑の差がやや大きい。

対象事業実施区域の周辺には、「白山地域気象観測所」、「笠取山観測所」及び「粥見観測所」などの気象観測所があり、対象事業実施区域からの距離は、「白山地域気象観測所」で約8km、「粥見観測所」で約12km、「笠取山観測所」で約20km離れている。

対象事業実施区域の最寄りの観測所である「白山地域気象観測所」の位置を図4.1-1に、各気象観測所の気温、降水量等の平年値を、表4.1-1～2及び図4.1-2～3に示す。

気象観測結果（平年値：統計期間2002年～2011年、資料年数10年）によると、白山地域気象観測所における全年降水量は1,879.9mm（年間値）、笠取山観測所における全年降水量は2,257.7mm（年間値）であり、粥見観測所の年間における平均気温は15.2℃、全年降水量は2,292.2mm（年間値）、平均風速は1.4m/sである。



凡 例

図4.1-1 対象事業実施区域周辺の
気象観測所位置

★ : 対象事業実施区域

—·—·— : 県 界

——— : 市 界

出典：「気象観測データ」（気象庁ホームページ）



1:300,000

0 5 10km

表 4.1-1 2002 年～2011 年の降水量（平年値）

月	白山 (mm)	笠取山 (mm)
1月	58.4	44.6
2月	69.0	75.1
3月	98.5	109.0
4月	113.6	166.7
5月	191.3	271.6
6月	190.2	254.1
7月	221.7	257.8
8月	164.2	224.2
9月	304.7	300.2
10月	189.6	212.4
11月	82.2	98.4
12月	65.2	67.5
年間値	1748.3	2081.3

出典：「気象観測データ」（気象庁ホームページ）

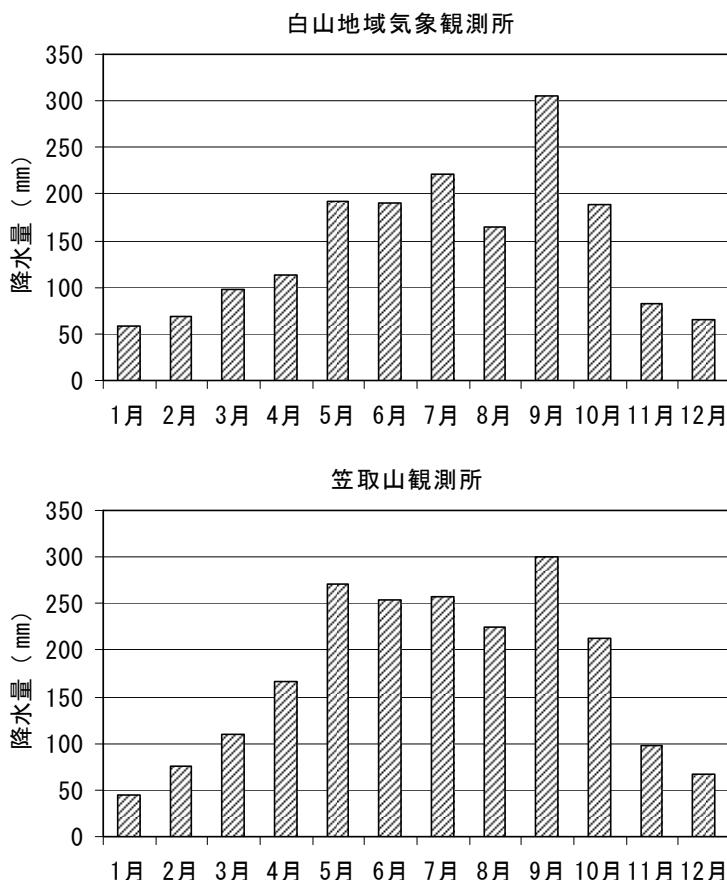


図 4.1-2 月別の平均降水量（2002 年～2011 年）

出典：「気象観測データ」（気象庁ホームページ）

表 4.1-2 2002 年～2011 年の気温、降水量等（平年値）

＜粥 見＞

月	気温平均 (°C)			日照時間 (h)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向 (16 方位)
	日平均	日最高	日最低				
1月	4.1	9.1	-0.4	133.2	60.7	1.8	西
2月	5.4	10.9	0.3	128.6	73.2	1.7	西、西南西
3月	7.9	13.9	2.2	165.7	108.6	1.8	西、西南西
4月	13.2	19.8	7.0	170.8	126.9	1.7	南、西、西南西、西北西
5月	17.8	23.6	12.5	141.8	209.7	1.4	南、西、西南西、西北西
6月	21.8	27.0	17.4	98.6	212.7	1.2	南、南南東
7月	25.5	30.6	21.6	107.8	245.4	1.2	南、北東、南南東
8月	26.1	31.6	22.2	144.1	269.5	1.2	南、西、北東、南南東
9月	23.1	28.3	19.1	136.0	397.1	1.3	南、西
10月	17.0	22.3	12.6	133.4	251.9	1.2	南、西、西南西、西北西、南南東
11月	11.3	17.0	6.4	132.0	101.0	1.3	西
12月	6.4	11.7	1.5	139.0	79.2	1.7	西、西北西
年間値	15.0	20.5	10.2	135.9	2135.6	1.5	—

出典：「気象観測データ」（気象庁ホームページ）

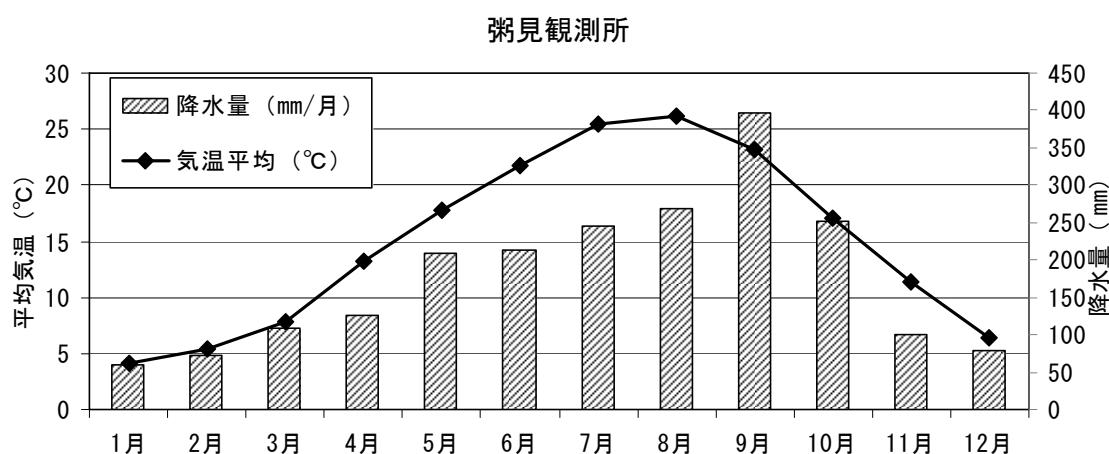


図 4.1-3 月別の平均気温と平均降水量（粥見）

(2002 年～2011 年)

出典：「気象観測データ」（気象庁ホームページ）

(2) 大気質

1) 大気環境の状況

三重県内では、大気汚染常時監視測定局として一般環境測定局は22局、自動車排出ガス測定局は7局設置されている。また、市内24地点において二酸化窒素及び降下ばいじんの簡易測定が、市内11地点においてダイオキシン類の測定が行われている。

対象事業実施区域周辺における大気汚染常時監視測定局及び大気環境測定地点を表4.1-3、図4.1-4に示す。

対象事業実施区域周辺に三重県設置の大気汚染常時監視測定局はなく、最も近い三重県設置の大気汚染常時監視測定局である名張小学校は、対象事業実施区域の西北西約20kmに位置する。また、対象事業実施区域に最も近い三重県設置のダイオキシン類測定地点は、名張小学校であり、対象事業実施区域の西北西約20kmに位置する。

対象事業実施区域周辺の本市設置の大気環境測定地点は、「美杉総合支所」であり、対象事業実施区域の北西約5kmに位置する。

表 4.1-3(1) 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局（三重県設置）

及び測定項目（平成22年度）

番号	測定局名	所在地	風向・風速	二酸化硫黄	硫酸化物	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	微小粒子状物質	対象事業実施区域からの方角・距離
1	津西が丘小学校	津市	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	北東 約25km
2	津立成小学校	津市	◎	◎	—	◎	◎	◎	—	◎	北東 約20km
3	名張小学校	名張市	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	西北西 約20km
4	伊賀緑ヶ丘中学校	伊賀市	◎	◎	—	◎	◎	◎	—	—	北西 約30km
5	伊賀市役所	伊賀市	—	—	—	—	—	—	○	—	北西 約30km

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

注) ◎：平成22年度測定項目、○：平成20年度測定項目

表 4.1-3(2) 対象事業実施区域周辺の大気環境測定地点（本市設置）及び測定項目

番号	測定局名	所在地	風向・風速	二酸化硫黄	硫酸化物	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	降下ばいじん	対象事業実施区域からの方角・距離
6	美杉総合支所	津市	—	—	○	◎	—	—	◎	◎	北西 約5km
7	白山総合支所	津市	—	—	○	◎	—	—	○	◎	北 約10km
8	一志総合支所	津市	—	—	○	◎	—	—	○	◎	北東 約15km

出典：「津市環境調査結果 平成19、22年度調査結果」（津市ホームページ）

注) ◎：平成22年度測定項目、○：平成19年度測定項目



凡 例

★ : 対象事業実施区域

● : 大気汚染常時監視測定局（三重県設置）

↔ : 県 界

▲ : 大気環境測定地点（本市設置）

— — : 市 界

図 4.1-4 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局及び大気環境測定地点

出典：「平成 23 年版 三重県環境白書」（平成 23 年 11 月、三重県）

「津市環境調査結果 平成 22 年度調査結果」（津市ホームページ）



1:300,000

0 5 10km

① 二酸化硫黄

対象事業実施区域周辺の二酸化硫黄測定結果を表 4.1-4(1) 及び図 4.1-5(1) に示す。

いずれの測定局においても、二酸化硫黄は環境基準を達成している。また、二酸化硫黄の経年変化は近年減少傾向である。

表 4.1-4(1) 二酸化硫黄の環境基準達成状況（平成 22 年度）

番号	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1 時間値 の最大値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無			
			1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数と その割合							
			時間	(%)	日数	(%)						
1	津西が丘小学校	0.003	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	無			
2	津立成小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	無			
3	名張小学校	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	無			
4	伊賀緑ヶ丘中学校	0.002	0	0.0	0	0.0	0.057	0.004	無			

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月 三重県）

注) 環境基準：1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

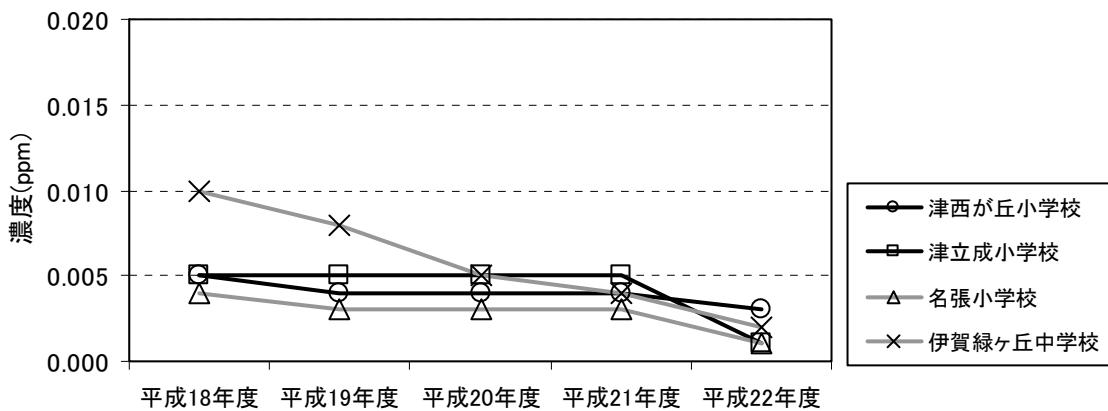


図 4.1-5(1) 二酸化硫黄の年平均値の推移

② 二酸化窒素

対象事業実施区域周辺の二酸化窒素測定結果を表4.1-4(2)及び図4.1-5(2)に示す。

いずれの測定局においても、二酸化窒素は環境基準を達成している。また、二酸化窒素の経年変化は近年横ばい傾向である。

表4.1-4(2) 二酸化窒素の環境基準達成状況（平成22年度）

番号	測定局名	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1時間値 の最大値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)		
			日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の日 数とその割合					
			日数	(%)	日数	(%)				
1	津西が丘小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.048	0.022		
2	津立成小学校	0.010	0	0.0	0	0.0	0.052	0.021		
3	名張小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013		
4	伊賀緑ヶ丘中学校	0.012	0	0.0	0	0.0	0.059	0.024		
6	美杉総合支所	0.003 ^{注2)}	—	—	—	—	—	—		
7	白山総合支所	0.005 ^{注2)}	—	—	—	—	—	—		
8	一志総合支所	0.008 ^{注2)}	—	—	—	—	—	—		

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

「津市環境調査結果 平成22年度調査結果」（津市ホームページ）

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が、0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

注2) TEAプレート法で得られた測定値を、以下の回帰式（三重県）を用いて算出した値である。

$$Y = 0.344X + 0.621$$

(Y: ザルツマン法によるNO₂濃度 (ppb)、X: TEAプレート法によるNO₂濃度 (μg/100cm²/day))

※TEAプレート法

トリエタノールとガラスビーズを混合したものをシャーレに保存し、1カ月間大気中に曝露し、捕集された硫黄酸化物、二酸化窒素を定量する方法。

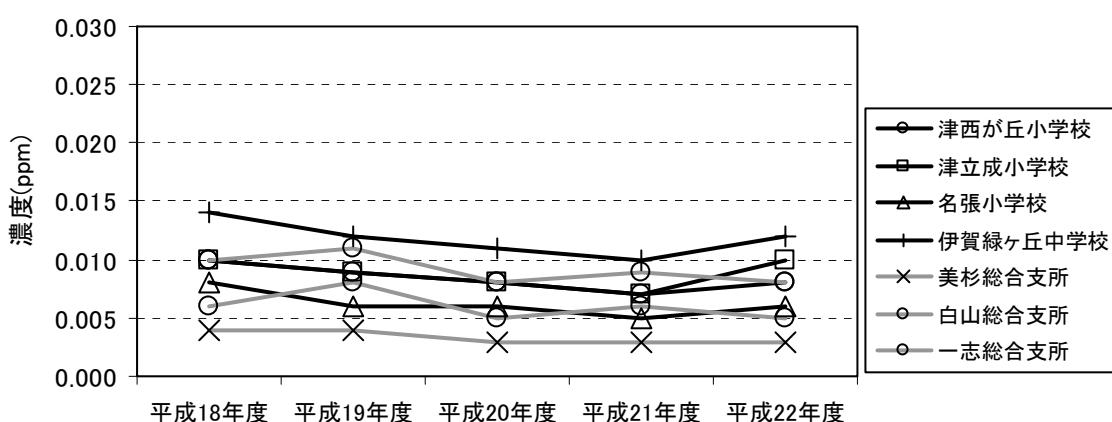


図4.1-5(2) 二酸化窒素の年平均値の推移

③ 浮遊粒子状物質

対象事業実施区域周辺の浮遊粒子状物質測定結果を表 4.1-4(3) 及び図 4.1-5(3) に示す。

いずれの測定局においても、浮遊粒子状物質は環境基準を達成している。また、浮遊粒子状物質の経年変化は近年減少傾向である。

表 4.1-4(3) 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（平成 22 年度）

番号	測定局名	年平均値 (mg/m ³)	環境基準との比較				1 時間値 の最大値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)		
			1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合					
			時間	(%)	日数	(%)				
1	津西が丘小学校	0.021	0	0.0	1	0.3	無	0.134	0.057	
2	津立成小学校	0.022	0	0.0	1	0.3	無	0.149	0.058	
3	名張小学校	0.019	0	0.0	0	0.0	無	0.148	0.052	
4	伊賀緑ヶ丘中学校	0.020	0	0.0	0	0.0	無	0.152	0.054	

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

注) 環境基準：1時間値の1日平均値が、0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

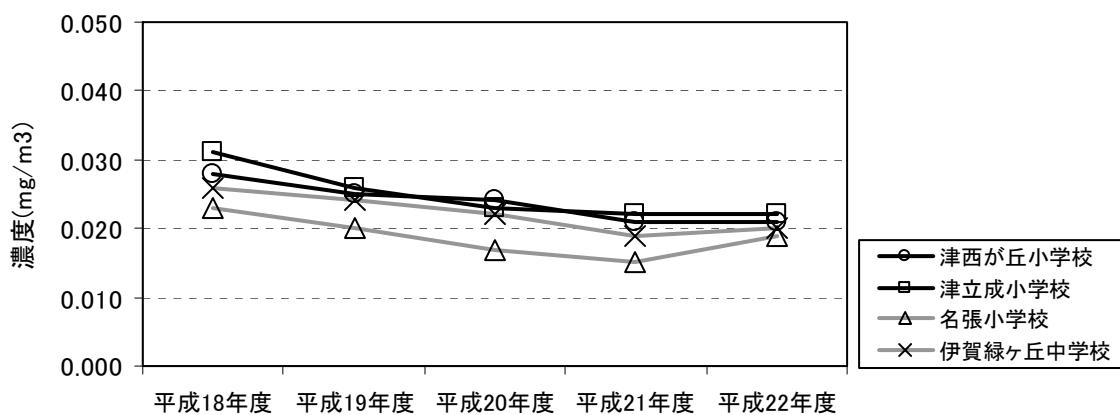


図 4.1-5(3) 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

④ 光化学オキシダント

対象事業実施区域周辺の光化学オキシダント測定結果を表 4.1-4(4) 及び図 4.1-5(4) に示す。

いずれの測定局においても、光化学オキシダントは環境基準を超過している。また、光化学オキシダントの経年変化は近年横ばい傾向である。

表 4.1-4(4) 光化学オキシダントの環境基準達成状況（平成 22 年度）

番号	測定局名	環境基準との比較			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数及び時間数とその割合			昼間の日最高 1 時間値の年平均値 (ppm)	昼間の日最高 1 時間値の年平均値 (ppm)		
		昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間数とその割合			日数	時間	(%)				
		日数	時間	(%)							
1	津西が丘小学校	64	339	6.3	0	0	0.0	0.105	0.047		
2	津立成小学校	77	387	7.1	0	0	0.0	0.098	0.049		
3	名張小学校	87	495	9.1	2	3	0.1	0.137	0.051		
4	伊賀緑ヶ丘中学校	105	613	11.3	3	4	0.1	0.140	0.054		

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

注) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

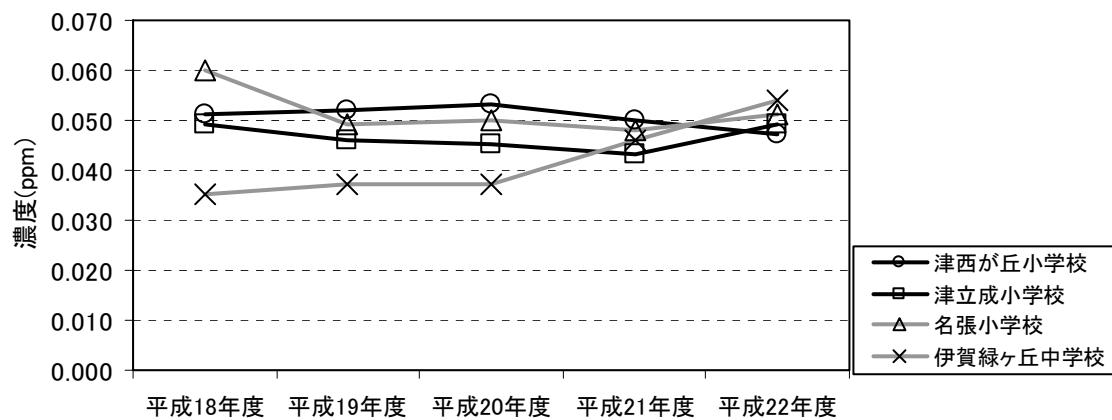


図 4.1-5(4) 光化学オキシダントの昼間の日最高 1 時間値の年平均値の推移

⑤ ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺のダイオキシン類測定結果を表 4.1-4(5) 及び図 4.1-5(5) に示す。

いずれの測定局においても、ダイオキシン類は環境基準を達成している。また、ダイオキシン類の経年変化は近年横ばい傾向である。

表 4.1-4(5) ダイオキシン類の環境基準達成状況（平成 22 年度）

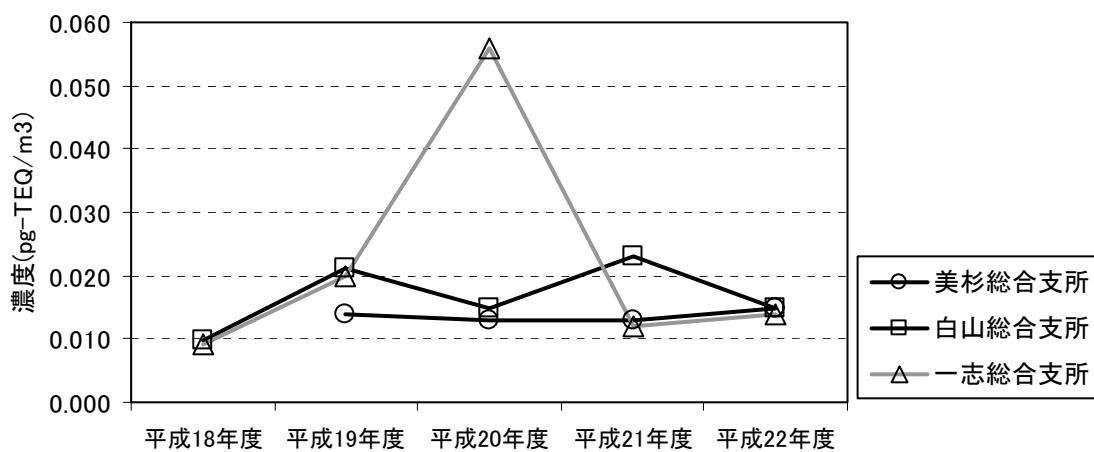
単位 : pg - TEQ/m³

番号	調査地点	環境基準との比較	平成22年度				
		0.6 pg - TEQ/m ³ 超過の有無	平均値	春季	夏季	秋季	冬季
1	津西が丘小学校	無	0.024	0.013	0.0090	0.018	0.054
3	名張小学校	無	0.073	0.010	0.0067	0.025	0.25
6	美杉総合支所	無	—	—	0.015 ^{注1)}	—	—
7	白山総合支所	無	—	—	0.015 ^{注1)}	—	—
8	一志総合支所	無	—	—	0.014 ^{注1)}	—	—

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）
 「津市環境調査結果 平成22年度調査結果」（津市ホームページ）

注1) 試料の採取日：平成22年7月1日～7月8日

注2) 環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。



注) 津西が丘小学校、名張小学校は各年調査のため、経年変化は毎年継続的に調査を行っている調査地点を示した。

図 4.1-5(5) ダイオキシン類の年平均値の推移

⑥ 微小粒子状物質

対象事業実施区域周辺の微小粒子状物質測定結果を表 4. 1-4(6)に示す。

三重県においては、微小粒子状物質の測定は平成 22 年度より県内 2箇所（津市及び四日市市）で開始されたが、測定結果は環境基準を超過している。

表 4. 1-4 (6) 微小粒子状物質の環境基準達成状況（平成 22 年度）

番号	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
2	津立成小学校	14.5	42.7

出典：「平成22年度大気環境測定結果について」（三重県ホームページ）

注）環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

⑦ 降下ばいじん

対象事業実施区域周辺の降下ばいじん測定結果を表 4. 1-4(7)に示す。

対象事業実施区域周辺の降下ばいじんは年平均で $3.5 \sim 4.3 \text{ t}/\text{km}^2/\text{月}$ で推移している。

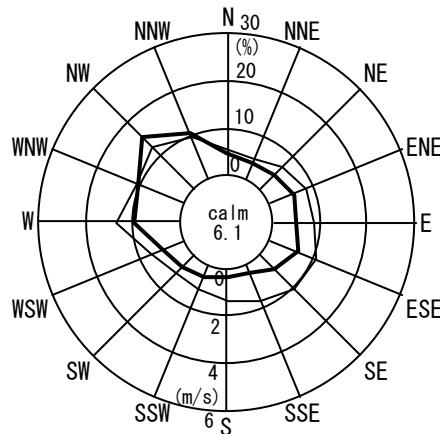
表 4. 1-4(7) 本市測定の降下ばいじん経時変化（平成 22 年度）

単位 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
一志総合支所	2.20	5.10	8.20	0.32	1.60	1.80	4.60	2.70	2.00	3.90	4.30	4.80	3.46
白山総合支所	2.60	3.00	11.4	1.50	10.1	2.00	4.00	2.30	2.10	5.00	2.40	5.40	4.32
美杉総合支所	3.60	8.60	10.6	<0.10	2.00	2.30	4.60	0.68	1.20	5.30	0.51	7.50	4.26

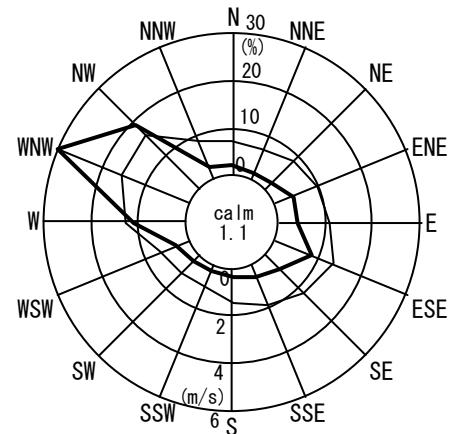
出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

⑧ 風向・風速



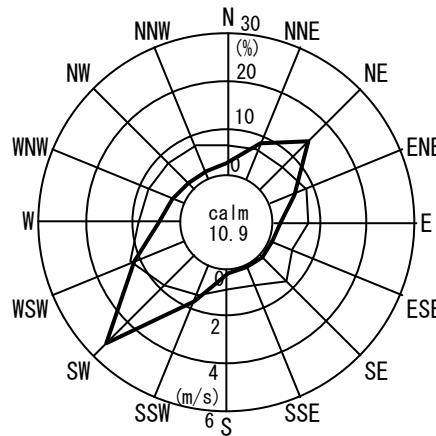
静穏出現率 6.1%

<1. 津西が丘小学校>



静穏出現率 1.1%

<2. 津立成小学校>



— 風向出現頻度(%)
— 平均風速(m/s)

静穏出現率 10.9%

<3. 名張小学校>

図 4.1-5(6) 気象観測所の風向・風速（風配図）

出典：「平成21年度 大気汚染常時監視測定結果」（三重県ホームページ）

2) 苦情等の状況

「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）によれば、平成21年度の大気汚染に関する苦情は、本市で77件報告されている。

(3) 騒音

1) 騒音の状況

三重県内では、平成22年度に環境騒音の測定を55地点、自動車交通騒音の測定を25地点で実施している。

平成22年度に市内で測定された環境騒音及び自動車交通騒音の測定地点のうち、対象事業実施区域から約25km以内の地点における測定結果を、表4.1-5～6に示す。

環境騒音は、いずれの地点も環境基準を達成しているが、自動車交通騒音は、一部の調査地点で環境基準を超過している。

ただし、いずれの調査地点も対象事業実施区域から15km以上離れており、対象事業実施区域近傍の騒音の状況は不明である。

表 4.1-5 環境騒音測定結果（平成 22 年度）

番号	地域類型	用途地域	調査場所	対象事業実施区域からの方角・距離	等価騒音レベル(昼間)			等価騒音レベル(夜間)		
					L_{Aeq} (dB)	環境基準		L_{Aeq} (dB)	環境基準	
						基準値(dB)	適合状況		基準値(dB)	適合状況
1	A	第1種低層住居専用地域	津市渋見町 630-64 つつじが丘東公園	北東 約 25km	49	55	○	37	45	○
2	B	第1種住居地域	津市香良洲町 2214-2 香良洲総合支所職員駐車場	北東 約 20km	49	55	○	37	45	○
3	C	近隣商業地域	津市久居東鷹跡町 246 久居総合支所	北東 約 20km	54	60	○	43	50	○
4	C	準工業地域	津市南丸之内 5 番地 三番町公園	北東 約 25km	49	60	○	38	50	○

注1) ○印は騒音に係る環境基準に適合していることを示す。

注2) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日午前6時まで

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

表 4.1-6 自動車交通騒音測定結果（平成 22 年度）

番号	道路名	地域類型	調査場所	車線数	対象事業実施区域からの方角・距離	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準		要請限度	
							基準値(dB)	適合状況	基準値(dB)	適合状況
1	一般国道 23 号	C	津市栄町二丁目	6	北東 約 25km	65	70	○	75	○
						60	65	○	70	○
2	一般国道 165 号	-	津市戸木町	4	北東 約 20 km	71	70	×	75	○
						65	65	○	70	○
3	津久居線	A	津市観音寺町	2	北東 約 25km	65	70	○	75	○
						59	65	○	70	○
4	一般国道 165 号	C	名張市鴻之台一番町	2	北西 約 20km	70	70	○	75	○
						65	65	○	70	○

注) 騒音レベルの時間区分は、上段が昼間（午前 6 時～午後 10 時まで）、下段が夜間（午後 10 時～翌日午前 6 時）である。

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

2) 苦情等の状況

「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）によれば、平成21年度の騒音に関する苦情は、本市で20件報告されている。

(4) 振動

1) 振動の状況

三重県内では、平成22年度に自動車交通振動の測定を26地点で実施している。

平成22年度に市内で測定された自動車交通振動の測定地点のうち、対象事業実施区域から25km以内の地点における測定結果を表4.1-7に示す。

自動車交通振動について全地点で要請限度に適合している。

ただし、いずれの調査地点も対象事業実施区域から15km以上離れており、対象事業実施区域近傍の振動の状況は不明である。

表4.1-7 市内の自動車交通振動測定結果（平成22年度）

番号	道路名	用途地域	調査場所	対象事業実施区域からの方角・距離	振動レベル（昼間）		振動レベル（夜間）	
					(dB)	要請限度 規制値 (dB)	適合 状況	(dB)
1	一般国道165号	商業地域	津市久居明神町	北東 約20km	43	70	○	41
2	市道	第一種 住居地域	津市津興	北東 約25km	39	65	○	35
3	一般国道23号	準工業地域	松阪市郷津町	北東 約20km	41	70	○	33
4	県道松阪環状線	第一種 住居地域	松阪市春日町 3丁目	東 約20km	39	65	○	35

注) 昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から翌日午前8時まで

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

2) 苦情等の状況

「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）によれば、平成21年度の振動に関する苦情は、本市で1件報告されている。

(5) その他の大気に係る環境の状況

1) 悪臭の状況

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、その地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っており、本市は、生活環境を保全すべき地域の特定悪臭物質の規制地域となっている。

なお、対象事業実施区域周辺では、悪臭の測定は行われていない。

2) 苦情等の状況

「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）によれば、平成21年度の悪臭に関する苦情は、本市で46件報告されている。

4.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象

対象事業実施区域の周辺では、対象事業実施区域内を流れる沢が合流する八手俣川が流れしており、君ヶ野ダムを経て雲出川に合流する。

雲出川は、伊勢平野にて長野川、波瀬川及び中村川が合流し、河口近くで雲出古川を分派して伊勢湾に注ぐ一級河川である。

(2) 水質

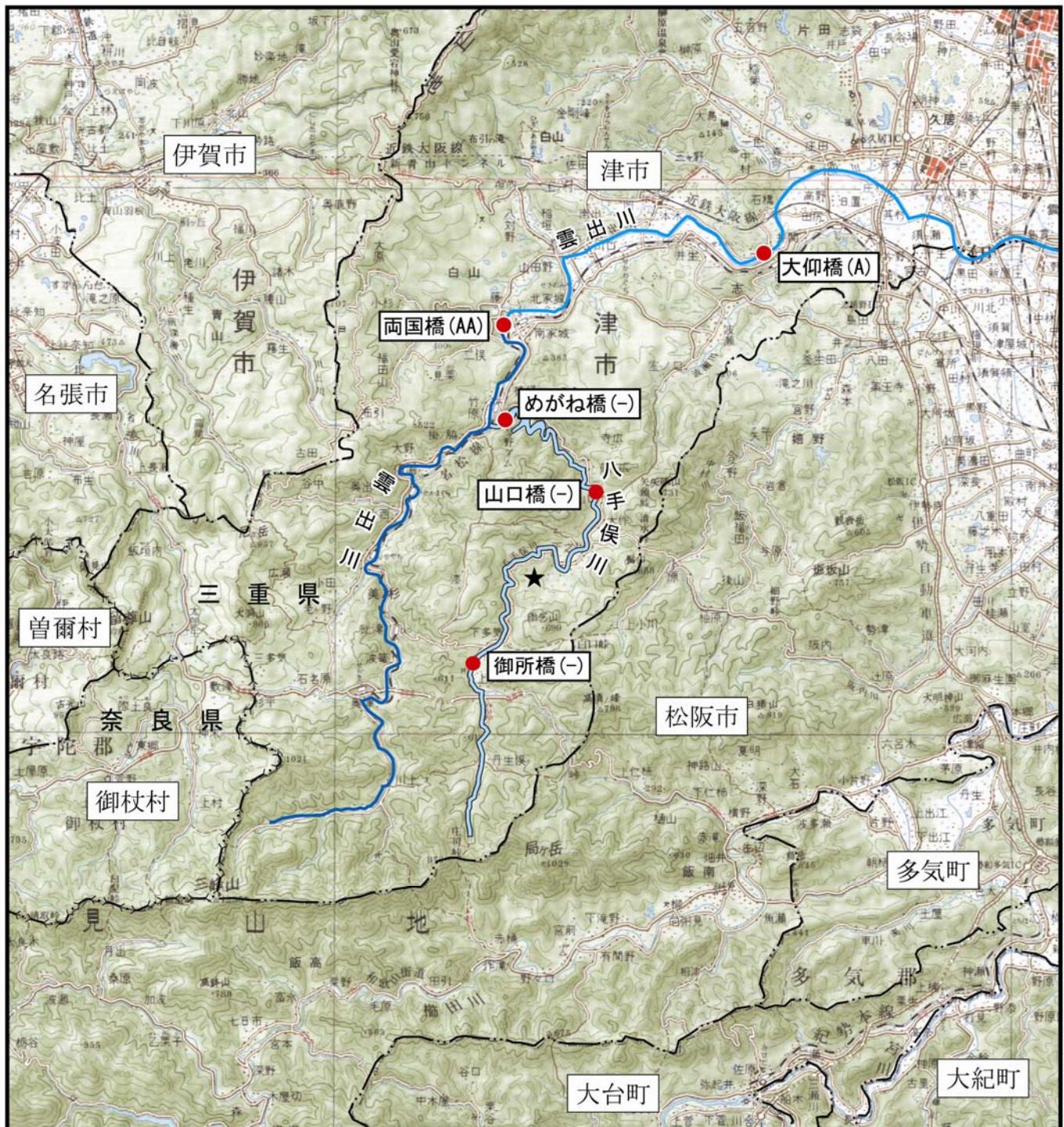
1) 水質の状況

三重県内では、国土交通省及び三重県、本市等によって、河川の水質調査が実施されている。対象事業実施区域の周辺の河川水質調査地点を図4.1-6に、雲出川の平成22年度の測定結果を表4.1-8(1)に、八手俣川の平成16年～18年度の測定結果を表4.1-8(2)に示す。

「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」において雲出川上流でAA類型、雲出川下流でA類型に設定されている。八手俣川は、環境基準の類型の指定はされていない。

河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBOD75%値でみると、雲出川両国橋で0.5mg/L、雲出川大仰橋で0.6mg/Lであり、いずれの地点も環境基準（AA類型：1mg/L、A類型：2mg/L）を達成している。八手俣川においては、平成17年度では山口橋で1.4mg/L、平成18年度ではめがね橋で1.1mg/L、御所橋で1.3mg/L、山口橋で1.1mg/Lである。

また、両国橋では、河川水質のダイオキシン類の調査が実施されており、平成22年度は0.068pg-TEQ/Lと、環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成している（「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）より）。



凡 例

★ : 対象事業実施区域

● : 水質調査地点(類型指定)

図 4.1-6 対象事業実施区域周辺の
水質調査地点

—·—·— : 県 界

——— : 市 界

河 川

: AA類型

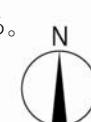
: A類型

: 類型指定なし

注) 大仰橋は環境基準指定水域内の基準点以外の測定点(補足地点)である。

出典:「平成 23 年度版 三重県環境白書」(平成 23 年 11 月、三重県)

「津市環境調査 水質(河川) 平成 18 年度~20 年度調査結果」
(津市ホームページ)



1:200,000

0 5 10km

表 4.1-8(1) 平成 22 年度水質調査結果

単位 : DO、BOD、SS : mg/L、大腸菌群数 : MPN/100mL

河川名	類域 指定 水域名	測定 地点	測定 機関	類型	測定結果					環境 基準
					項目	平均値	範囲	75%値	適合率 (%)	
雲出川	雲出川 上流	両国橋	三重県	A A	p H	7. 9	7. 4~8. 2		100(100)	6. 5 以上 8. 5 以下
					D O	10. 3	8. 9~13. 0		100(100)	7. 5mg/L 以上
					B O D	0. 5	<0. 5~0. 8	0. 5	92(92)	1mg/L 以下
					S S	1. 3	<1~2		100(100)	25mg/L 以下
					大 腸 菌 群数	$3. 3 \times 10^3$	$7. 9 \times 10 \sim 11 \times 10^3$		0(0)	50MPN/ 100mL 以下
	雲出川 下流	大仰橋	国土 交通省 中部 地方 整備局	(A)	p H	7. 7	7. 5~8. 0		100(100)	6. 5 以上 8. 5 以下
					D O	10. 2	8. 2~13. 0		100(100)	7. 5mg/L 以上
					B O D	0. 6	0. 5~1. 2	0. 6	100(100)	2mg/L 以下
					S S	2. 3	<1~7		100(100)	25mg/L 以下
					大 腸 菌 群数	$2. 4 \times 10^3$	$23 \times 10 \sim 4. 9 \times 10^3$		17(17)	1000MPN/ 100mL 以下

注1) 適合率(%) = (環境基準に適合した検体数/総検体数) × 100

注2) 適合率欄の括弧内は前年度の数値を示す。

注3) 類型欄の()書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補足地点)

注4) 「<」は、測定下限値未満の値を意味する。

出典：「平成22年度 公用用水域及び地下水の水質測定結果個票」(三重の環境と森林ホームページ)

表 4.1-8(2) 河川の水質調査結果 (本市測定)

河川 名	測定 地点	測定 機関	年度	p H	B O D (mg/L)	S S (mg/L)	D O (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
八 手 俣川	め が ね 橋	津市	平成 16 年	7. 7	0. 5 未満	—	10. 8	$4. 8 \times 10^2$	
			平成 17 年	8. 3	0. 9	—	10. 4	$4. 9 \times 10^2$	
			平成 18 年	8. 1	1. 1	—	11	$3. 6 \times 10^2$	
	御 所 橋		平成 16 年	7. 6	0. 6 未満	—	10. 8	$4. 5 \times 10^2$	
			平成 17 年	8. 0	1. 0	—	9. 8	$3. 3 \times 10^2$	
			平成 18 年	7. 8	1. 3	—	9. 9	$6. 6 \times 10^2$	
	山 口 橋		平成 16 年	7. 8	0. 6 未満	—	11. 1	$9. 6 \times 10^2$	
			平成 17 年	8. 5	1. 4	—	9. 6	$9. 0 \times 10^2$	
			平成 18 年	8. 1	1. 1	—	9. 9	$4. 6 \times 10^2$	
環境基準 (類型指定なし)			—	—	—	—	—	—	

注1) 各項目の数値は、当該年度における測定結果の平均値

注2) 測定回数は場所によって異なる。

注3) 平成19年度以降は測定されていない。

出典：平成16、17年データ：「平成18年度 津市統計書」(津市)

平成18年データ：「津市環境調査結果 水質(河川) 平成18年度調査結果」(津市ホームページ)

2) 主要発生源の状況

水質汚濁防止法では、同法第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排出水量が50m³/日以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されている。その水質汚濁防止法に基づく特定事業場数を表4.1-9に示す。

なお、特定施設に対象事業である一般廃棄物の最終処分場は含まれない。

表 4.1-9 事業所一覧

業種 特定 事業 場数	畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品 製造業	紙加工品 パルプ・紙・ 製造業	化学工業	石油精製業	ゴム製品 製造業	窯業	碎石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	2 (1)	59	7		3	17 (4)	1	6 (1)	25 (3)	4	1	57 (37)
50m ³ /日 未満	474	947	40	43		25 (5)		7	175 (6)	76	15	158 (29)
計	476 (1)	1,006	47	43	3	42 (9)	1	13 (1)	200 (9)	80	16	215 (66)

業種 特定 事業 場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・ 写真現像業 ・印刷業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道終末処理施設・ し尿処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	113	43	11 (1)		10		10 (8)		520 (5)	9 (4)	905 (64)
50m ³ /日 未満	8	2,480	91	506 (14)	271 (1)	7	769	61 (33)	26	551 (2)	36 (15)	6,766 (106)
計	15	2,593	134	517 (15)	271 (1)	17	769	71 (41)	26	1,071 (1)	45 (7)	7,671 (170)

注) () は内数で有害事業場分、四日市市内事業場数を除く

出典：「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）

3) 苦情等の状況

「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）によれば、平成21年度の水質汚濁に関する苦情は、本市で39件報告されている。

(3) その他の水に係る環境の状況

1) 地下水

本市内では、過去に地下水汚染が確認された地点で定期モニタリング調査が実施されているが、いずれの調査地点も対象事業実施区域から10km以上離れており、対象事業実施区域近傍の地下水の水質の状況は不明である。

また、三重県では、県内5地点において、地下水のダイオキシン類調査が行われているが、対象事業実施区域に最も近い測定地点（名張市夏見下河原）で、20km程度離れており、対象事業実施区域近傍の地下水のダイオキシン類の状況は不明である（「平成22年度のダイオキシン類環境調査結果について」（三重の環境と森林ホームページ）より）。

4.1.3 地盤及び土壤の状況

(1) 土壤の状況

1) 森林土壤等の状況

「土地分類基本調査」による周辺の土壤図を図4.1-7に示す。

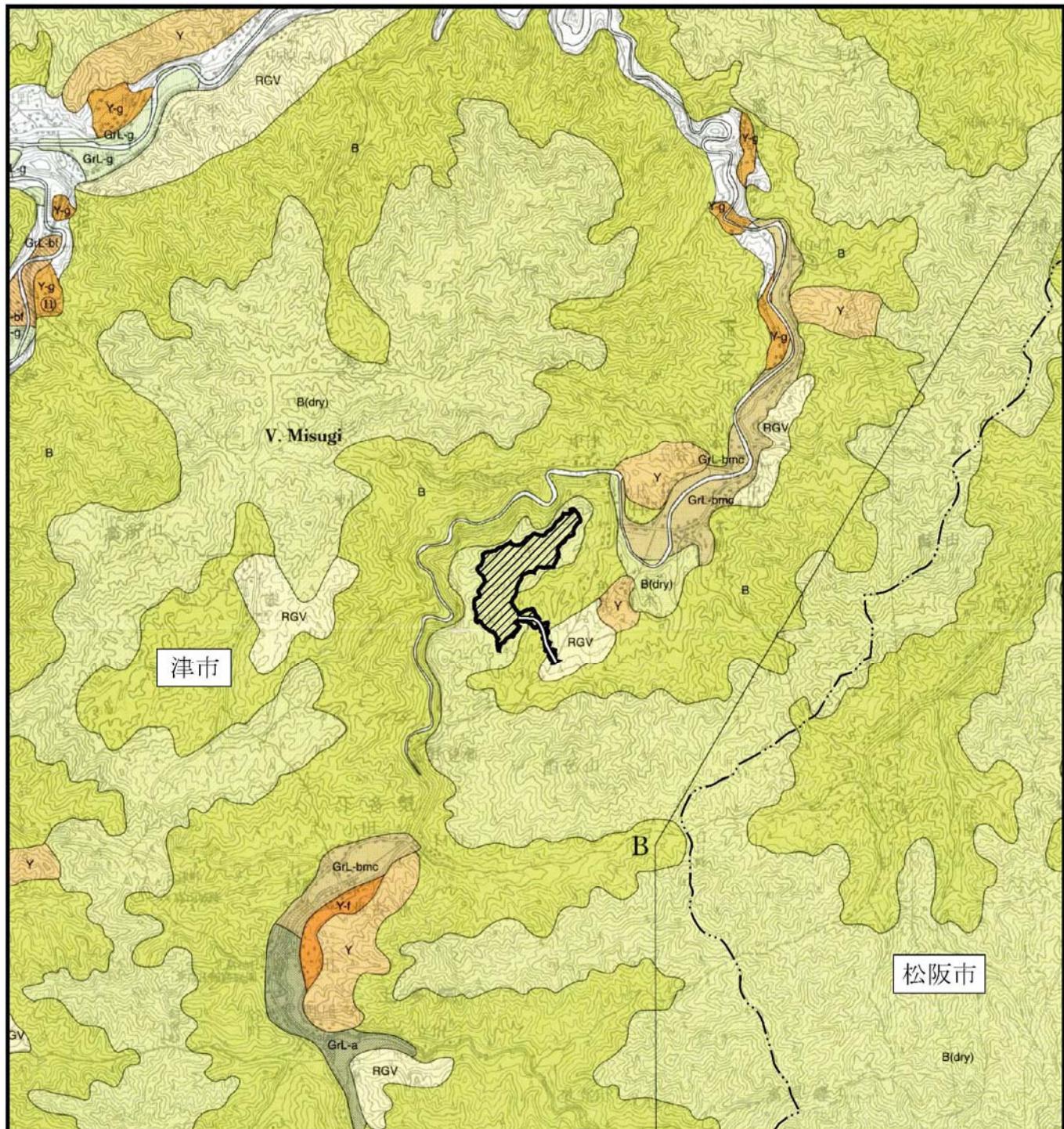
対象事業実施区域を含む高所山～雨乞山一帯は、一部谷部で未熟土壤や中粗流灰色低地土壤・灰褐系が分布するが、主に乾性褐色森林土及び褐色森林土が分布する地域である。

2) 土壤汚染の状況

本市では、平成22年度に土壤のダイオキシン類調査を市内2地点で実施しているが、いずれの調査地点も対象事業実施区域から20km以上離れており、対象事業実施区域近傍の土壤中ダイオキシン類の状況は不明である。

3) 苦情等の状況

「平成23年版 三重県環境白書」（平成23年11月、三重県）によれば、平成21年度の土壤汚染に関する苦情は、本市で3件報告されている。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界

未熟土

- RGV : 未熟土壤
- 褐色森林土
- B (dry) : 乾性褐色森林土壤
- B : 褐色森林土壤
- 黄色系褐色森林土
- Y : 黄色系褐色森林土壤

黄色土

- Y-f : 細粒黄色土壤
- Y-g : 矶質黄色土壤

図 4.1-7 対象事業実施区域周辺の土壤

灰色低地土

- GrL-g : 矶質灰色低地土壤・灰色系
- GrL-bf : 細粒灰色低地土壤・灰褐系
- GrL-bmc : 中粗粒灰色低地土壤・灰褐系
- GrL-a : 灰色低地土壤・下層黒ボク



1: 50,000

0 1 2km

出典：「土地分類基本調査「二本木」・「丹生」 土壤図」（平成 15 年 3 月、三重県）

4.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形及び地質の状況

「土地分類基本調査」による周辺の地形分類を図4.1-8に、表層地質を図4.1-9に示す。

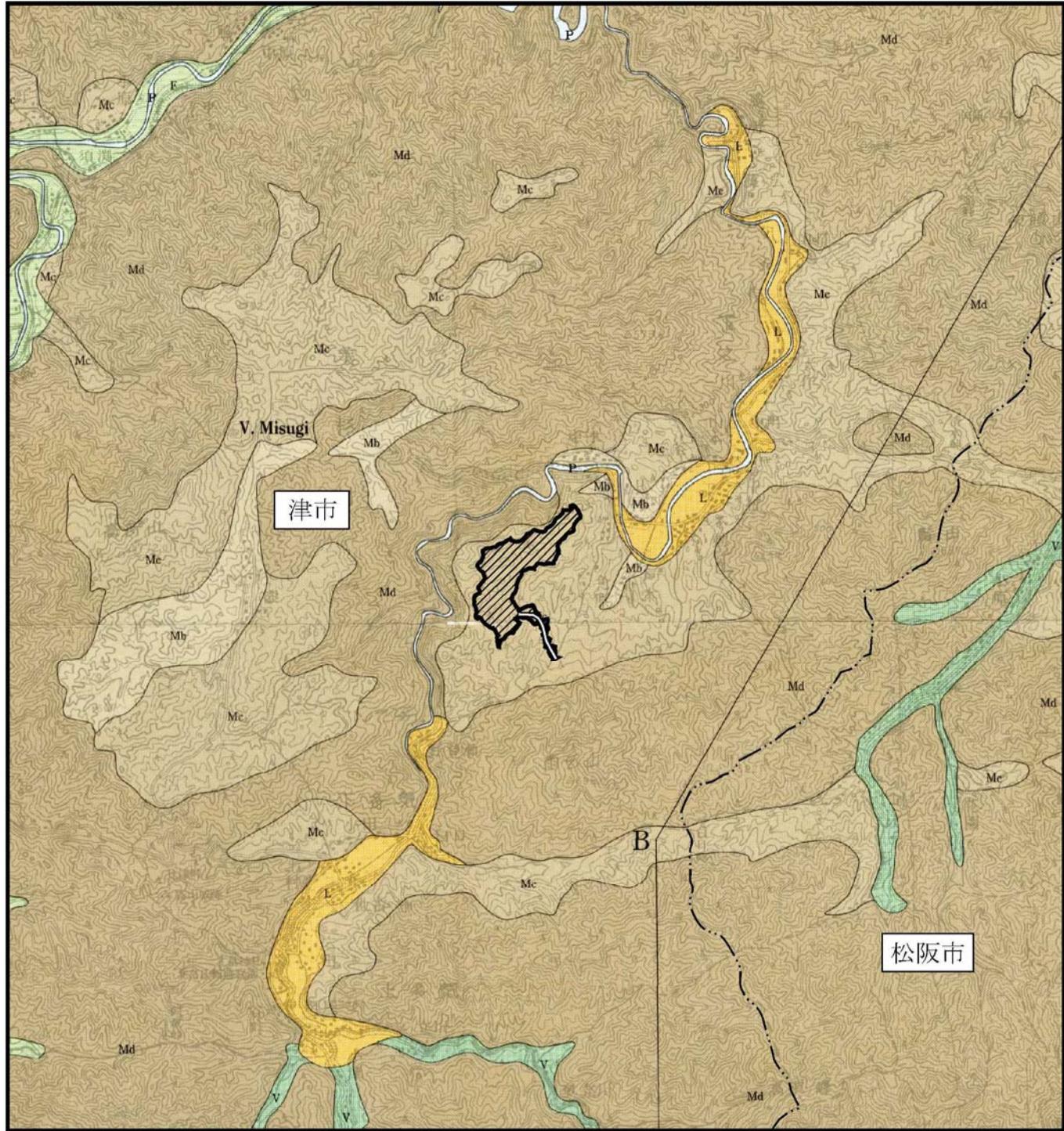
三重県は、松阪市飯南町粥見を通り、東西に走る中央構造線によって、南北に分けられる。地質構造上は、この線より南側は西南日本の外帶、北側が内帶と呼ばれ、地質上・地形上でも異なっている。対象事業実施区域は、中央構造線の内帶に位置し、主に標高800m以下で、山頂部付近に傾斜面をもつ山地帯である。

地質的には花崗岩類からなり、深層の風化により、山頂・山腹傾斜面や密度の高い谷地形が発達している。傾斜区分では、傾斜15°以上のやや急な斜面が多く分布する。

対象事業実施区域周辺の表層地質は、領家深成岩が広く分布する。領家深成岩はトナル岩・花崗閃緑岩類よりなり、粗粒～中粒で一般に片麻状構造をもっている。対象事業実施区域より東では、一志層群下部層（礫岩・砂岩）が分布している。

また、対象事業実施区域周辺に活断層はみられないが、対象事業実施区域の南東側に推定活断層がみられる（図4.1-10参照）。

なお、対象事業実施区域周辺に、「自然のレッドデータブック・三重-三重県の保護上重要な地形・地質および野生生物-」（1995年、三重自然誌の会）、「日本の地形レッドデータブック 第1集 -危機にある地形-」（2000年12月、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック 第2集 -保存すべき地形-」（2003年3月、古今書院）に該当する重要な地形・地質はない。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界

山地

- Mb : 山頂山腹緩斜面
(傾斜区分8~15°)
- Mc : 中間斜面
(傾斜区分15~30°)
- Md : 急斜面
(傾斜区分30° ~)

台地・段丘

- L : 下位段丘

図 4.1-8 対象事業実施区域周辺の地形分類

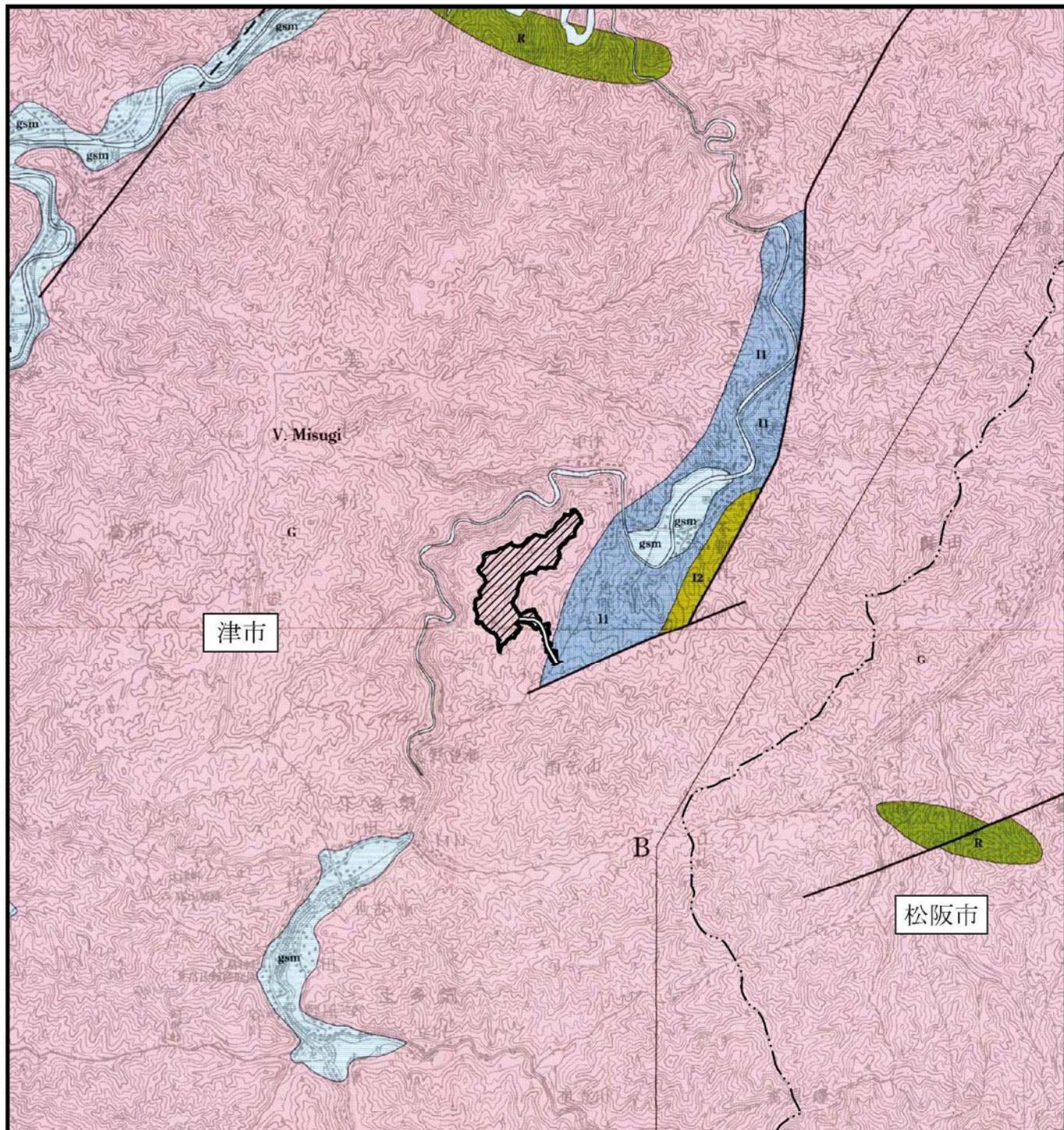
低地

- F : 谷底平野・氾濫平野
- V : 浅い谷
- P : 河川・池

その他

N 1:50,000 0 1 2km

出典：「土地分類基本調査「二本木」・「丹生」地形分類図」
(平成15年3月、三重県)



凡 例

図 4.1-9 対象事業実施区域周辺の表層地質

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界

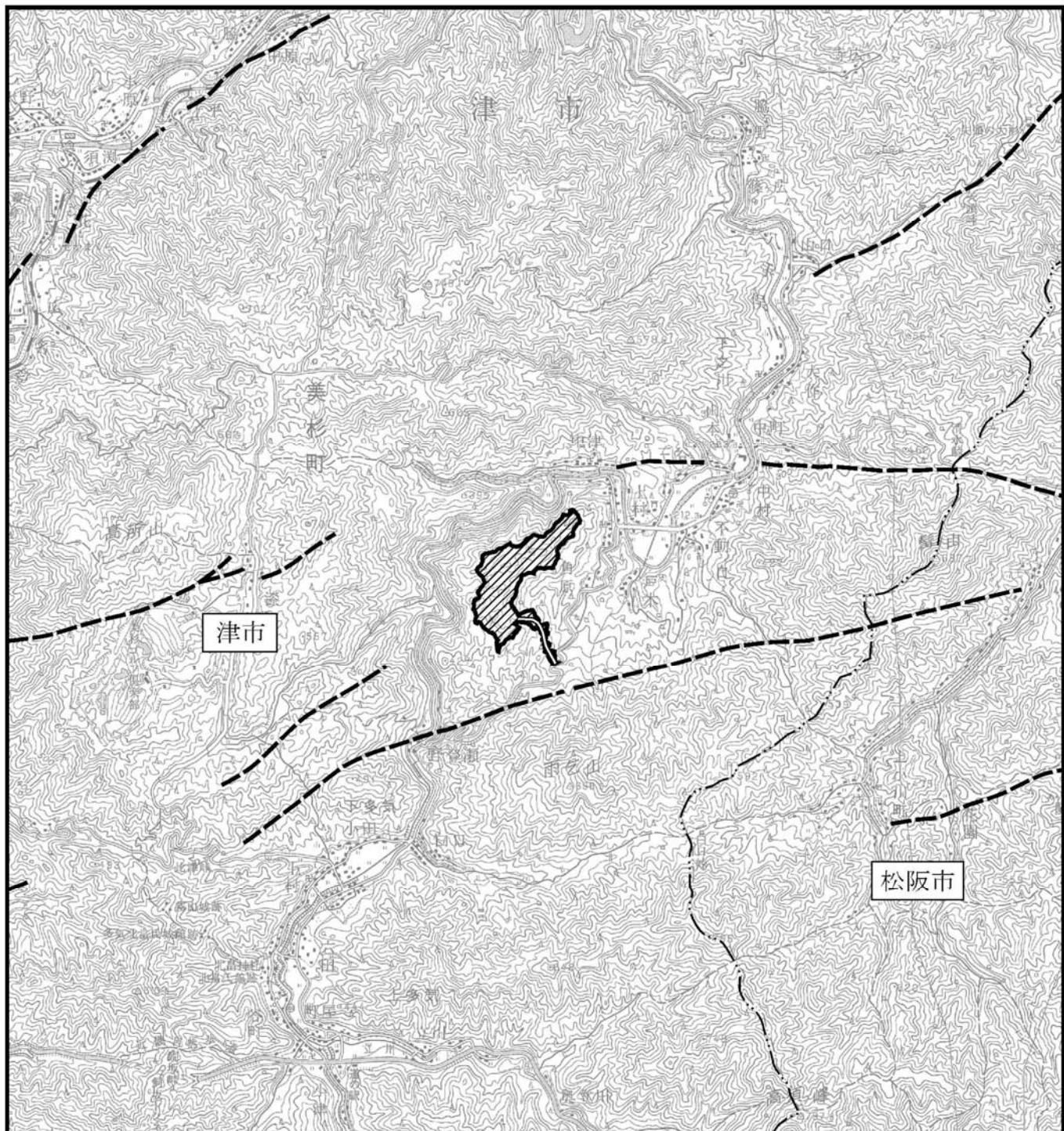
未固結堆積物	河床堆積物	礫・砂・泥を主とする堆積物	gsm
	一志層群中部層	泥岩・砂岩・凝灰質泥岩・凝灰岩	I2
固結堆積物および 变成岩・火成岩	一志層群下部層	礫岩・砂岩	I1
	領家深成岩	花崗岩類・閃綠岩類	G
	領家变成岩	変輝綠岩・斑れい岩	R
	断層		



1:50,000

0 1 2km

出典：「土地分類基本調査「二本木」・「丹生」表層地質図」
(平成 15 年 3 月、三重県)



凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

: 推定活断層

※推定活断層とは
地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、
現時点では明確に特定できないもの。または今後も
活動を繰り返すかどうか不明なもの。

図 4.1-10 対象事業実施区域周辺の推定活断層

出典：「三重県内活断層図（その2：中南勢及び周辺地域）」
(2007年、鈴木康弘・渡辺満久・廣中大助・杉戸信彦・三重県)



4.1.5 日照及び電波の状況

(1) 日照の状況

対象事業実施区域周辺は、標高約700m以下の中林地が広がる山地帯であり、主に谷部の八手俣川沿いに集落が分布する。

対象事業実施区域周辺には、日照障害となる高層の人工構造物はない。

(2) 電波の状況

対象事業実施区域周辺には、電波障害となる高層の人工構造物はない。

なお、対象事業実施区域が位置する津市美杉町下之川は、全世帯を対象にケーブルテレビが整備されている。

4.1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

国や県等が発行した既存資料（表4.1-10）により、対象事業実施区域周辺において生息または生育が確認された種及び群落、群集について取りまとめるとともに、表4.1-11の選定基準により重要な種及び群落・群集を選定した。

表4.1-10 既存資料一覧

略称	資料名	抽出情報等
第1～6回自然基礎	第1回～第6回：「自然環境保全基礎調査」（昭和51年～平成16年、環境庁・環境省）	対象事業実施区域を含むメッシュデータ
三重県RDB	「三重県レッドデータブック2005 動物」（2006年、三重県） 「三重県レッドデータブック2005 植物・キノコ」（2006年、三重県）	対象事業実施区域を含むメッシュデータ（5万分の1地形図「伊勢奥津」）
三重の生物	「三重の生物」（1994年、三重生 物教育会）	三重大学演習林、美杉村、平倉、平倉山、三峰山、高見山地、大洞山、雲出川、八手俣川、奥津、川上、若宮八幡宮、漆、倉骨峠、坂本、真福院
三重その自然と動物	「三重県その自然と動物」（1986年、三重県良書出版会）	
赤目県立公園	「赤目一志峡県立公園（学術調査報告書）」（昭和50年、三重県）	一志峡、一志峡水源地帯三峰山地－国定公園付近、雲出川の水源地帯～大部分は室生・赤目・青山国定公園内、雲出川の水源地帯の峡谷部

表 4.1-11 重要な種及び群落の選定基準及び位置づけ

略称	選定基準及び位置づけ	動物	植物
文化財保護法	「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)による天然記念物 特：特別天然記念物 天：天然記念物	○	○
種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)による国内希少野生動植物種	○	○
環境省RDB	「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物1－レッドデータブック－(哺乳類)」(平成14年、環境省編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物2－レッドデータブック－(鳥類)」(平成14年、環境省編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物3－レッドデータブック－(爬虫類・両生類)」(平成12年、環境庁編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物4－レッドデータブック－汽水・淡水魚類」(平成15年、環境省編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物5－レッドデータブック－昆蟲類」(平成18年、環境省編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物6－レッドデータブック－陸・淡水産貝類」(平成17年、環境省編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物7－レッドデータブック－クモ形類・甲殻類等」(平成18年、環境省編)	○	—
	「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物8－レッドデータブック－植物I(維管束植物)」(平成12年、環境庁編) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物9－レッドデータブック－植物II(維管束植物以外)」(平成12年、環境庁編)	—	○
	CR(絶滅危惧IA類)：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN(絶滅危惧IB類)：IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 CR+EN(絶滅危惧I類)：絶滅の危機に瀕している種 VU(絶滅危惧II類)：絶滅の危険が増大している種 NT(準絶滅危惧)：現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD(情報不足)：評価するだけの情報が不足している種 LP(絶滅のおそれのある地域個体群)：地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群(付属資料)	○	○
環境省RL	「環境省レッドリスト」(平成19年、環境省記者発表資料) カテゴリは環境省RDBと共通	○	○
近畿(三重)	「近畿地区鳥類レッドデータブック」(2002年、江崎保男・和田 岳編) 1危機：危機的絶滅危惧種。絶滅する可能性が極めて大きい 2危惧：絶滅危惧種。絶滅する可能性が大きい 3準絶：準絶滅危惧種。絶滅する可能性がある 4なし：特に危険なし・・・本方法書の重要種の表には記載せず	○	—
三重県条例	三重県自然環境保全条例(平成15年、三重県条例第2号)の規定による「三重県指定希少野生動植物種の指定」(平成16年、三重県)における三重県希少野生動植物指定種 三重県文化財保護条例(昭和32年、三重県条例第72号)における三重県指定天然記念物	○	○
三重県RDB	「三重県レッドデータブック 2005 動物」(2006年、三重県) 「三重県レッドデータブック 2005 植物・キノコ」(2006年、三重県) カテゴリは環境省RDBと基本的に共通	○	—
		—	○
		○	○

(1) 陸上動物

1) 哺乳類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では16科31種の哺乳類が確認されている。

「自然環境保全基礎調査」では、ミズラモグラ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、カモシカの14種が確認されている。

「三重県レッドデータブック2005動物」(三重県環境森林部自然環境室、平成18年)のメッシュ分布図では、ヒメヒミズ、モモジロコウモリ、コテングコウモリ、ニホンリス、ヤマネ、ツキノワグマ、カモシカの7種について、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。

重要な種としては、表4.1-12に示すとおり、上記7種のほか、カワネズミ、ミズラモグラ、キクガシラコウモリ、テングコウモリ、モモンガの4目8科12種があげられる。

表 4.1-12 重要な哺乳類

番号	目	科	種名	既存資料								選定基準					
				1 第 2 回 自然 基 礎	2 第 4 回 自然 基 礎	3 第 5 回 自然 基 礎	4 第 6 回 自然 基 礎	5 三 重 県 R	6 三 重 県 D	7 三 重 県 そ の 自 然 と 動 物	8 赤 目 立 公 園	1 文 化 財 保 護 法	2 種 の 保 存 法	3 環 境 省 R	4 環 境 省 D	5 三 重 県 條 例	6 三 重 県 R
1	モグラ	トガリネズミ	カワネズミ							○							VU
2		モグラ	ヒメヒミズ							○							VU
3			ミズラモグラ			○				○							VU
4	コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ							○							NT
5		ヒナコウモリ	モモジロコウモリ							○							NT
6			テングコウモリ							○						VU	VU
7			コテングコウモリ							○	○	○				VU	DD
8	ネズミ	リス	ニホンリス		○	○		○	○		○						NT
9			モモンガ							○							EN
10		ヤマネ	ヤマネ					○	○	○		天	NT	NT	○	VU	
11	ネコ	クマ	ツキノワグマ	○	○	○	○	○					LP		○	EN	
12		ウシ	カモシカ		○	○	○	○	○			特				NT	
合計	4目	8科	12種	1	3	4	2	7	9	2	1	2	0	3	2	2	12

注) 既存資料：表 4.1-10 参照

選定根拠：表 4.1-11 参照

2) 鳥類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では12目36科84種の鳥類が確認されている。

「三重県レッドデータブック2005動物」(三重県環境森林部自然環境室、平成18年)のメッシュ分布図では、オシドリ、サシバ、クマタカ、ヤマドリ、オオコノハズク、ヨタカの6種について、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。

重要な種としては、表4.1-13に示すとおり、これら6種に加えオオタカ、コノハズク等の9目18科28種があげられる。

表4.1-13 重要な鳥類

番号	目	科	種名	既存資料					選定基準							
				1 第 2 回 自然 基礎	2 三 重 県 R D B	3 三 重 の 生 物 D B	4 三 重 そ の 自 然 と 動 物 R D B	5 赤 目 県 立 公 園 R D B	1 文 化 財 保 存 法 R D L	2 種 の 保 存 法 R D B	3 環 境 省 R D B	4 環 境 省 R D L	5 近 畿 (三 重) R D L	6 三 重 県 條 例 R D B	7 三 重 県 R D B	
1	カモ	カモ	オシドリ	○									DD			CR
2	タカ	タカ	オオタカ					○	○	VU	NT					VU
3			サシバ	○		○					VU	3準絶				EN
4			クマタカ	○	○	○			○	EN	EN	2危惧				EN
5			ハヤブサ	チヨウゲンボウ				○					2危惧			NT
6			キジ	キジ	ヤマドリ	○	○									NT
7	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ					○					2危惧			
8	フクロウ	フクロウ	コノハズク				○	○			VU	2危惧				VU
9			オオコノハズク	○									DD			
10			フクロウ					○								NT
11	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○		○					VU	2危惧				DD
12	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン			○						2危惧				VU
13			ブッポウソウ	ブッポウソウ				○			VU	EN	2危惧			DD
14			キツツキ	オオアカゲラ				○					2危惧			VU
15	スズメ	サンショウウクイ	サンショウウクイ	サンショウウクイ				○			VU	VU	3準絶			VU
16			イワヒバリ	カヤクグリ				○					3準絶			
17			ツグミ	クロツグミ				○								NT
18			ウグイス	センダイムシクイ				○					3準絶			NT
19			キクイタダギ				○					3準絶				EN
20			セッカ		○								3準絶			
21			ヒタキ	キビタキ				○	○				3準絶			NT
22			オオルリ	○								3準絶				
23			コサメビタキ					○				3準絶				DD
24			キバシリ	キバシリ				○					2危惧			
25			ホオジロ	ミヤマホオジロ				○					3準絶			
26			ノジコ					○			NT	NT				DD
27			クロジ					○					3準絶			
28			アトリ	ウソ				○					3準絶			
合計	9目	18科	28種	2	6	0	4	22	0	2	6	8	21			20

注) 既存資料：表4.1-10参照

選定根拠：表4.1-11参照

3) 両生類・爬虫類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では2目6科15種の両生類、2目6科11種の爬虫類が確認されている。

「三重県レッドデータブック2005動物」(三重県環境森林部自然環境室、平成18年)のメッシュ分布図では、両生類でオオダイガハラサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、オオサンショウウオの3種について、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。

重要な種としては、表4.1-14に示すとおり、両生類ではこれら3種に加え、ブチサンショウウオ、イモリ、ヒキガエル、ナガレタゴガエルの2目5科7種が、爬虫類ではイシガメ、スッポン、シロマダラの2目3科3種があげられる。

表 4.1-14(1) 重要な両生類

番号	目	科	種名	既存資料				選定基準					
				1 第5回 自然基礎	2 三重県 RDB	3 三重の生物	4 赤目県立公園	1 文化財 保護法	2 種の保 存法	3 環境省 RDB	4 環境省 RLB	5 三重県 条例	6 三重県 RDB
1	サンショウウオ	サンショウウオ	ブチサンショウウオ			○						NT	NT
2			オオダイガハラサンショウウオ	○	○	○					VU	○	VU
3			ハコネサンショウウオ	○									VU
4		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	○	○	○		特		NT	VU	○	VU
5		イモリ	イモリ			○					NT		
6	カエル	ヒキガエル	ヒキガエル				○						NT
7		アカガエル	ナガレタゴガエル			○							VU
合計	2目	5科	7種	1	3	5	2	1	0	1	4	2	6

注) 既存資料：表 4.1-10 参照

選定根拠：表 4.1-11 参照

表 4.1-14(2) 重要な爬虫類

番号	目	科	種名	既存資料					選定基準				
				1 自然 環境 保 全	2 三重 県 R D B	3 三重 の 生 物	4 赤 目 県 立 公 園	5 三重 そ の 自 然 と 動 物	1 種 の 保 存 法	2 環 境 省 R D B	3 環 境 省 R L B	4 三 重 県 R D B	
1	カメ	イシガメ	イシガメ				○				DD		
2		スッポン	スッポン				○			DD	DD	DD	
3	トカゲ	ヘビ	シロマダラ			○							NT
合計	2目	3科	3種	0	0	1	2	0	0	1	2	2	

注) 既存資料：表 4.1-10 参照

選定根拠：表 4.1-11 参照

4) 昆虫類等

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では14目92科272種の昆虫類が確認されている。

「三重県レッドデータブック2005動物」（三重県環境森林部自然環境室、平成18年）のメッシュ分布図では、ルリボシヤンマ、マエグロハネナガウンカ、タガメ、チャマルチビヒヨウタンゴミムシ、ムネアカツヤケシコメツキ、カスリチビカミキリ、ホシモンマダラヒゲナガゾウムシ、オオマダラヒゲナガゾウムシ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ、スジボソヤマキチョウ、オオムラサキ、クロヒカゲモドキ、ウラナミジャノメ本土亜種の14種について、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。重要な種としては、表4.1-15に示すとおり、これら14種を含め、6目37科53種があげられる。

クモ類では「三重県レッドデータブック2005動物」（三重県環境森林部自然環境室、平成18年）のメッシュ分布図で、ドヨウオニグモ、シノビグモが対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされており、表4.1-16に示すとおり、これら1目2科2種がクモ類の重要種としてあげられる。

また、第2回自然環境保全基礎調査で位置情報が得られた重要な昆虫類を、図4.1-11に示した。

表 4.1-15 重要な昆虫類

番号	目	科	種名	既存資料							選定基準						
				1 第 2 回 自然 環 境 基 礎	2 第 4 回 自然 環 境 基 礎	3 第 5 回 自然 環 境 基 礎	4 三 重 R D B	5 三 重 の 生 物	6 三 重 そ の 自 然 と 動 物	7 赤 目 県 立 公 園	1 国 指 定 天 然 記 念 物	2 種 の 保 存 法	3 環 境 省 R D B	4 環 境 省 R D L	5 三 重 県 条 例	5 三 重 県 R D B	
1	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ						○			VU	NT		EN		
2		ムカシトンボ	ムカシトンボ							○					VU		
3		サナエトンボ	コサナエ						○						EN		
4		ヤンマ	ルリボシヤンマ						○						EN		
5		ナナフシ	ナナフシ	シラキトビナナフシ						○					DD		
6		カメムシ	ハネナガウンカ	マエグロハネナガウンカ					○						DD		
7		セミ	アカエゾゼミ							○	○				VU		
8		コオイムシ	タガメ						○	○				VU	VU	NT	
9		アミメカゲロウ	ウスバカゲロウ	コマダラウスバカゲロウ							○				DD		
10	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ		○									NT	VU		
11		オサムシ	クロカタビロオサムシ					○	○						VU		
12		チャマル	チャマルチヒヨウタングミムシ		○										DD		
13		ゲンゴロウ	キボシツブゲンゴロウ							○				NT	NT	VU	
14		クワガタムシ	オニクワガタ							○					NT		
15		コブスジコガネ	アイヌコブスジコガネ						○						NT		
16		タマムシ	トゲフタオタマムシ					○							VU		
17		アオタマムシ	アオタマムシ					○							VU		
18		コメツキムシ	ムネアカツヤケシコメツキ		○	○									DD		
19		ベニボタル	チビュウジベニボタル					○							DD		
20		コガクカムネ	コガクカムネベニボタル					○							EN		
21		カッコウムシ	クロフアシナガカッコウムシ					○							EN		
22		ツツシングイ	オオヌツツシングイ					○							DD		
23		ケシキスイ	シリグロオオケシキスイ					○							DD		
24		オオキノコムシ	オオキノコムシ					○							VU		
25		テントウムシダマシ	セダカテントウダマシ		○	○	○								VU		
26		クロスジムクゲテントウダマシ			○										DD		
27		ホソカタムシ	ルイスホソカタムシ		○	○									DD		
28		ナガクチキムシ	ホソノミナガクチキ		○										NT		
29		ミスジナガクチキ	ミスジナガクチキ		○	○									DD		
30		アカハネムシ	ヘリハネムシ		○	○				○					NT		
31		アリモドキ	クロスジイッカク		○	○									NT		
32		アトコブゴミムシダマシ	アトコブゴミムシダマシ		○										NT		
33		ゴミムシダマシ	キムラチビコブツノゴミムシダマシ		○										DD		
34		コチビツノゴミムシダマシ	コチビツノゴミムシダマシ		○										DD		
35		コモンキノコゴミムシダマシ	コモンキノコゴミムシダマシ		○	○									DD		
36		カミキリムシ	トゲムネホソヒゲカミキリ		○										DD		
37		カスリチビカミキリ	カスリチビカミキリ		○	○									DD		
38		クロサワヒメコバネカミキリ	クロサワヒメコバネカミキリ		○										DD		
39		キイロアラゲカミキリ	キイロアラゲカミキリ		○	○	○								DD		
40	ヒゲナガゾウムシ	クロオビヒゲナガゾウムシ						○							NT		
41		ホシモンマダラヒゲナガゾウムシ			○										DD		
42		オオマダラヒゲナガゾウムシ			○	○									DD		
43		ミツギリゾウムシ	アツツホソミツギリゾウムシ		○	○									DD		
44		ヒメマルミツギリゾウムシ	ヒメマルミツギリゾウムシ					○							DD		
45		ゾウムシ	シロカレキゾウムシ					○	○						VU		
46	チョウ	アゲハチョウ	ギフチョウ	○		○	○						VU	VU	VU		
47		シロチョウ	ツマグロキチョウ			○							VU	VU	VU		
48		スジボソヤマキチョウ				○									EN		
49		シジミチョウ	オオミドリシジミ		○	○									VU		
50		クロシジミ	クロシジミ		○	○								CR+EN	CR+EN	VU	
51		タテハチョウ	オオムラサキ		○	○	○	○	○					NT	NT	NT	
52		ジャノメチョウ	クロヒカゲモドキ					○						VU	VU	VU	
53		ウラナミジャノメ本土亜種						○	○					VU		EN	
合計		6目	37科	53種	2	3	4	14	29	19	8	0	0	9	9	0	53

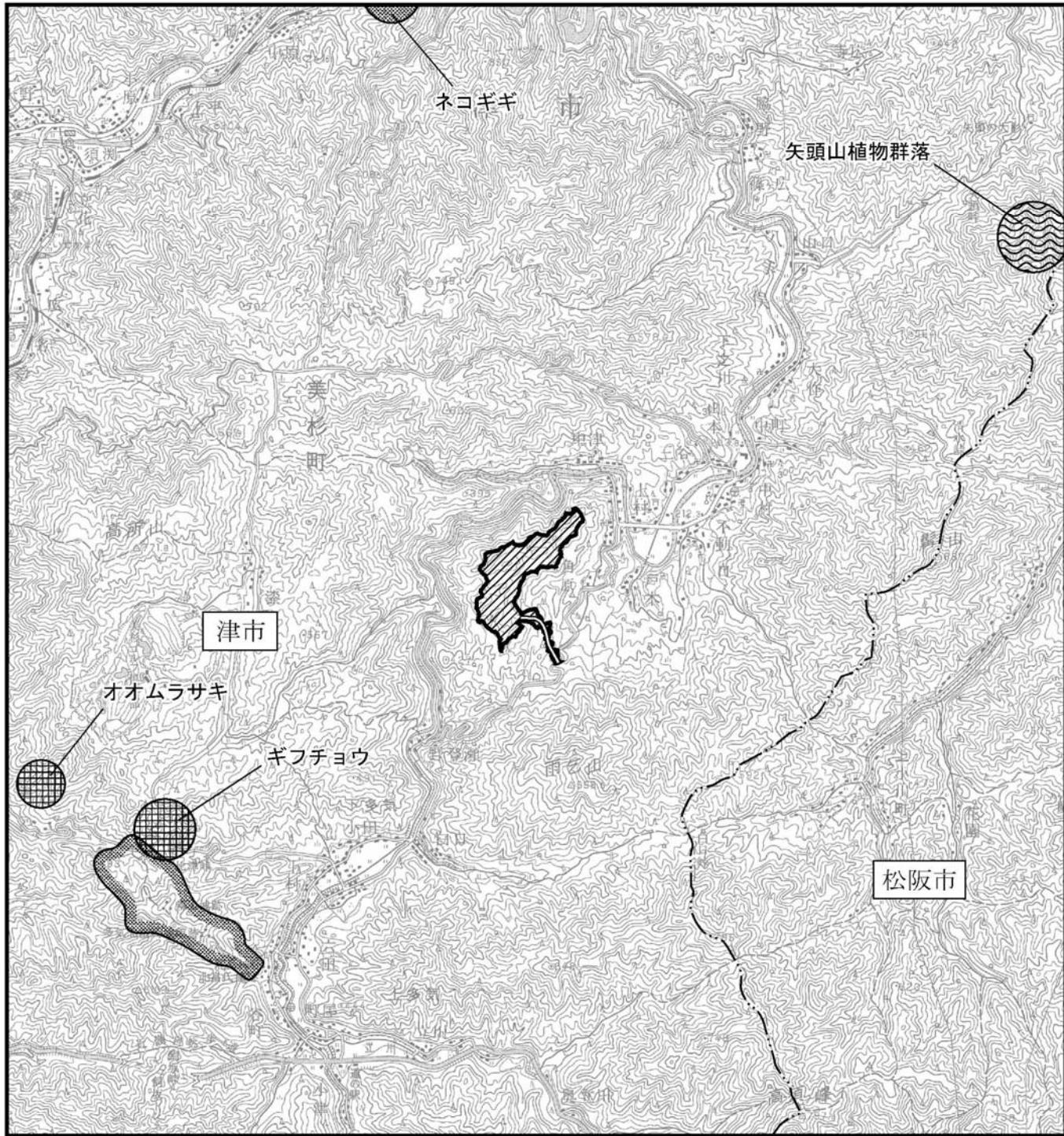
注) 既存資料 : 表 4.1-10 参照
選定根拠 : 表 4.1-11 参照

表 4.1-16 重要なクモ類

番号	目	科	種名	既存資料		選定基準				
				1 三重 の生 物	2 三重 県 R D B	1 国 指 定 天 然 記 念 物	2 種 の保 存 法	3 環 境 省 R D B	4 環 境 省 R L	5 三 重 県 R D B
1	クモ	コガネグモ	ドヨウオニグモ	○	○					NT
2		サシアシグモ	シノビグモ		○					VU
合計	1目	2科	2種	1	2	0	0	0	0	2

注) 既存資料 : 表 4.1-10 参照

選定根拠 : 表 4.1-11 参照



凡 例

図 4.1-11 対象事業実施区域周辺の動植物分布

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : 特定植物群落
- : 淡水魚類
- : 昆虫類
- : 国定公園

出典：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年、環境庁）



(2) 陸上植物等及びキノコ類

1) 維管束植物

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では5目76科203種の植物が確認されている。「三重の生物」では三重大学演習林、美杉村での記録がある種が19科21種、「赤目一志峠県立公園(学術調査報告書)」(三重県、昭和50年)では三峰山や雲出川における確認種として、オニノヤガラやショウキラン等の絶滅危惧IB類の種を含め、63科160種が掲載されている。

「三重県レッドデータブック2005植物」(三重県環境森林部自然環境室、平成18年)のメッシュ分布図では、絶滅危惧IA類のヒキノカサや絶滅危惧IB類のクロミノイタチシダ、オニノヤガラ、ショウキラン等を含め、28種が対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。

重要な種としては、これらの28種をはじめとし、表4.1-17に示すとおり、16科35種があげられる。

表 4.1-17 重要な植物

番号	分類	科	種名	既存資料				選定基準				
				1 三重県 R D B	2 自然 D B	3 三重の 生物 B 三重	4 赤目 県立 公園	1 種の 保存法	2 環境省 R D B	3 環境省 R L	4 環境省 R B	5 三重県 R D B
1	シダ植物	コケシノブ	コケシノブ	○								VU
2		オシダ	クロミノイタチシダ	○								EN
3		ヒメシダ	ミヅシダモドキ	○								VU
4		メシダ	フモトシケシダ	○								NT
5		イワヤシダ	○									VU
6		サンショウモ	サンショウモ		○				VU	NT		VU
7	離弁花類	キンポウゲ	ユキワリイチゲ	○								NT
8			トリガタハンショウヅル	○								NT
9			ヒキノカサ	○					VU	VU		CR
10			シギンカラマツ	○								VU
11		マメ	ニワフジ	○								NT
12		ツリフネソウ	ハガクレツリフネ	○								VU
13	合弁花類	ツツジ	カイナンサラサドウダン	○								NT
14			アカヤシオ	○								NT
15		アカネ	イナモリソウ	○								NT
16		シソ	オウギカズラ	○								NT
17			ウスギナツノタムラソウ	○								NT
18		ゴマノハグサ	クワガタソウ	○								VU
19		キク	クサヤツデ	○								NT
20	单子葉植物	ユリ	ヒメユリ	○					EN	EN		DD
21			ササユリ	○								NT
22		カヤツリグサ	アズマスゲ	○								VU
23			サワヒメスゲ	○								VU
24			コシンジュガヤ	○								NT
25		ラン	マメヅタラン		○			VU	NT			NT
26			ムギラン		○			VU	NT			NT
27			エビネ	○				VU	NT			NT
28			オニノヤガラ		○							EN
29			ギボウシラン	○								DD
30			ヨウラクラン	○		○						VU
31			トンボソウ	○		○						NT
32			ベニカヤラン(マツラン)		○				VU			DD
33			モミラン	○					VU			DD
34			クモラン		○							VU
35			ショウキラン		○							EN
合計	4分類	16科	35種	28	0	1	8	0	6	9	0	35

注) 既存資料 : 表 4.1-10 参照

選定根拠 : 表 4.1-11 参照

2) 蘚苔類・地衣類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では14目34科50種（目科不明2種含む）の蘚苔類・地衣類が確認されている。「三重の生物」では蘚苔類として三重大学演習林、美杉村で22種が、「赤目一志峠県立公園」では蘚苔類として35種、地衣類としてサルオガセの一種の1種の記載がある。

「三重県レッドデータブック2005植物」（三重県環境森林部自然環境室、平成18年）のメッシュ分布図では、トサヒラゴケ、ホソミツヤゴケ、オオヒラツボゴケ、トガリスギバゴケ、チチブイチョウゴケの5種について、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。

重要な種としては、表4.1-18に示すとおり、10科14種があげられる。

表 4.1-18 重要な蘚苔類・地衣類

番号	目	科	種名	既存資料			選定基準		
				1 三 重 の 生 物	2 重 県	3 赤 目 縣 立 公 園	1 環 境 省	2 環 境 省	3 三 重 県
1	マゴケ	チョウチンゴケ	コチョウチンゴケ			○			VU
2	タチヒダゴケ	タチヒダゴケ	イブキキンモウゴケ	○			VU	VU	EN
3			オオミゴケ	○					EN
4			ヒログチキンモウゴケ	○			DD	VU	DD
5	イヌマゴケ	ヒムロゴケ	オオミミゴケ	○					EN
6		ヒラゴケ	トサヒラゴケ		○		CR+EN	NT	NT
7	シトネゴケ	ツヤゴケ	ホソミツヤゴケ		○				NT
8		ハイゴケ	オオヒラツボゴケ	○	○				NT
9		イワダレゴケ	イワダレゴケ	○					VU
10			シノブヒバゴケ	○					EN
11			タチハイゴケ	○					VU
12	ウロコゴケ	ムチゴケ	トガリスギバゴケ		○				CR
13		ヤバネゴケ	エゾヒメヤバネゴケ	○					CR
14		チチブイチョウゴケ	チチブイチョウゴケ	○	○			VU	EN
	5目	10科	14種	10	5	1	3	4	14

注) 既存資料：表 4.1-10 参照

選定根拠：表 4.1-11 参照

3) キノコ類

既存資料によると、対象事業実施区域周辺では5目14科73種（目・科不明4種を含む）のキノコ類が確認されている。「三重の生物」では三重大学演習林、美杉村で69種の記載がある。

「三重県レッドデータブック2005植物」（三重県環境森林部自然環境室、平成18年）のメッシュ分布図では、マツタケ、アミタケ、ホウキタケ、ドクササコの4種について、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布もしくは記録があるとされている。

重要な種としては、表4.1-19に示すとおり、これら4種に加え、ツキヨタケ、ヤマドリタケ、エビタケの4科7種があげられる。

表 4.1-19 重要なキノコ類

番号	目名	科名	種名	既存資料		選定基準		
				1	2	1	2	3
				三 重 県 R D B	三 重 の 生 物 R D B	環 境 省 R D L	環 境 省 R D B	三 重 県 R D B
1	ハラタケ	キシメジ	ドクササコ	○				DD
2			ツキヨタケ		○	VU		
3			マツタケ	○			NT	EN
4		イグチ	ヤマドリタケ		○		DD	
5			アミタケ	○				VU
6	ヒダナシタケ	マンネンタケ	エビタケ		○	CR+EN		
7		ホウキタケ	ホウキタケ	○				VU
	2目	4科	7種	4	3	2	2	4

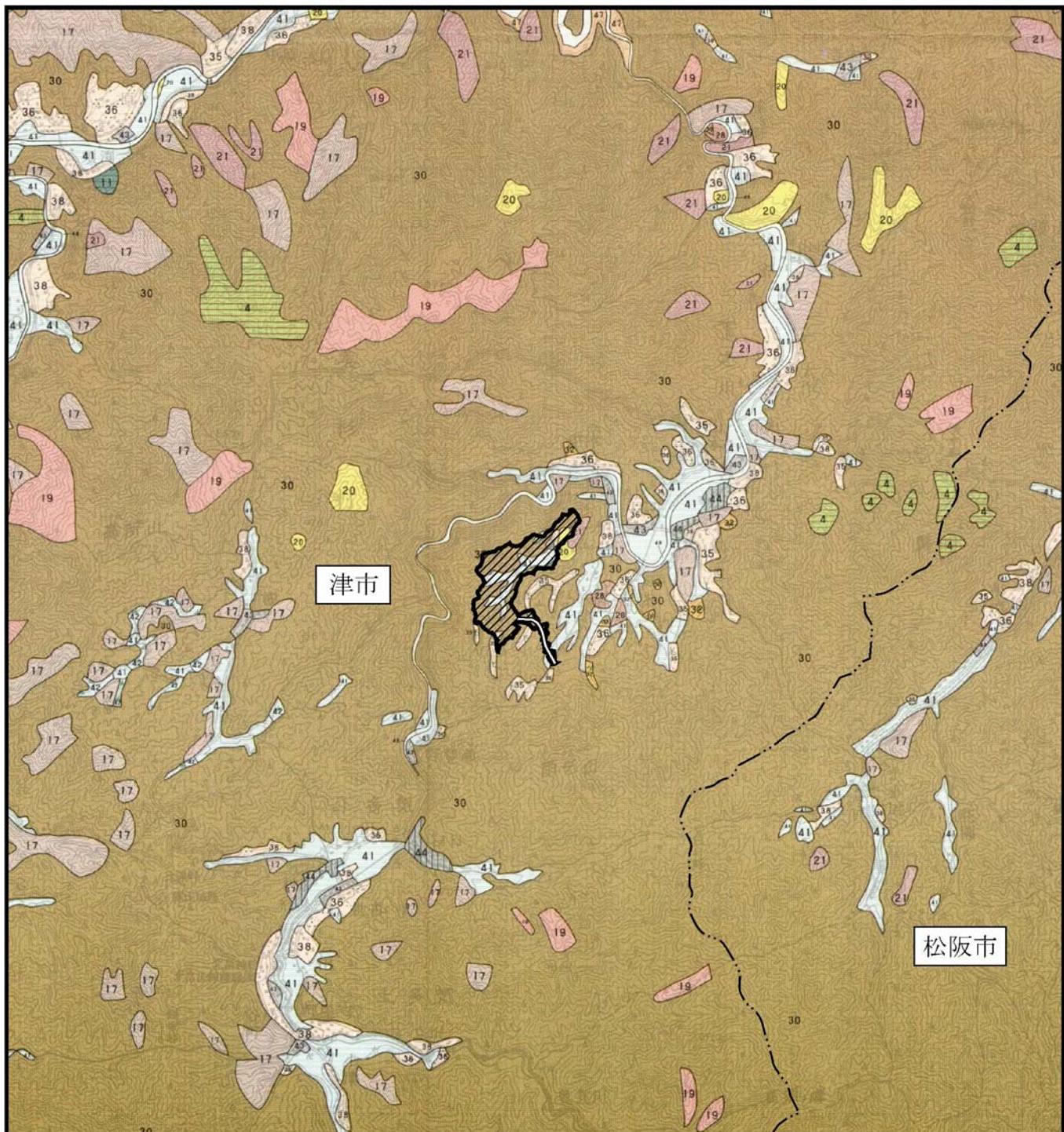
注) 既存資料：表 4.1-10 参照

選定根拠：表 4.1-11 参照

4) 植物群落

図4. 1-12に対象事業実施区域周辺の植生図を示す（「第3回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図 三重県（二本木）」（昭和60年、環境庁））。これによれば、対象事業実施区域周辺の植生はスギ・ヒノキ植林及び水田雑草群落が主体となっている。

「日本の重要な植物群落 東海版」（第2回自然環境保全基礎調査）（昭和55年、環境庁）、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落－日本の重要な植物群落Ⅱ東海版－」（昭和63年、環境庁）、「第5回自然環境保全基礎調査－特定植物群落調査報告書」（平成12年、環境省）による特定植物群落としては、図4. 1-11に示すとおり、「矢頭山植物群落」が挙げられる。なお、「植物群落レッドデータブック」（1996年、植物群落分科会編）に該当する群落は対象事業実施区域周辺には存在しない。



凡 例

: 対象事業実施区域
 : 進入路
 : 市界

V. ブナクラス域代償植生

: アカシデ-イヌシデ群落
 (ヤブツバキクラス域と共通)

VI. ヤブツバキクラス域自然植生

: ケヤキ群落

VII. ヤブツバキクラス域代償植生

: クヌギ-コナラ群落

: 伐跡群落

: ススキ群団

: アカマツ群落

IX. 植林地、耕作地植生(各クラス域共通)

: アカマツ植林

: スギ・ヒノキ植林

: モウソウチク林

: 桑園

: 茶畠
 : 畑地雑草群落

: 水田雑草群落

: 休耕田雑草群落

X. その他

: 市街地

: 緑の多い住宅地
 (公園・墓地等)

: 自然裸地

: 開放水域

1:50,000



0 1 2km

出典：「第3回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図 三重県（二本木）」（昭和60年、環境庁）

(3) 水生生物

対象事業実施区域付近を水源域の一部とする水系は、雲出川水系である。

対象事業実施区域周辺は、雲出川の上流にあたる。対象事業実施区域直下にある下之川集落の中心を八手俣川が流れしており、君ヶ野ダムを経て、雲出川に合流する。

既存資料によると魚類はオイカワ、カワムツ、アカザ、カジカ等をはじめとする9目12科33種が確認されている。底生動物ではサワガニ、アメリカザリガニ、カグロウ類をはじめとする2綱11科40種が確認されている。

魚類の重要種としては表4.1-20に示すとおり、スナヤツメ、ウナギ、ズナガニゴイ、メダカ等の8目9科13種があげられる。底生動物では重要な種は確認されていなかった。

また、第2回自然環境保全基礎調査で位置情報が得られた重要な魚類を、図4.1-11に示した。

表 4.1-20 重要な魚類

番号	目	科	種名	既存資料						選定基準					
				1 第4回 自然 環境 分布 図	2 第5回 自然 環境 分布 図	3 三重 県 R D B	4 三重 の 生 物	5 赤目 県立 公 園	6 三重 その 自 然 と 動 物	1 文 化 財 保 護 法	2 種 の 保 存 法	3 環 境 省 R D B	4 環 境 省 R L 2 0 0 7	5 三 重 県 條 例	6 三 重 県 R D B
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ						○			VU			VU
2	ウナギ	ウナギ	ウナギ					○	○			DD			
3	コイ	コイ	ヤリタナゴ					○				NT		VU	
4			タイリクバラタナゴ					○							
5			ハス					○				VU			
6			ズナガニゴイ	○	○	○		○				EN			
7			イトモロコ					○				VU			
8	ナマズ	ギギ	ネコギギ				○		○	天	EN	EN		CR	
9		アカザ	アカザ	○	○	○		○	○		VU	VU		VU	
10	サケ	サケ	アマゴ(陸封型)	○	○			○	○				NT		
11	ダツ	メダカ	メダカ				○		○		VU			NT	
12	タウナギ	タウナギ	タウナギ						○			EN			
13	カサゴ	カジカ	カジカ	○	○			○	○			NT		VU	
合計	8目	9科	13種	4	4	2	2	4	13	1	0	4	8	0	8

注) 既存資料 : 表 4.1-10 参照

選定根拠 : 表 4.1-11 参照

(4) 生態系

対象事業実施区域の周辺の地形は、多くが標高700～800mに達する山地の急峻な斜面地となっており、平坦地は八手俣川沿いに見られる程度である。また、河川は、八手俣川を除くと斜面地内に沢や小河川が散見される程度で、池沼などの止水環境は認められない。植生図によると、斜面地の大部分は、スギ・ヒノキ植林地が占めており、落葉広葉樹林は稜線付近や極めて急峻な斜面地などに点在する程度である。一方、八手俣川沿いの平坦地では、水田耕作地が目立つほか、集落などもおおむね平坦地周辺に点在する。

このような地域にあって対象事業実施区域は、標高400m程度の斜面地に囲まれた高低差約50m程度の谷地に存在する。対象事業実施区域の斜面地でもおおむねスギ・ヒノキ植林地が成立するが、谷底に比較的まとまった流量を有する沢が存在し、途中の放棄水田地由来の平坦地には、良好な湿地環境が成立する。この沢は、対象事業実施区域を通過して八手俣川に流入するが、途中に設置された砂防堰堤によって水環境としての連続性は断たれている。

現地踏査において、対象事業実施区域内のスギ・ヒノキ植林地では、シカやキツネなどの哺乳類、キツツキ類やエナガ、カラ類などの樹林性鳥類、ハルゼミなどの昆虫類が確認された。また、湿地では、日当たりの良い湿地環境を好むヒメシダやミゾソバなどが生育する他、シュレーゲルアオガエルやタゴガエルなどの両生類、トンボ類なども確認された。

このような点を踏まえ、対象事業実施区域の環境類型区分は、表4.1-21及び図4.1-13に示すとおり、「樹林環境」「湿地環境」及び「渓流環境」の3区分に整理できる。

なお、文献調査結果を踏まえると、今後の現地調査によって、周辺の樹林地ではクマタカやオオタカ、フクロウなどの猛禽類をはじめとする樹林性の鳥類や昆虫類、湿地では小型サンショウウオ類や湿性の草本類、トンボ類などの昆虫類が確認される可能性がある。

表 4.1-21 対象事業実施区域内の環境類型区分

環境区分		区分の概要	現地写真
陸域	樹林環境	対象事業実施区域の大部分がこの環境区分に該当し、スギ・ヒノキ植林から構成されている。林内及び林床が暗く、生育する植物は少なく、サイゴクイノデやイノデ等のシダ植物が目立つ。尾根上には小規模ながらコナラやクヌギからなる落葉広葉樹林も分布している。	
	湿地環境	水田跡地（現存植生図では、水田雑草群落）には日当たりが良い湿地が広がり、アカメヤナギなどの木本やヒメシダやミゾソバなどが広く分布しており、セリ、カヤツリグサ科、ホシクサ科等も見られる。	
水域	溪流環境 (沢環境)	対象事業実施区域内及び進入路には、周辺の湧水からなる渓流環境（沢環境）がみられる。渓流環境周辺では、タガガエルなどの両生類が見られる。	

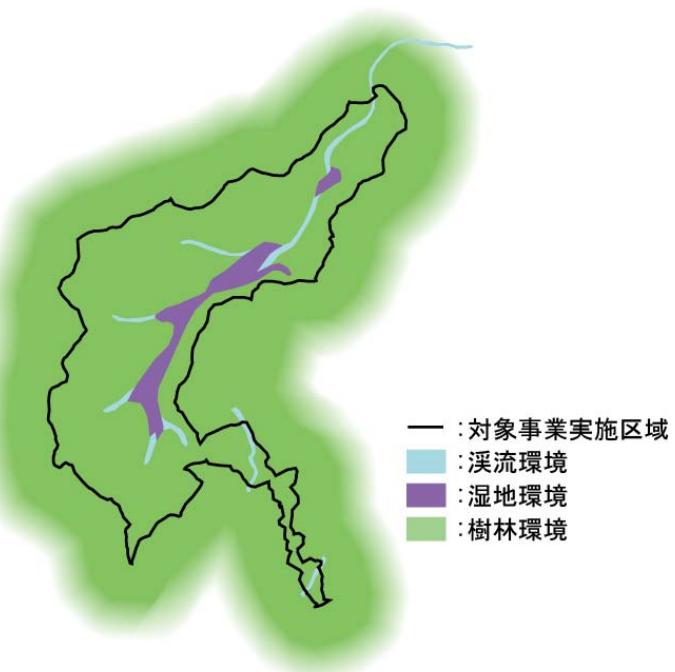


図 4.1-13 対象事業実施区域内の環境類型区分の概要図

4.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」を図4.1-14及び表4.1-22に示す。

対象事業実施区域周辺は、山林に囲まれた地域であり、「君ヶ野ダム湖畔コース」等の6つの森林セラピーロードと「ヒストリーパーク塚原」等の3つのキャンプ場がある。また、周辺にはアユ・アマゴつりができる八手俣川や雲出川が流れている。

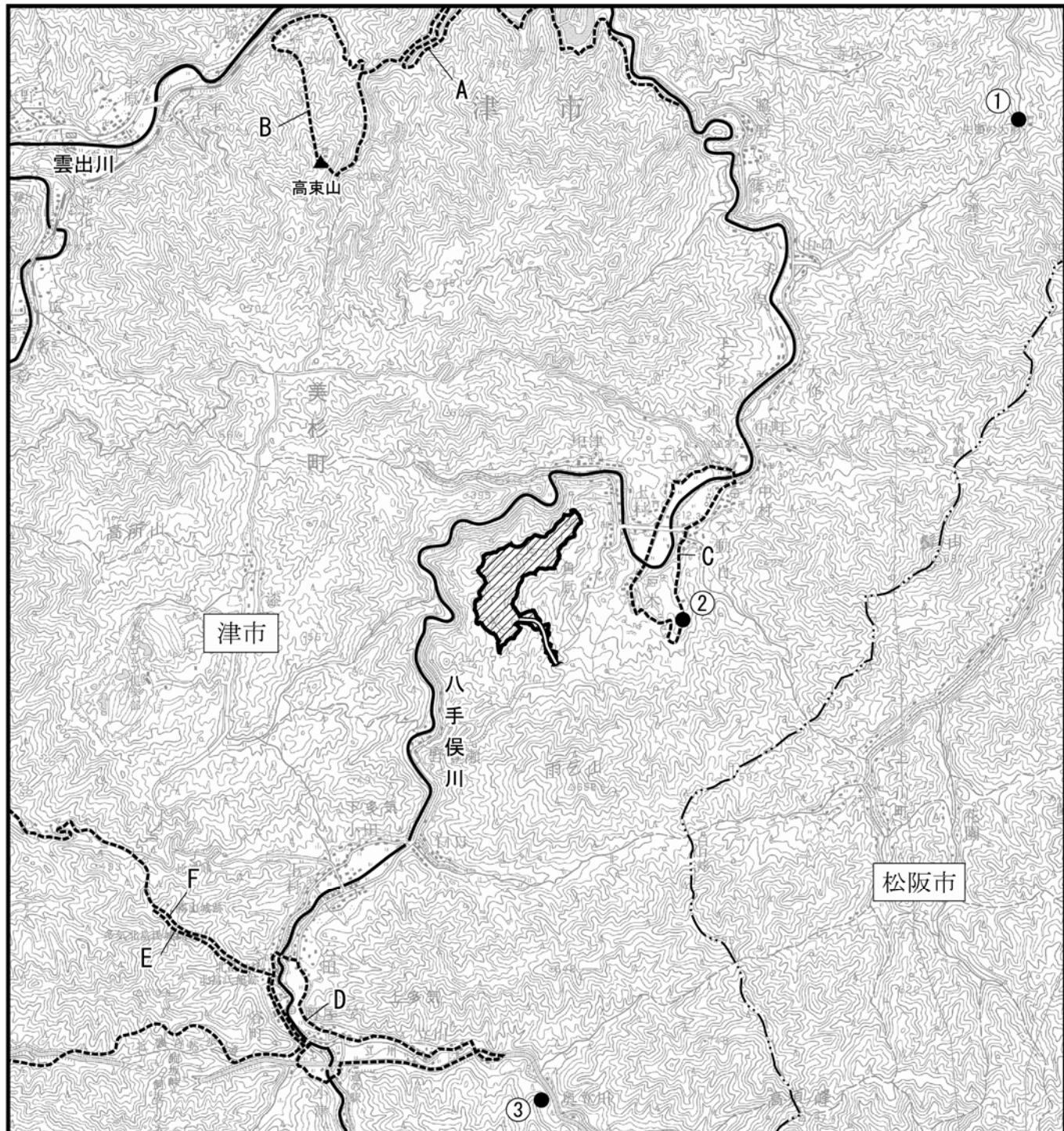
表4.1-22 人と自然との触れ合いの活動の場の名称・概要

番号	種類	名称	概要
A	森林セラピーロード	君ヶ野ダム湖畔コース	ダム湖畔の広葉樹林に囲まれたなだらかな折り返しコース（約10.7km）
B		高東山コース	君ヶ野ダム湖畔から高東山山頂を目指す遊歩道コース（約8.6km）
C		塚原ヒストリーコース	仲山神社やヒストリーパーク塚原など下之川集落を歩く周回コース（約4.4km）
D		北畠歴史探索コース	北畠神社や美杉ふるさと資料館など上多気集落を歩くなだらかなコース（約10.0km）
E		霧山コース	北畠氏館跡から霧山城跡までの歴史遺産探訪コース（約3.4km）
F		伊勢本街道コース	旧伊勢本街道の宿場町（のれん街）や飼坂峠、霧山城跡を歩く健脚コース（約11.6km）
1	キャンプ場	矢頭中宮キャンプ場	矢頭の山中にあり、天然記念物「矢頭の大杉」を中心としたエリアに木造の施設が点在する。美しい清流が流れ、恵まれた環境の中でキャンプを楽しむことができる。
2		ヒストリーパーク塚原	全50サイトのキャンプサイトの他、バーベキュー場や遊歩道が整備されている。また、大自然の中で川のせせらぎが聞こえ、6月頃にはホタルが飛びかう。
3		清流の里ぬくみ	キャンプサイト、ログハウス・コテージ、バーベキュー場、お風呂棟、炊事棟、温水シャワー、水洗トイレ、洗濯機が整備されており、川遊び、アマゴつかみなど自然を体感できる。
—	つり場	雲出川	上流～中流にかけて、アユ・アマゴつりができる。対象周辺は、雲出川の上流にあたる。
—		八手俣川	対象事業実施区域直下にある下之川集落の中心を流れる河川であり、君ヶ野ダムを経て、雲出川に合流する。アユ・アマゴつりができる。

出典：「津市資料」

「三重の旅おでかけ情報データブック2009保存版」（平成21年、社団法人三重観光連盟）

「美杉観光MAP」（津市美杉町）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : キャンプ場 (①~③)
- : 森林セラピーロード (A~F)
- : つり (雲出川、八手俣川)

出典：「津市資料」

「三重のおでかけ情報データマップ 2009 保存版」

(平成 21 年、社団法人三重観光連盟)

「美杉観光 MAP」(津市美杉町)

図 4.1-14 対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場



4.1.8 景観の状況

対象事業実施区域周辺の自然景観資源及び主要な眺望点を表4.1-23及び図4.1-15に示す。

対象事業実施区域周辺は、雨乞山（標高698.7m）、佐田山（標高751.0m）、高所山（標高772.0m）などの山々に囲まれた地域である。これらの山々の谷に沿って、八手俣川が流れ、八手俣川沿いに集落が広がる。八手俣川は、桜の名所である君ヶ野ダムを経て、雲出川へ合流する。また、周辺には、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）に掲載されている非火山性孤峰の矢頭山がある。

主要な眺望点としては、ヒストリーパーク塚原のキャンプ場があるが、対象事業実施区域は山林に囲まれているため、眺望することはできない。

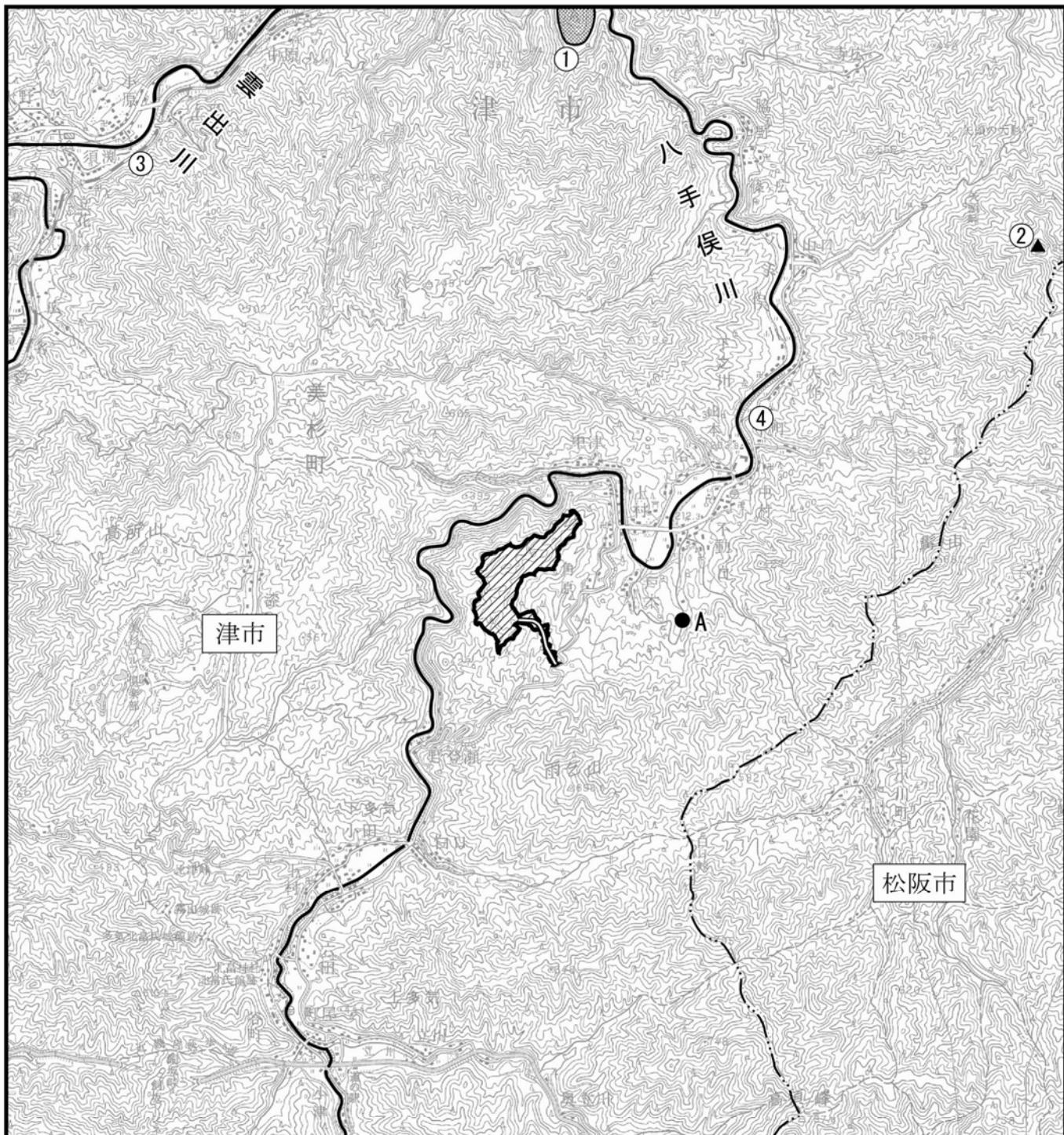
表4.1-23 対象事業実施区域周辺の自然景観資源及び主要な眺望点の名称・概要

番号	種類	名称	概要
1	自然景観資源	君ヶ野ダム公園	春の桜、夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色と四季折々の景観を見ることができる。ダム周辺に桜やモミジが植えられている。
2		矢頭山	「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年環境庁）に掲載されている標高730.8mの非火山性孤峰である。
3		雲出川	上流～中流にかけて、アユ・アマゴつりなどができる。対象事業実施区域周辺は、雲出川の上流域にあたる。
4		八手俣川	対象事業実施区域の直下にある下之川集落の中心を流れる清流である。アユ・アマゴつりなどができる。
A	主要な眺望点	ヒストリーパーク塚原	全50サイトのキャンプサイトの他、バーベキューコーナーや遊歩道が整備されている。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）

「三重の旅おでかけ情報データブック2009保存版」（平成21年、社団法人三重観光連盟）

「美杉観光MAP」（津市美杉町）



凡 例

■ : 対象事業実施区域

— : 進入路

- - - : 市 界

自然景観資源 (①~④)

▲ : 非火山性孤峰

～ : 河川

○ : ダム

主要な眺望地点 (A)

● : キャンプ場

図 4.1-15 対象事業実施区域周辺の自然観光資源及び主要な眺望点

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」(平成元年、環境庁)

「三重のおでかけ情報データマップ 2009 保存版」

(平成 21 年、社団法人三重観光連盟)

「美杉観光 MAP」(津市美杉町)



1:50,000

0 1 2km

4.1.9 歴史的文化的な遺産の状況

対象事業実施区域周辺の指定文化財を表 4.1-24 及び図 4.1-16 に、埋蔵文化財包蔵地を表 4.1-25 及び図 4.1-17 に示す。

対象事業実施区域周辺では、無形民俗文化財である「牛蒡（ごんぼ）祭」や、有形文化財である「木造台座」、「仲山神社棟札」等の 4 つ文化財が三重県や本市の文化財として指定されている。牛蒡祭は、毎年 2 月に仲山神社で行われる祭りである。

対象事業実施区域内に分布する埋蔵文化財包蔵地はない。

なお、対象事業実施区域周辺には、国指定文化財は分布しない。

表 4.1-24 対象事業実施区域周辺の指定文化財

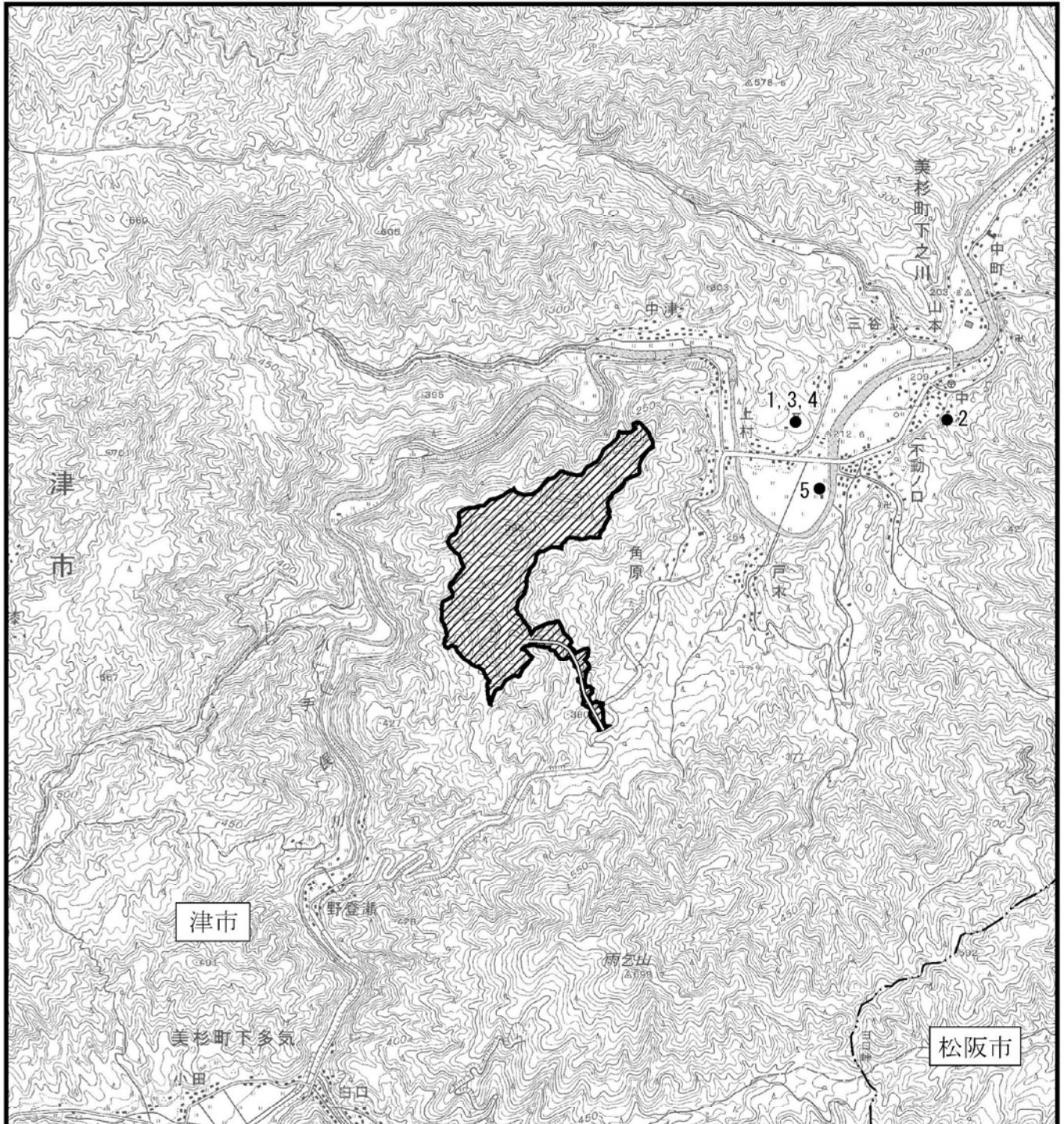
番号	種別		名 称	文化財の指定
1	無形民俗文化財		牛蒡祭	三重県指定
2	有形 文化財	工芸品	木造台座	三重県指定
3		彫刻	仲山神社本殿「彫刻」	津市指定
4		古文書	仲山神社棟札	津市指定
5	記念物	史跡	下之川古墳と遺物	津市指定

出典：「津市の文化財」（平成23年9月1日現在、津市ホームページ）

表 4.1-25 対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

番号	種別	名称	地目	遺物	備考
1	館跡	伝阿弥陀屋敷跡	水田	石碑、五輪塔	
2	遺物散布地	堂川原遺跡	畑地	石鏃	遺物は個人所蔵、消滅
3	遺物散布地	吉備地遺跡	水田、畑地	土師器、山茶碗、陶器	
4	遺物散布地	山本遺跡	水田、畑地	土師器、灰釉陶器、陶器、磁器	
5	遺物散布地	下之川富田遺跡	水田	縄文土器、土師器、陶器、磁器	平成9年発掘調査 (ほ場整備) 平成23年発掘調査 (橋改良道路建設)
6	遺物散布地	中村遺跡	畑地	土師器、陶器、磁器	
7	城跡	三谷城跡	山林		
8	城跡	宇城跡	山林		
9	城跡	椿原城跡	山林		
10	遺物散布地	神山遺跡	畑地	土師器、陶器	
11	遺物散布地	村遺跡	水田	土師器、須恵器、山茶碗、陶器、土錘	
12	古墳	下之川古墳	宅地	須恵器(提瓶、埴、はそう)	消滅
13	中世墓	塚原中世墓	山林		
14	館跡	伝塚原卜伝屋敷跡	山林		平成16年発掘調査 (公園整備)
15	遺物散布地	戸木A遺跡	宅地	山茶碗	
16	遺物散布地	戸木B遺跡	山林	土師器、山茶碗、鉄鏃	
17	寺院跡	多気北畠氏遺跡(金国寺跡)	山林	土師器、陶器	
18	社跡	多気北畠氏遺跡(伝金生明神跡)	山林		
19	古墳	小田古墳	山林		半壊
20	遺物散布地	多気北畠氏遺跡(小田地区)	水田、畑地	土師器、山茶碗、瓦器、天目茶碗、陶器、磁器	平成7年発掘調査 (消防詰所)
21	寺院跡	多気北畠氏遺跡(伝分寿院跡)	水田		
22	遺物散布地	多気北畠氏遺跡(白口地区)	水田、宅地		忠七屋敷伝承地
23	遺物散布地	野登瀬A遺跡	畑地	土師器、陶器	
24	遺物散布地	野登瀬B遺跡	水田	土師器、陶器	平成23年発掘調査 (道路改良)
25	番所跡	多気北畠氏遺跡(伝白口峠番所跡)	山林		推定地
26	番所跡	多気北畠氏遺跡(伝桜峠番所跡)	山林		推定地

出典：「津市遺跡地図」（2011年3月、津市教育委員会）



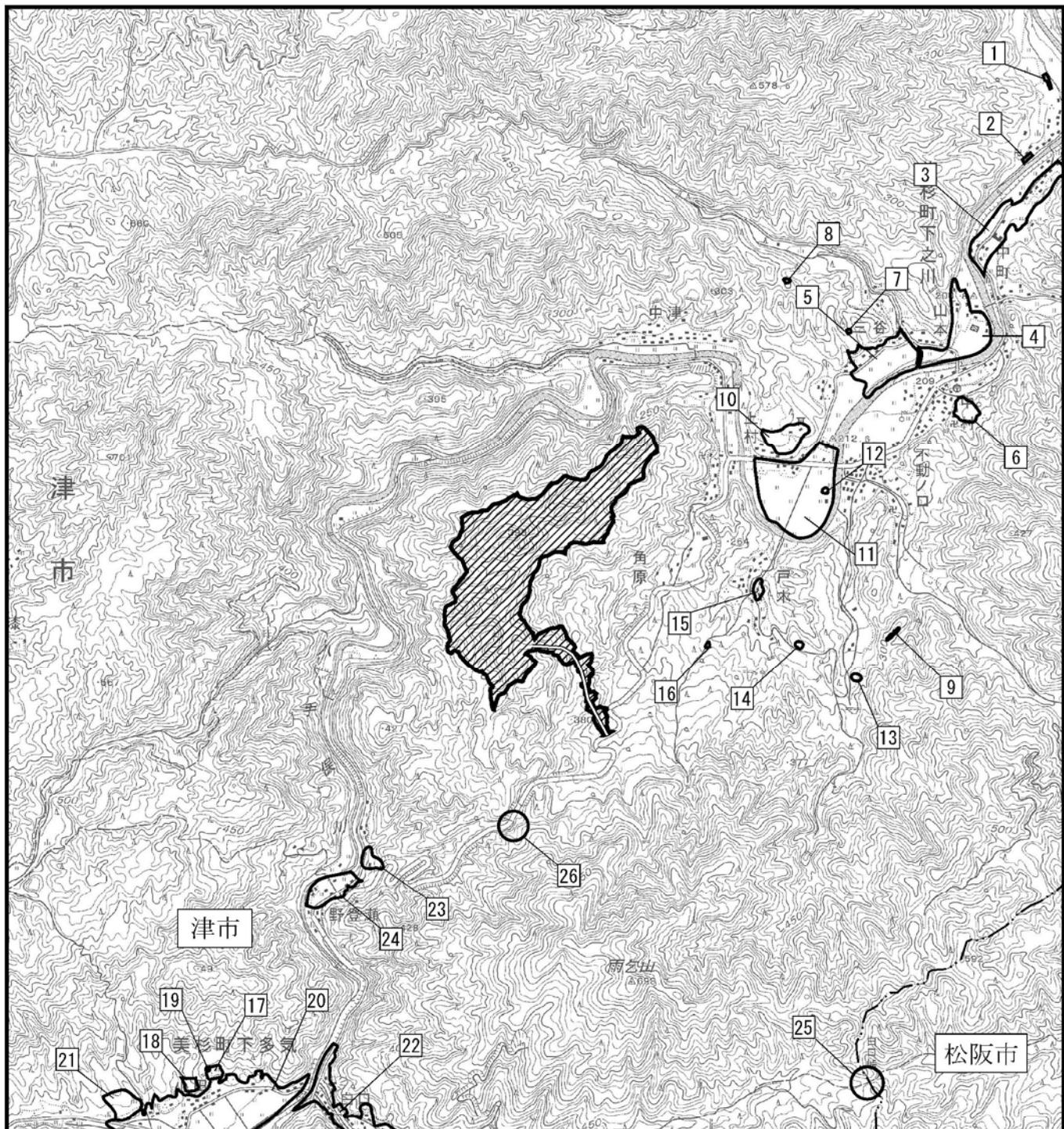
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : 指定文化財

図 4.1-16 対象事業実施区域周辺の
指定文化財

出典：「津市の文化財」（平成 23 年 9 月 1 日現在、津市ホームページ）





凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

: 埋蔵文化財包蔵地

図 4.1-17 対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

出典：「津市遺跡地図」
(2011年3月、津市教育委員会)



1:25,000

0 0.5 1km

4.2 社会的状況

4.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

平成20年～平成24年における本市及び美杉地域（竹原、八手俣、八知、太郎生、三多気、杉平、石名原、川上、奥津、丹生俣、上多気、下多気、下之川地区の合計）の各年3月31日現在の人口及び世帯数を表4.2-1に示す。

平成24年3月31日現在の本市の人口総数は279,335人、世帯数は116,390世帯であり、対象事業実施区域のある美杉地域の人口総数は5,443人、世帯数は2,475世帯である。

また、本市美杉地域の平成24年3月31日現在の人口及び世帯数を表4.2-2に、対象事業実施区域周辺の集落の位置を図4.2-1に示す。

対象事業実施区域周辺には、5つの集落がある。

表4.2-1 本市の人口推移（平成20年～平成24年）

（単位：世帯、人）

年	津市総数		美杉地域	
	世帯数	人口	世帯数	人口
平成20年	113,237	282,722	2,580	6,195
平成21年	114,222	282,092	2,560	5,982
平成22年	114,914	281,293	2,542	5,823
平成23年	115,615	280,430	2,496	5,614
平成24年	116,390	279,335	2,475	5,443

出典：「住民基本台帳世帯数及び人口（平成20～24年3月31日現在）」
(津市ホームページ)

表 4. 2-2 美杉地域の集落の人口及び世帯数

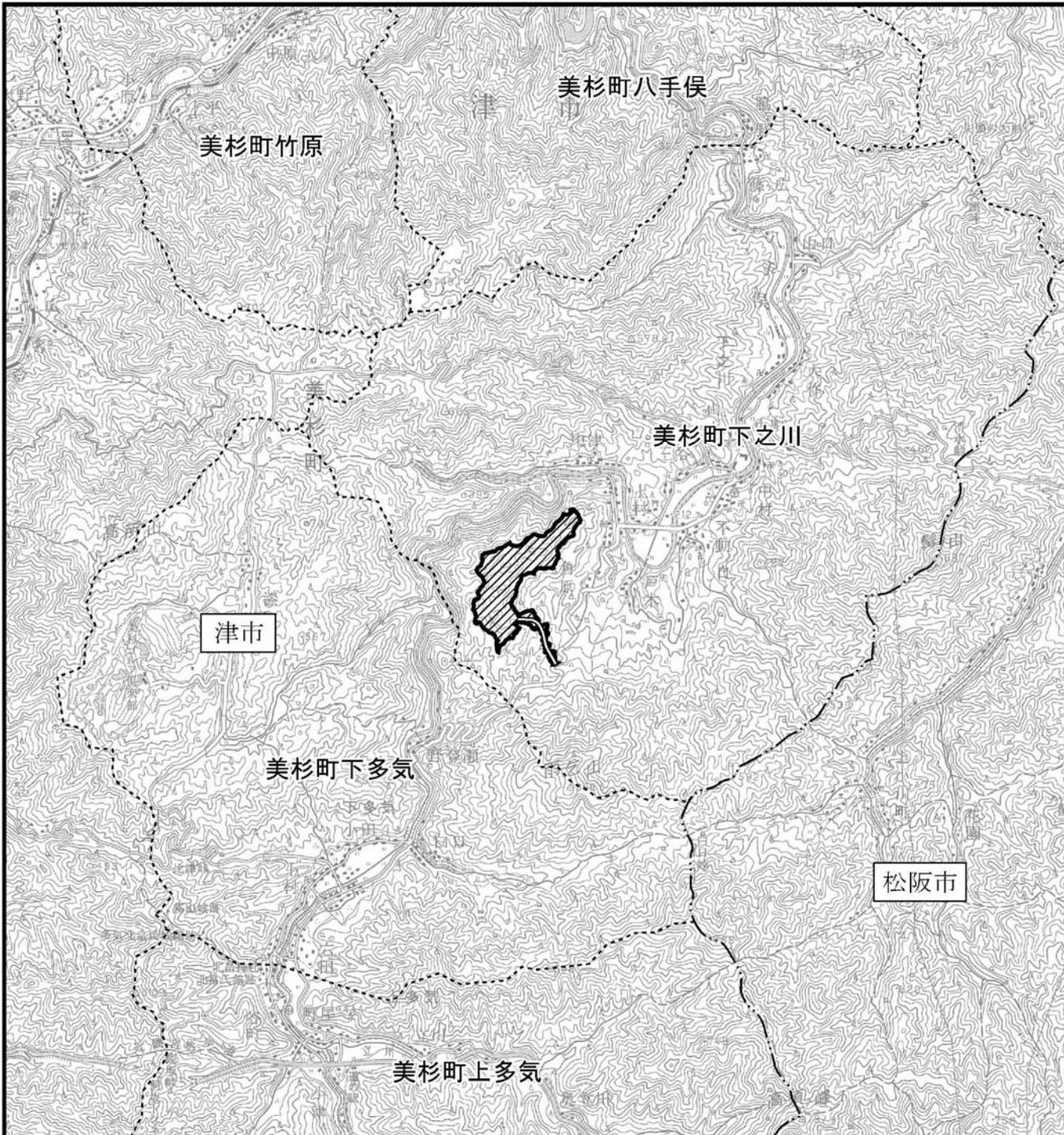
(単位：世帯、人)

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
美杉地域 計	2, 475	5, 443	2, 494	2, 949
竹原*	281	638	284	354
八手俣*	35	78	37	41
八知	588	1239	562	677
太郎生	394	1028	467	561
三多気	44	89	37	52
杉平	31	72	33	39
石名原	174	384	178	206
川上	140	270	127	143
奥津	162	344	157	187
丹生俣	81	196	95	101
上多気*	112	215	91	124
下多気*	179	372	192	180
下之川*	254	518	234	284

出典：「住民基本台帳世帯数及び人口（平成24年3月31日現在）」

(津市ホームページ)

※：対象事業実施区域周辺の集落



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : 字 界

図 4.2-1 対象事業実施区域周辺の集落



(2) 産業の状況

三重県と本市の産業の状況を表4.2-3に示す。

平成21年の本市の事業所数及び従業員数は、三重県全体のそれぞれ14.2%、16.1%となっている。

また、平成16年の対象事業実施区域である美杉地域の事業所数は本市(合併後換算)の3.5%、従業員数は1.6%となっている。

表 4.2-3 産業の状況

単位：箇所

	総数		農林 漁業	非農林水作業					
	事業所	従業者 (人)		鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
三重県(平成21年 7月1日現在)	88,392	895,637	603	79	9,552	8,614	166	547	2,154
三重県(平成16年 6月1日現在)	82,783	734,468	362	69	9,714	8,932	61	408	1,570
津市(平成21年 7月1日現在) (県内割合%)	12,550 14.2	144,602 16.1	74 12.3	6 7.6	1,272 13.3	853 9.9	27 16.3	142 26.0	218 10.1
津市合併後換算 (平成16年 6月1日現在) (県内割合%)	11,727 14.2	112,468 15.3	42 11.6	5 7.2	1,406 14.5	899 10.1	9 14.8	100 24.5	147 9.4
美杉地域 (市内割合%)	410 3.5	1,835 1.6	1 2.4	1 20.0	87 6.2	72 8.0	- -	- -	6 4.1

	非農林水作業							
	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動 産業	飲食店 宿泊業	医療 福祉	教育学習 支援業	複合サー ビス事業	サービス業 (他に分類さ れないもの)
三重県(平成21年 7月1日現在)	22,653	1,455	4,279	10,480	5,115	3,678	850	6,790
三重県(平成16年 6月1日現在)	23,448	1,270	3,403	10,827	3,517	2,562	728	15,912
津市(平成21年 7月1日現在) (県内割合%)	3,079 13.6	272 18.7	580 13.6	1,319 12.6	872 17.0	572 15.6	139 16.4	1,290 19.0
津市合併後換算 (平成16年 6月1日現在) (県内割合%)	3,249 13.9	228 18.0	467 13.7	1,382 12.8	584 16.6	369 14.4	128 17.6	2,712 17.0
美杉地域 (市内割合%)	114 3.5	2 0.9	1 0.2	29 2.1	14 2.4	3 0.8	9 7.0	71 2.6

※平成18年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成16年度データを併記した。

出典：「平成24年刊 三重県統計書(平成22年及び平成22年度を対象)」(三重県ホームページ)

「平成19年刊 三重県統計書(平成17年及び平成17年度を対象)」(三重県ホームページ)

1) 農業

三重県と本市の農業の状況を表4.2-4に示す。

平成17年の本市の農家数、農業就業人口は三重県全体のそれぞれ16.0%、14.6%となっている。また、農業産出額では、平成15年で三重県全体の12.7%、平成18年で13.9%となっている。

また、対象事業実施区域である美杉地域の農家数、農業就業人口は本市全体のそれぞれ9.7%、5.2%となっている。

表4.2-4 農業の状況

市町村名	農家数	農業就業人口	農業産出額	
	平成17年2月1日	平成17年2月1日	平成15年	平成18年
	(戸)	(人)	(千万円)	(千万円)
三重県	59,697	57,810	12,664	11,420
津市合併後換算 (県内割合%)	9,532 16.0	8,450 14.6	1,607 12.7	1,590 13.9
美杉地域 (市内割合%)	925 9.7	436 5.2	58 3.6	

※平成18年データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成17年データを併記した。

出典：「市町（村）累計統計表」（三重県ホームページ）

2) 林業

三重県と本市の林業経営体の状況を表4.2-5に示す。

本市の経営体数は、県生産量の21.2%を占めている。また、対象事業実施区域である美杉地域の経営体数は本市全体の26.9%となっている。

表 4.2-5 林業の状況

経営体数 (経営体)	保有山林面積(a)				素材生産量 (m ³)
		所有	貸付	借入	
三重県	3,206	8,459,395	580,417	162,388	8,041,366
津市合併後換算 (県内 割合%)	680 21.2	987,414 11.7	11,336 2.0	5,560 3.4	876,645 10.9
美杉地域 (市内 割合%)	183 26.9	290,525 29.4	X —	X —	287,215 32.8
					7,960 —

注1) 「X」は数値を秘匿されたものである。

注2) 美杉地域以外の地域の数値は、秘匿されたものとなっている。

出典：「2005年農林業センサス結果概要報告書」(三重県ホームページ)

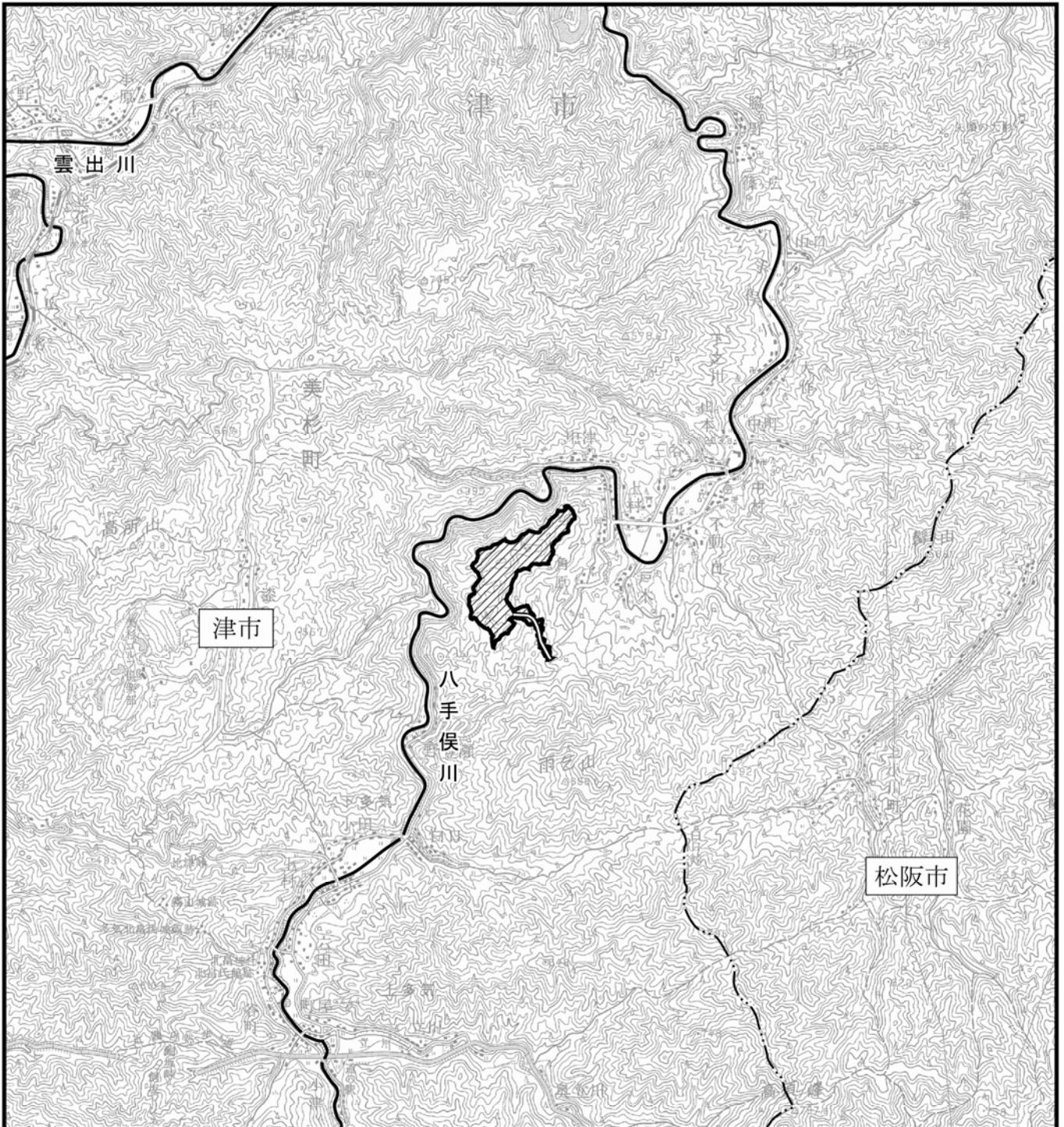
3) 水産業

河川には、漁業法(昭和24年、法律第267号)に基づき、アユ、アマゴ、コイ、フナ、オイカワ等を対象とする共同漁業権が地元の漁業協同組合に免許されている区域がある。

共同漁業権が設定されている区域では、漁業権を持つ漁業協同組合が放流や増殖、漁場の管理を行っており、共同漁業権内で釣りなどをする場合は、遊漁券を購入することにより遊漁料を支払う必要がある。遊漁料は、各漁業協同組合が知事の認可を受けて作成する遊漁規則で定められており、漁法、魚種によって異なっている。

対象事業実施区域周辺では雲出川及び八手俣川があり、雲出川漁業協同組合が管理している。

対象事業実施区域周辺における雲出川漁業協同組合の共同漁業権漁場を図4. 2-2に示す。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : 雲出川漁業協同組合共同漁業権漁場

図 4.2-2 対象事業実施区域周辺における
共同漁業権漁場

資料：雲出川漁業共同組合ヒアリング

注) 雲出川及び八手俣川の各支流についても共同漁業権漁場が設定されている



1:50,000

0 1 2km

4) 工 業

三重県と本市の工業の事業所数、従業者数及び出荷額等を表4.2-6に示す。

平成22年の本市の事業所数、従業員数は三重県全体のそれぞれ10.7%、11.2%となっている。事業所数が占める割合に比べて、製造品出荷額の比率が7.7%と小さくなっている。

また、平成17年の対象事業実施区域である美杉地域の事業所数は本市(合併後換算)の4.8%、従業員数は1.2%、製造品出荷額は0.4%となっている。

表 4.2-6 工業の状況

		事業 所数 (所)	従業 者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
平成 22 年 12 月 31 日現在	三重県	3,983	190,185	976,473,365
平成 17 年 12 月 31 日現在	三重県	5,019	193,492	945,809,491
平成 22 年 12 月 31 日現在	津市 (県内 割合%)	427 10.7	21,394 11.2	75,440,223 7.7
平成 17 年 12 月 31 日現在	津市合併後換算 美杉地域 (市内 割合%)	563 27 4.8	21,832 270 1.2	83,496,680 311,452 0.4

※平成21年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成17年度データを併記した。

出典：「平成22年工業統計調査結果確報」（三重県ホームページ）
「平成17年工業統計調査結果確報」（三重県ホームページ）

5) 商 業

三重県と本市の商業の事業所数、従業者数及び商品販売額を表4.2-7に示す。

平成19年の本市の事業所数は三重県全体の13.5%、従業員数は15.8%、年間商品販売額は18.9%となっている。

また、平成16年の対象事業実施区域である美杉地域の事業所数は本市(合併後換算)の3.5%、従業員数は1.3%、商品販売額は0.4%となっている。

表 4.2-7 商業の状況

		事業 所数 (所)	従業 者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
平成 19 年 6 月 1 日現在	三重県	21,602	145,169	3,940,384
平成 16 年 6 月 1 日現在	三重県	23,265	146,728	3,843,820
平成 19 年 6 月 1 日現在	津市 (県内 割合%)	2,907 13.5	23,004 15.8	746,624 18.9
平成 16 年 6 月 1 日現在	津市合併後換算 美杉地域 (市内 割合%)	3,218 114 3.5	22,795 303 1.3	760,135 2,673 0.4

※平成19年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成16年度データを併記した。

出典：「平成19年商業統計調査結果」（三重県ホームページ）
「平成16年商業統計調査結果」（三重県ホームページ）

4.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用分布及び面積

三重県と本市の土地利用の種目別面積を表4.2-8に、対象事業実施区域周辺の土地利用図を図4.2-3に示す。

美杉地域は、山林が比較的多くなっており、本市の36.6%を占めており、原野も29.3%と比較的高くなっている。

表 4.2-8 土地利用の種目別面積の状況

	総面積 (km ²)	民有地 (m ²)							
		総数	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
三重県 注1)	5,777.27	2,750,120,799	505,490,359	214,461,050	340,641,433	3,823,486	1,505,850,678	39,869,776	139,984,017
三重県 注2)	a) 5,776.60	2,781,156,227	519,901,560	223,714,453	326,955,099	3,977,602	1,532,325,166	39,246,247	134,531,741
津市 注1) (県内割合%)	710.81 12.3	376,576,429 13.7	74,003,681 14.6	27,008,557 12.6	49,048,777 14.4	540,776 14.1	188,407,976 12.5	3,920,137 9.8	33,646,525 24.0
津市合併後換算 注2)	710.79	378,770,851	75,570,589	27,880,369	46,902,132	552,179	190,057,063	3,800,403	34,008,076
美杉地域 (市内割合%)	206.7 29.1	82,582,842 21.8	4,516,423 6.0	4,159,592 14.9	1,435,080 3.1	2,104 0.4	69,532,825 36.6	1,112,047 29.3	1,824,771 5.4

a)桑名郡木曽岬町と愛知県海部郡弥富町の境界未定のため、総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2006」を基に推定。

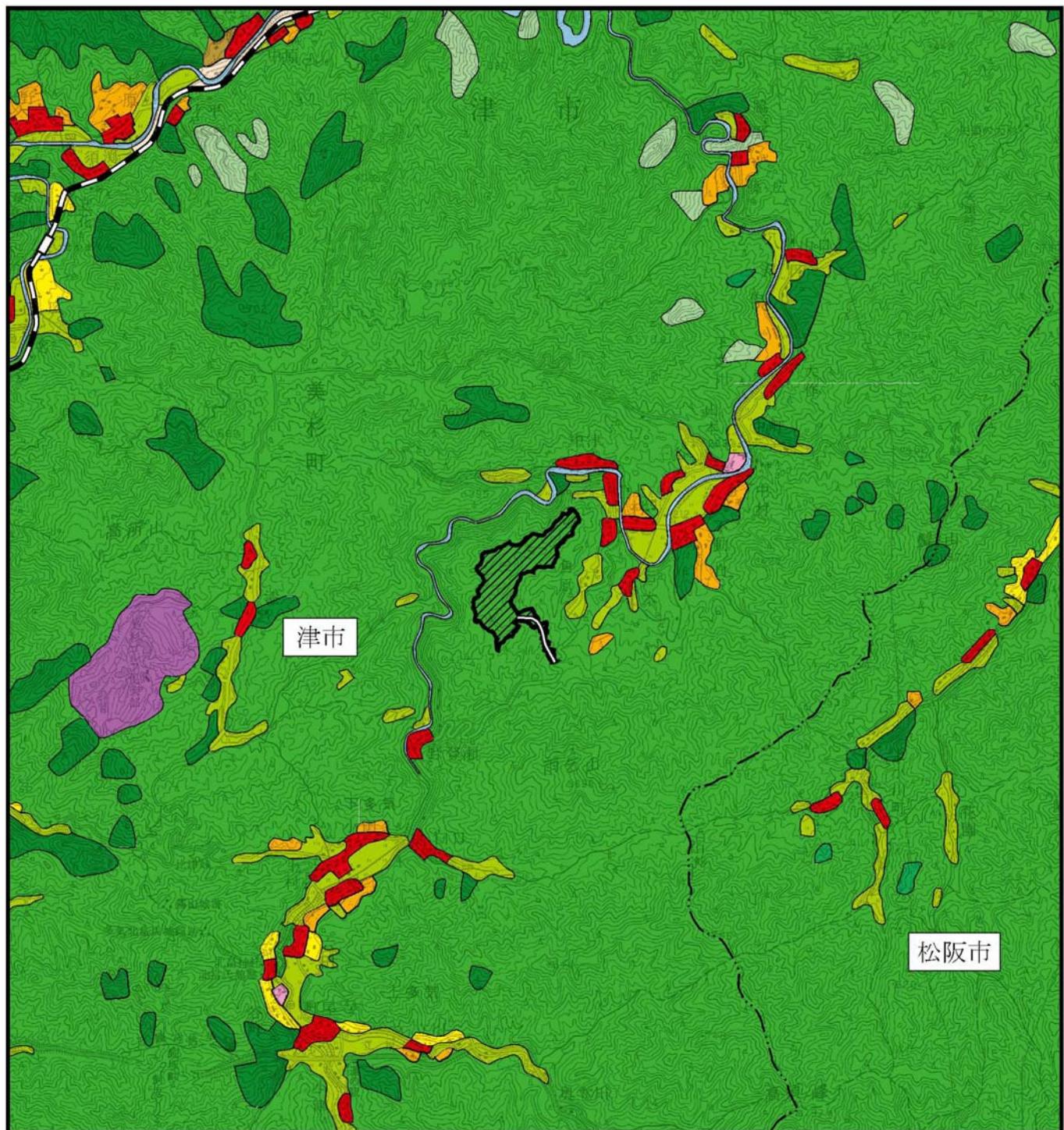
注1)総面積は平成22.10.1現在、民有地は平成23.1.1現在

注2)総面積は平成16.10.1現在、民有地は平成17.1.1現在

※平成22年度データには、美杉地域に係る情報は記載されていないため、平成16年度データを併記した。

出典：「平成24年刊 三重県統計書（平成22年及び平成22年度を対象）」（三重県ホームページ）

「平成18年刊 三重県統計書（平成16年及び平成16年度を対象）」（三重県ホームページ）



凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

農地

: 田

: 普通畑

: 茶園

: 桑園

林地

: 針葉樹林

: 広葉樹林

: 混交林・竹林
· その他の樹林

図 4.2-3 対象事業実施区域周辺の
土地利用現況図

都市・村落

: 住宅地

: 公共用地 (学校・公園・緑地・社寺・運動公園)

その他

: 未利用地 (未利用草地・無立木地・裸地・改変中の土地)

: ゴルフ場

: 水面 (養魚場も含む)

: JR



1:50,000

0

1

2km

出典：「土地分類基本調査「二本木」・「丹生」
(平成 15 年 3 月、三重県) を基に作成

4.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 上水取水源

君ヶ野ダム直下で八手俣川と合流する雲出川は、本市及び松阪市の水道用水や工業用水として利用されており、君ヶ野ダムは雲出川の水源（河川維持用水）として維持管理されている。

水道用水は、三重県企業庁は高野浄水場から取水されており、本市は高茶屋浄水場及び三雲浄水場の水源として雲出川から取水している。また、工業用水は、三重県企業庁によって、木造取水所から取水されている。

君ヶ野ダムの概要を表4.2-9に、高野浄水場及び高茶屋浄水場、三雲浄水場、木造取水所の概要を表4.2-10に、君ヶ野ダム及び浄水場、取水所の位置を図4.2-4に示す。

表 4.2-9 君ヶ野ダムの概要

河川	雲出川水系八手俣川
目的 ^{注)} ／型式	F・N・W・I／重力式コンクリート
堤高／堤頂長／堤体積	73m／323m／331千m ³
流域面積／湛水面積	80km ² ／80ha
総貯水容量／有効貯水容量	23,300千m ³ ／19,700千m ³

出典：「ダム便覧2011」（財団法人日本ダム協会ホームページ）

注) 目的略字は次のとおり。

F：洪水調節、農地防災、N：不特定用水、河川維持用水、

W：上水道用水、I：工業用水

表 4.2-10 高野浄水場、高茶屋浄水場、三雲浄水場及び

木造取水所の概要

	高野浄水場	高茶屋浄水場	三雲浄水場	木造取水所
取水目的	水道用水			工業用水
水 源	雲出川水系雲出川			
取水量	1.019m ³ /s	0.092m ³ /s	0.28m ³ /s	0.625m ³ /s
給水対象	津市、松阪市			津市

出典：「三重県企業庁HP」（三重県企業庁）

「河川整備基本方針 -雲出川水系-」（平成18年9月1日、国土交通省）

注) 昭和44年から50,000m³/日の工業用水道の建設に着手し、昭和46年から一部給水を開始している。33,000m³/日は平成23年4月1日現在の給水能力である。

対象事業実施区域に最も近接する美杉町下之川の上村及び中津の集落では、飲料水として井戸水を利用している。

また、現地視察の結果、対象事業実施区域付近の沢には、写真4. 2-1に示すとおり、飲料水等の取水設備が複数設置されている。



写真 4. 2-1 対象事業実施区域付近の沢に設置されている取水設備



図 4.2-4 対象事業実施区域周辺の浄水場 及び取水所等

凡例

- ★ : 対象事業実施区域
 - : 県 界
 - : 市 界
 -  : 河 川
 -  : ダ ム
 -  : 主な浄水場、取水所

出典：「平成 21 年度事業概要 水の恵み」（平成 21 年 5 月、三重県企業庁）
〔津市資料〕

1:200,000



A horizontal scale bar with tick marks at 0, 5, and 10 km.

(2) その他の利水（農業用水、発電）の状況

雲出川は、水道用水、工業用水の他、農業用水の水源として広く利用されている。雲出川の主な農業用水を表4.2-11に示す。

農業用水は、主に高野浄水場近傍の高野用水から下流にかけて取水されている。

表 4.2-11 雲出川の主な農業用水

名 称	位置		目的	取水量 (m^3/s)
高野用水	右岸	15.8k	農業用水	1.84
雲出井用水	左岸	12.4k	農業用水	2.82
新井用水	右岸	11.0k	農業用水	1.76
笠松用水	右岸	6.2k	農業用水	1.49
香良洲用水	左岸	3.2k	農業用水	0.30

出典：「河川整備基本方針 -雲出川水系-」（平成18年9月1日、国土交通省）

また、中部電力竹原発電所では、君ヶ野ダム流入前の八手俣川河川水を利用して、発電を行っている。竹原発電所の概要を、表4.2-12に示す。

表 4.2-12 竹原発電所の概要

水系名	河川名	発電所名	形式	出力 (kW)	営業運転開始年月
雲出川	八手俣川	竹原	水路	700	1923年1月

出典：「中部電力 水力発電所一覧（平成21年3月末現在）」（中部電力ホームページ）

4.2.4 交通の状況

(1) 主要道路の交通量

対象事業実施区域周辺における道路網及び交通量調査区間と交通量を表4.2-13及び図4.2-5に示す。対象事業実施区域への北側からのルートである一志美杉線（美杉町下之川）及び松阪青山線の交通量は、681～1,163台/24hである。南側からのルートである嬉野美杉線（美杉町上多気）及び一般国道368号（美杉町上多気）の交通量は、813～1,344台/24hである。

表 4.2-13 主要道路と交通量

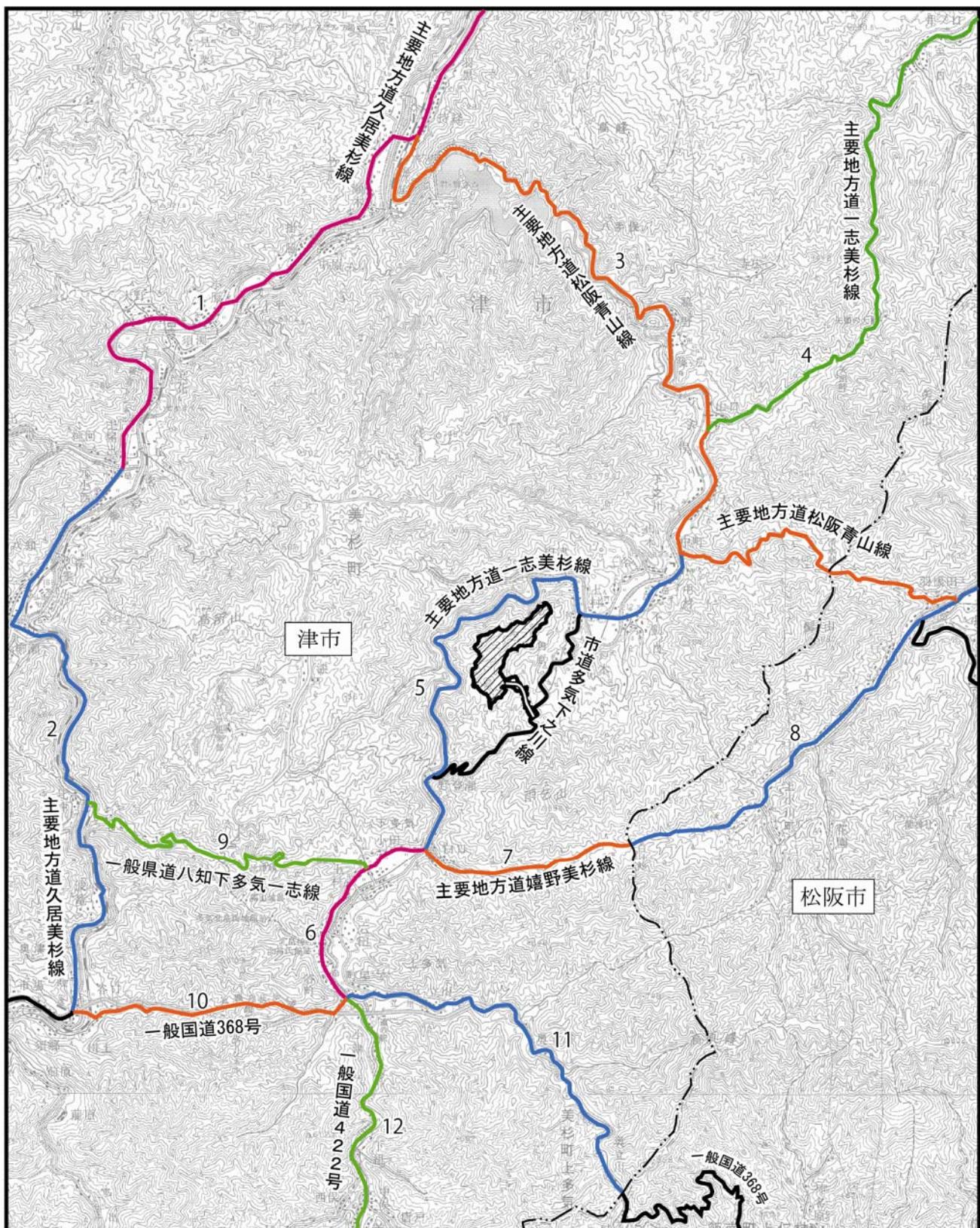
単位：台

番号	路線名	観測地点名	調査 単位 区間 番号	24時間自動車類交通量（上下合計）			平成17 年度	
				※平日				
				小型車	大型車			
1	久居美杉線	津市美杉町竹原	40410	4,785	498	5,283	5,981	
2	久居美杉線	津市美杉町八知	40420	1,729	239	1,968	1,998	
3	松阪青山線	-	40790	842	321	1,163	1,221	
4	一志美杉線	津市一志町波瀬	41160	2,814	198	3,012	3,652	
5	一志美杉線	津市美杉町下之川	41170	613	68	681	965	
6	嬉野美杉線	津市美杉町上多気	40850	721	92	813	979	
7	嬉野美杉線	-	40840	-	-	-	-	
8	嬉野美杉線	-	40830	948	86	1,034	1,047	
9	八知下多気一志線	津市美杉町八知	62150	353	33	386	346	
10	一般国道368号	津市美杉町上多気	11590	1,215	129	1,344	1,550	
11	一般国道368号	津市美杉町上多気	11600	589	76	665	981	
12	一般国道422号	津市美杉町丹生俣	11730	191	26	217	552	

注) 表中の「-」は交通量非観測を示す。また、斜体で示した交通量は推定値を示す。

出典：「平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 集計表」

（国土交通省ホームページ）



凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

図 4.2-5 対象事業実施区域周辺の道路網
及び交通量調査区間

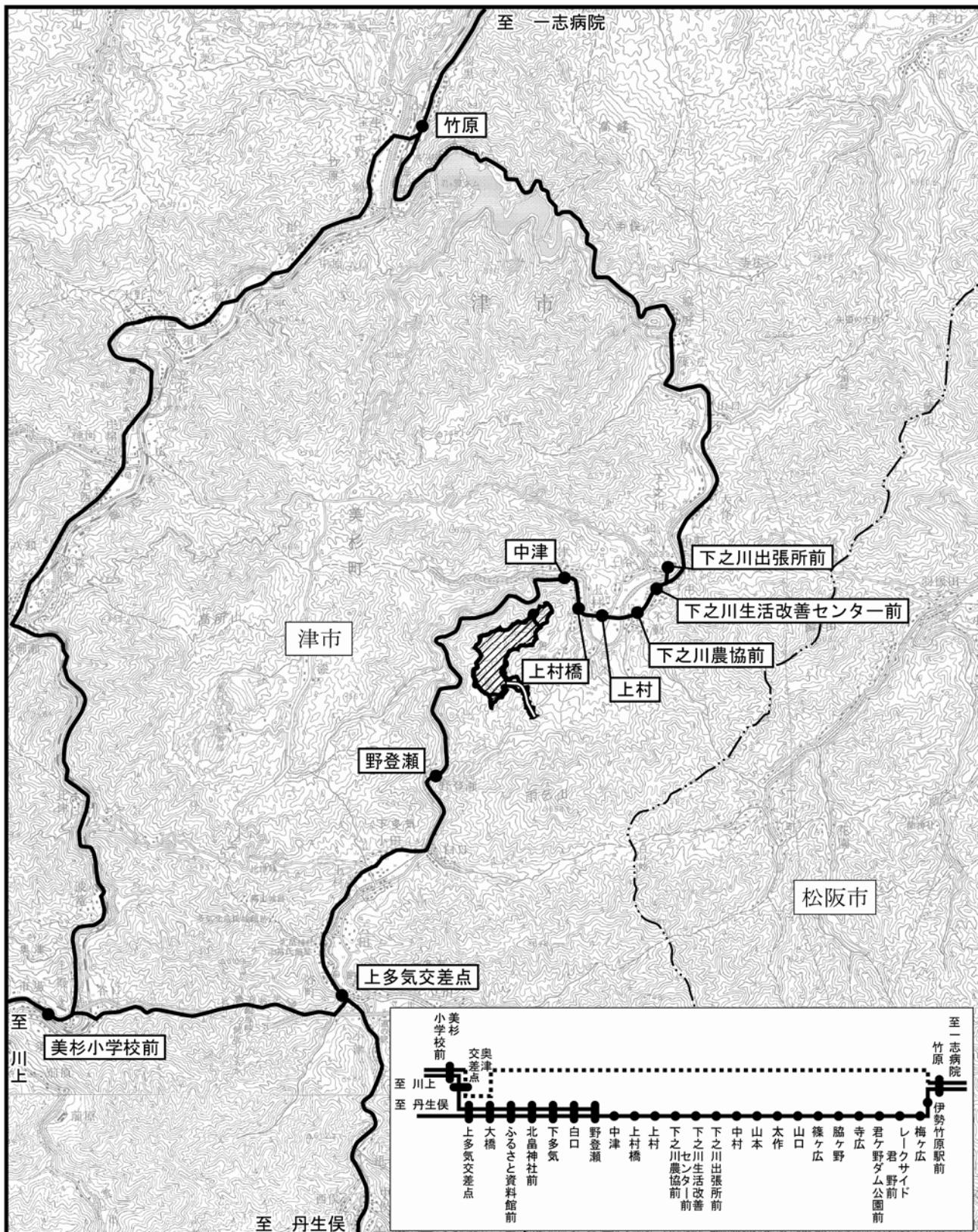
出典：「平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）
一般交通量調査 集計表」（国土交通省ホームページ）

N
1:65,000
0 1 2km

(2) その他交通施設

対象事業実施区域周辺のその他交通施設として、八手俣川、雲出川沿いを走る美杉コミュニティバスと、雲出川沿いを走るJR名松線がある。JR名松線は、平成21年10月8日の台風18号により被災したため、家城～伊勢奥津間はバスでの代行輸送となっている。

美杉コミュニティバスの路線図を図4.2-6に示す。対象事業実施区域近くの主なバス停として「上村橋」、「下之川農協前」、「野登瀬」がある。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 進入路
- : 市 界
- : バス路線
- : 主なバス停

図 4.2-6 対象事業実施区域周辺の
バス（美杉コミュニティバス）路線

N
1:65,000
0 1 2km

また、対象事業実施区域周辺には、JR名松線が通っているが、平成21年10月8日の台風18号により被災したため、家城～伊勢奥津間はバスでの代行輸送となっている。

対象事業実施区域周辺の鉄道路線の状況を図4.2-7に、主な鉄道駅の乗降人数を表4.2-14に示す。

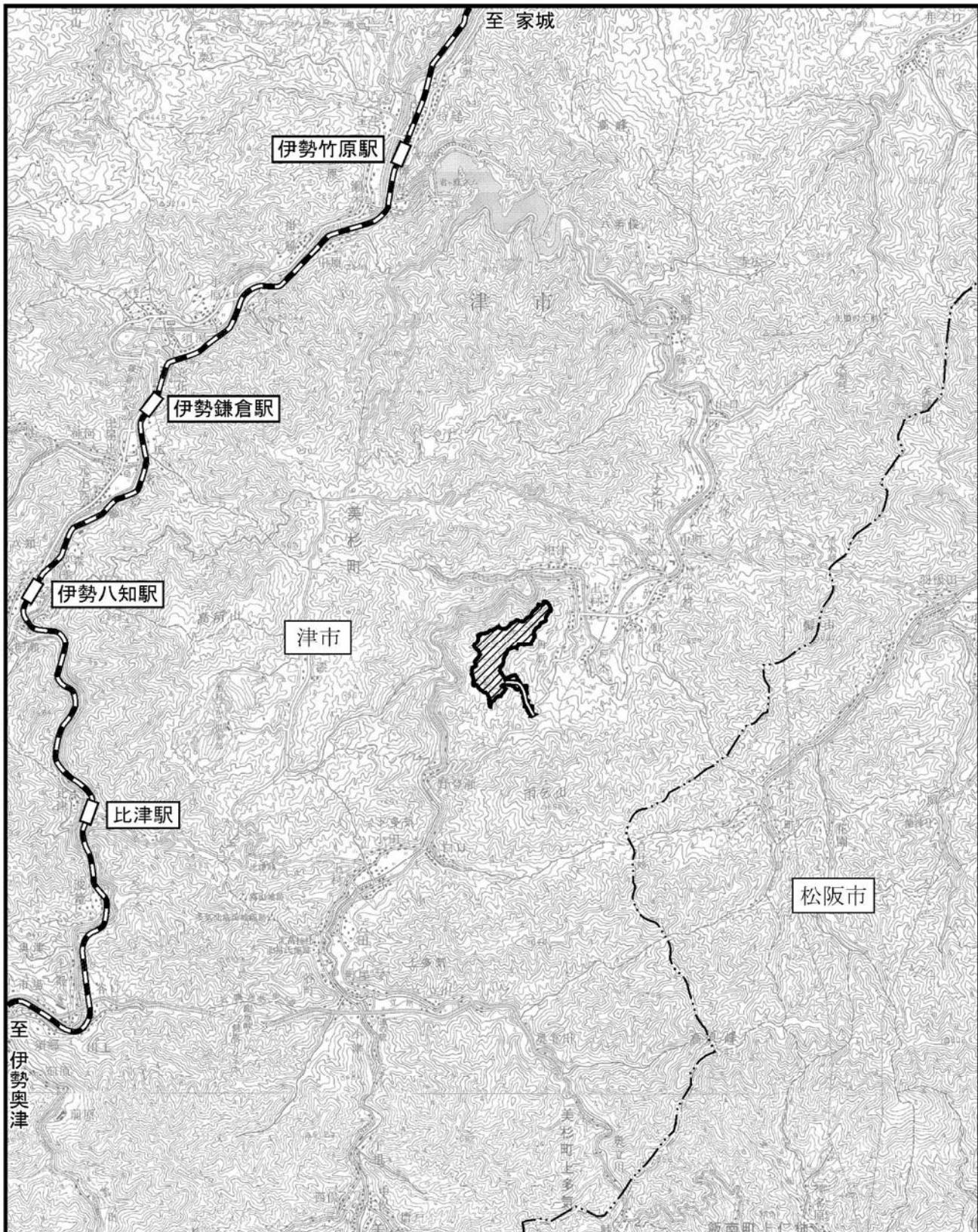
対象事業実施区域の最寄りの駅は、八手俣川と雲出川の合流点近傍の伊勢竹原駅であり、伊勢竹原駅の1日平均乗降数は11人である。

表4.2-14 対象事業実施区域周辺の鉄道駅乗降数

単位:人

		総数	普通	定期	1日平均
JR名松線 総計		185,624	45,424	140,200	509
対象事業実施区域周辺の主な鉄道駅	伊勢竹原	4,094	3,363	731	11
	伊勢鎌倉	2,877	2,147	730	8
	伊勢八知	2,786	896	1,890	8
	比津	3,327	1,892	1,435	9

出典：「平成23年刊 三重県統計書（平成21年及び平成21年度を対象）」
(三重県ホームページ)



凡 例

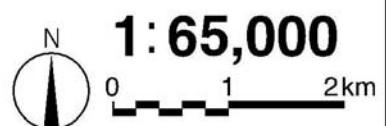
: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

: J R名松線

図 4.2-7 対象事業実施区域周辺の鉄道



4.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状及び住宅の配置の概況

美杉町竹原、八手俣、下之川、下多気及び上多気における環境保全上配慮の必要な施設を表4.2-15及び図4.2-8に示す。

美杉町竹原、八手俣、下之川、下多気及び上多気には、病院、幼稚園、保育園及び社会福祉施設の施設が存在する。

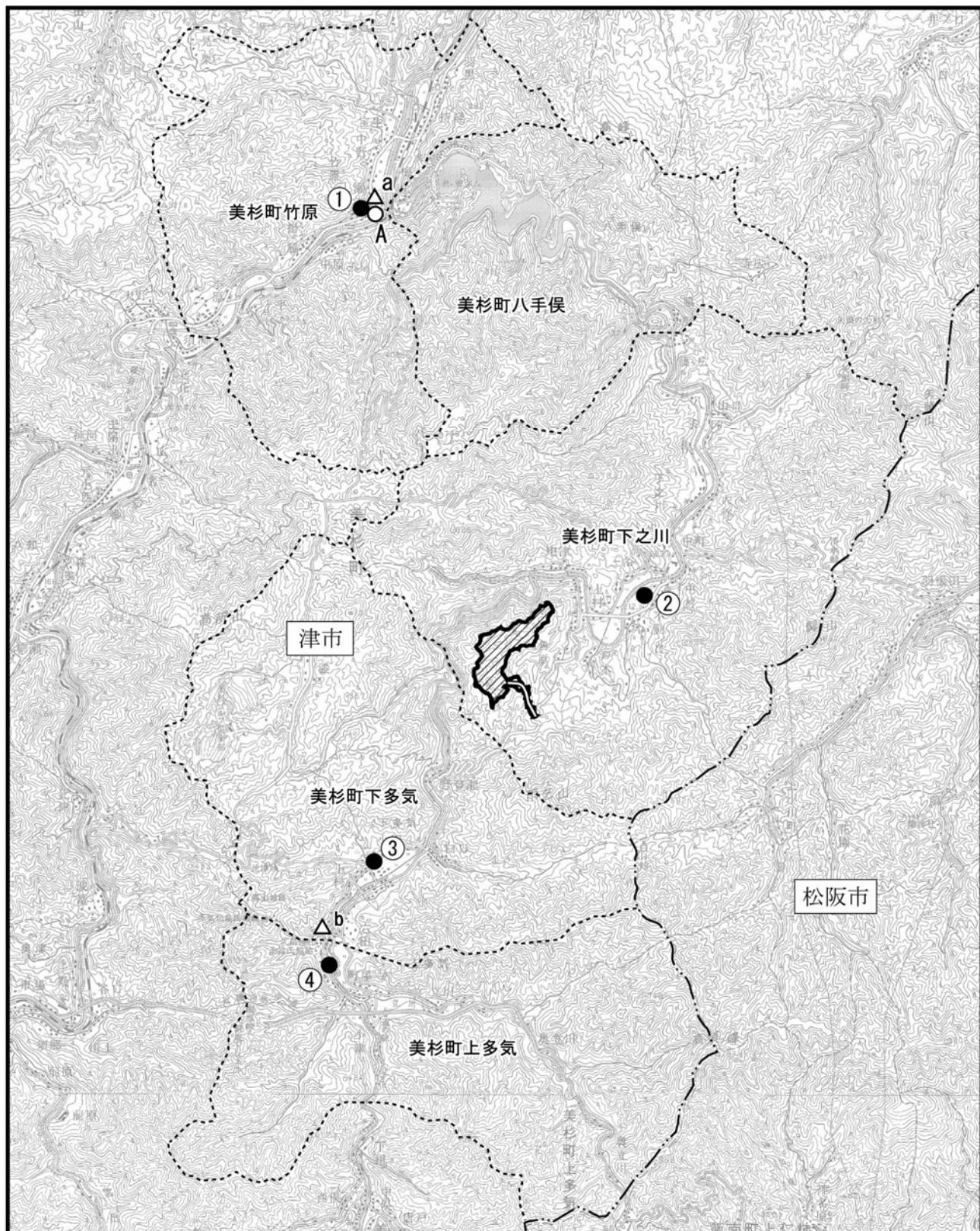
表4.2-15 対象事業実施区域周辺の学校、病院及び社会福祉施設

番号	種別	施設名称	住所
A	学校	竹原幼稚園（休園中）	美杉町竹原 2777
1		津市国民健康保険竹原診療所	
2		下之川診療所	
3		小田内科	
4		小林医院多気診療所	
a	社会福祉施設	津市美杉人権センター	美杉町竹原 2821
b		多気保育園	美杉町下多気 2883

出典：「学校名簿 平成22年度版」（平成22年5月1日、三重県ホームページ）

「三重県社会福祉施設名簿」（平成23年4月1日、三重県ホームページ）

「住宅地図」（ゼンリン）

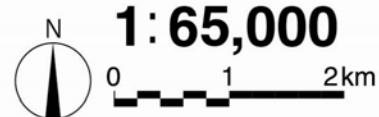


凡 例

- | | | | |
|--|------------|--|-----------------|
| | : 対象事業実施区域 | | : 学校 (A) |
| | : 進入路 | | : 病院 (①~④) |
| | : 市 界 | | : 社会福祉施設 (a, b) |
| | : 字 界 | | |

図 4.2-8 対象事業実施区域周辺の学校、病院及び社会福祉施設等

出典：「学校名簿 平成22年度版」（平成22年5月1日、三重県ホームページ）
 「三重県社会福祉施設名簿」（平成23年4月1日、三重県ホームページ）
 「住宅地図」（ゼンリン）



4.2.6 上下水道等の整備状況

(1) 上水道

三重県と本市の上水道普及率を表4.2-16に示す。

三重県及び本市では、上水道、簡易水道、専用水道から給水しており、平成22年度の水道の普及率は、三重県で99.4%、本市で99.5%となっている。

美杉地域では、簡易水道であり、普及率は74.3%である。

表 4.2-16 上水道の普及状況

単位:人

行政区域 人 口	総数	上水道	簡易水道	専用水道	普及率 (%)	
		現 在 給水人口	現 在 給水人口	現 在 給水人口		
三重県	1,892,229	1,881,205	1,781,264	92,135	7,806	99.4
津市	290,168	288,644	283,814	4,529	301	99.5
美杉地域	5,64	4,060	—	4,060	—	74.3

出典：「平成24年刊 三重県統計書（平成22年及び平成22年度を対象）」（三重県ホームページ）
「津市資料」

注）三重県及び津市は「平成24年刊三重県統計書」（平成22年3月31日現在）を参照した。美杉地域は「津市資料」（平成24年3月末現在）を参照した。

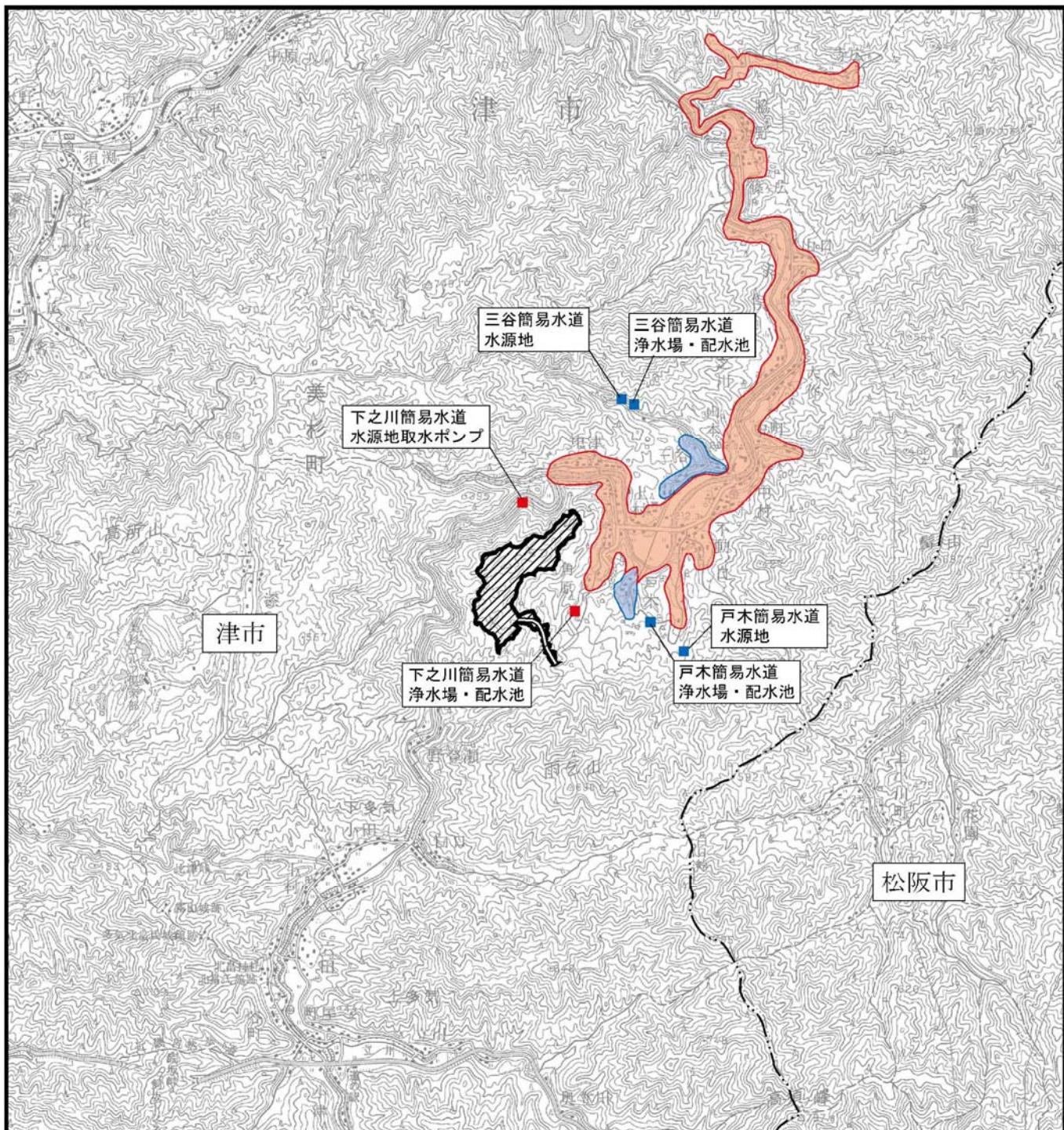
本市では、簡易水道の統廃合や水道未普及地域の解消を推進するとともに、安定した給水の確保に向け、基幹改良（老朽化更新）を実施する計画である。また、上水道との統合簡易水道事業統合計画を策定し、平成28年度末までに上水道との経営統合を行うこととしている。

また、下之川地区における簡易水道区域の拡張範囲を図4.2-9に示す。下之川地区では、水道未普及地域解消事業として、簡易水道の拡張事業を平成25年度までに実施する計画である。

表 4.2-17 簡易水道事業計画

事業名	簡易水道および 地区名	平成(年度)										
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
簡易水道再編 推進	青山高原、元取、福田山 簡易水道											
水道未普及 解消事業	川上地区											
	丹生俣、上多気の全部及 び下多気の一部の地区											
	下之川地区											
生活基盤近代 化事業	三谷、佐田簡易水道											

出典：「津市資料」



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 進入路
-  : 市 界
-  : 既設給水区域
-  : 既設水源地・取水ポンプ・浄水場・配水池
-  : 拡張給水区域
-  : 新設水源地・取水ポンプ・浄水場・配水池

出典：「津市資料」

図 4.2-9 下之川地区における簡易水道
区域拡張範囲



1:50,000

0 1 2km

(2) 生活排水処理施設

三重県と本市の生活排水処理施設の状況を表4.2-18に示す。

平成22年度末の三重県及び本市全地域の生活排水処理施設の整備率は、三重県で78.0%、本市で79.0%となっている。

美杉地域では下水道の施設ではなく、浄化槽等の個別処理施設を利用しているが、美杉地域の生活排水処理施設の整備率は、44.1%となっている。

表 4.2-18 生活排水処理施設の整備状況（平成22年度末）

単位：人、率 %

行政区域	人口	集合処理施設				
		下水道	農業集落排水施設等	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	集合処理施設合計
三重県	1,844,293	853,857	88,134	6,200	3,587	951,778
津市	280,887	120,671	11,859	-	-	132,530
美杉地域	6,883	-	298	-	-	298

	浄化槽等 個別処理施設	生活排水処理施設整備 人口合計	生活排水処理施設の 整備率
三重県	486,937	1,438,715	78.0
津市	89,393	221,923	79.0
美杉地域	2,739	3,037	44.1

出典：「平成24年刊 三重県統計書（平成22年及び平成22年度を対象）」（三重県ホームページ）

「平成18年刊 三重県統計書（平成16年及び平成16年度を対象）」（三重県ホームページ）

注1) 生活排水処理の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率である。

注2) 「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設の合計を表す。

注3) 浄化槽は、従来から合併処理浄化槽と呼んでいたものである。

注4) 平成21年度末において浄化槽市町村整備推進事業を実施中の市町は、松阪市、名張市、伊賀市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町の3市4町である。

注5) 「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口である。

注6) 「平成24年刊三重県統計書」には美杉地域に係る情報が記載されていないため、「平成18年刊三重県統計書」を使用した。

(3) し尿処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集状況を表4.2-19に示す。

本市におけるし尿は平成20年度から平成22年度にかけて増加傾向にあり、浄化槽汚泥は平成21年度から平成22年度にかけて横ばい傾向にある。

美杉地域におけるし尿は平成21年度から平成22年度にかけて減少傾向にあり、浄化槽汚泥は平成20年度から平成22年度にかけて横ばい傾向にある。

表 4.2-19 し尿及び浄化槽汚泥の収集状況

単位 : kL/年

年 度	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
津市（平成 20 年度）	27,307	61,824	89,131
美杉地域	334	2,625	2,959
津市（平成 21 年度）	28,539	56,568	85,107
美杉地域	342	2,702	3,044
津市（平成 22 年度）	32,466	56,707	89,173
美杉地域	268	2,788	3,056

出典：「津市資料」

4. 2. 7 廃棄物の処理の状況

(1) 一般廃棄物

平成13年度から平成22年度における本市の一般廃棄物の処理量の実績の推移を表4. 2-20に示す。

焼却処理量（直接焼却）は、平成13年度から平成19年度までは横ばい傾向であったが、平成20年度から平成22年度にかけては減少傾向となっている。

最終処分量（直接埋立）は平成13年度から平成22年度にかけて減少傾向にある。

表 4.2-20 一般廃棄物の収集及び処理状況（平成 13 年度～平成 22 年度）

単位：t / 年

項目	年度	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
処理・処分量合計		160,623	156,324	149,423	143,912	138,634	128,207	125,615	114,330	109,486	104,645
焼却処理量		89,841	92,889	90,126	86,478	88,391	84,892	86,988	82,935	81,136	79,140
直接焼却		89,841	92,889	89,895	85,043	84,375	84,188	86,988	82,935	81,136	79,140
中間処理後焼却		0	0	231	1,435	4,016	704	0	0	0	0
直接資源化量		12,053	13,809	12,483	12,048	11,637	11,134	10,383	9,029	6,793	3,546
紙類		10,084	11,568	10,506	10,433	10,378	10,290	9,536	8,204	5,806	2,535
金属類		372	442	473	453	458	0	0	0	0	0
ガラス類		514	632	565	328	12	0	0	0	0	0
ペットボトル		82	218	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		898	862	852	817	772	805	820	796	891	896
その他		103	87	87	17	17	39	27	29	96	115
焼却以外の中間処理量		9,289	9,229	9,413	15,710	18,595	16,531	12,361	11,636	11,232	10,685
最終処分量		49,440	40,397	37,401	29,676	20,011	15,650	15,883	10,730	10,325	11,274
直接埋立		33,819	29,680	33,115	24,063	13,839	9,108	11,289	6,060	5,349	6,383
焼却残渣		11,937	7,210	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理後埋立		3,684	3,507	4,286	5,613	6,172	6,542	4,594	4,670	4,976	4,891
資源化量合計		23,363	29,608	34,407	36,973	35,541	38,192	34,853	32,969	29,183	24,805
紙類		15,743	16,857	15,762	15,401	14,872	15,055	13,775	12,275	9,513	6,304
金属類		3,702	3,919	3,903	3,321	2,730	2,877	1,641	1,298	1,487	962
ガラス類		1,927	2,049	1,266	1,001	982	857	826	820	707	650
ペットボトル		668	1,042	755	658	593	814	788	747	668	687
プラスチック類		0	0	0	4,315	4,421	4,779	4,568	4,171	3,505	3,564
布類		1,082	994	977	925	900	928	933	900	963	1013
その他		241	4,747	11,744	11,352	11,043	12,882	12,322	12,758	12,340	11,625
直接資源化量		12,053	13,809	12,483	12,048	11,637	11,134	10,383	9,029	6,793	3,546
紙類		10,084	11,568	10,506	10,433	10,378	10,290	9,536	8,204	5,806	2,535
金属類		372	442	473	453	458	0	0	0	0	0
ガラス類		514	632	565	328	12	0	0	0	0	0
ペットボトル		82	218	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		898	862	852	817	772	805	820	796	891	896
その他		103	87	87	17	17	39	27	29	96	115
焼却施設資源化量		187	4,833	11,808	11,372	11,092	12,843	12,295	12,729	12,244	11,510
紙類		187	214	197	136	124	0	0	0	0	0
金属類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラス類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	4,619	11,611	11,236	10,968	12,843	12,295	12,729	12,244	11,510
中間処理施設資源化量		5,418	5,722	4,896	8,583	8,283	9,285	7,767	6,966	6,256	5,794
紙類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類		3,300	3,455	3,406	2,848	2,246	2,848	1,597	1,238	1,385	902
ガラス類		1,394	1,403	690	664	965	844	814	810	698	641
ペットボトル		586	824	755	658	593	814	788	747	668	687
プラスチック類		0	0	0	4,315	4,421	4,779	4,568	4,171	3,505	3,564
布類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		138	40	45	98	58	0	0	0	0	0
集団回収量		5,705	5,244	5,220	4,970	4,529	4,930	4,408	4,245	3,890	3,955
紙類		5,472	5,075	5,059	4,832	4,370	4,765	4,239	4,071	3,707	3,769
金属類		30	22	24	20	26	29	44	60	102	60
ガラス類		19	14	11	9	5	13	12	10	9	9
ペットボトル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類		184	132	125	108	128	123	113	104	72	117
その他		0	1	1	1	0	0	0	0	0	0

出典：「津市資料」

(2) 産業廃棄物

平成20年度の三重県の産業廃棄物発生状況を表4.2-21に示す。

三重県では、産業廃棄物が7,590千t/年発生し、そのうち382千t/年(発生量の5%)が最終処分されている。発生量のうち、汚泥発生量が最も多く、平成20年度では、3,765千t/年(49.6%)発生している。

表 4.2-21 三重県における産業廃棄物の発生状況(平成20年度)

単位:千t/年

廃棄物区分 処理等	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず
発生量	32 (0.4%)	3,765 (49.6%)	176 (2.3%)	112 (1.5%)	231 (3.0%)	161 (2.1%)	9 (0.1%)
資源化量	17	285	93	70	109	106	7
有償物量	0	12	56	29	6	28	3
再生利用量	17	273	37	41	103	78	4
減量化量	13	3,178	83	42	121	29	2
最終処分量	2	301	0	0	1	26	1

廃棄物区分 処理等	木くず	繊維くず	動植物性 残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス くず等	鉱さい
発生量	184 (2.4%)	1 (0.0%)	32 (0.4%)	1 (0.0%)	473 (6.2%)	468 (6.2%)	117 (1.5%)
資源化量	99	0	24	1	459	219	98
有償物量	2	0	5	0	432	4	0
再生利用量	98	0	19	1	27	215	98
減量化量	83	0	7	0	14	238	6
最終処分量	2	0	1	0	0	10	14

廃棄物区分 処理等	がれき類	その他産業廃棄物	合計
発生量	1,698 (22.4%)	130 (1.7%)	7,590(100%)
資源化量	1,596	67	3,250(43%)
有償物量	0	1	577(8%)
再生利用量	1,596	66	2,673(35%)
減量化量	89	52	3,958(52%)
最終処分量	13	11	382(5%)

注) () 内の数字は、発生量の合計を100とした場合の構成割合を示す。

出典: 「三重県産業廃棄物実態調査報告書(平成20年度実績)」(平成22年3月、三重県)

4.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基準等

1) 大気の汚染に係る環境基準等

大気の汚染に係る環境基準を表4.2-22(1)に示す。また、表4.2-22(2)に示したように、三重県では、二酸化いおう及び二酸化窒素について環境保全目標を定めている。

表 4.2-22(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日、環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日、環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日、環境庁告示第33号）

表 4.2-22(2) 大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	環境上の条件
二酸化いおう	年平均値が0.017ppm以下であること。
二酸化窒素	年平均値が0.020ppm以下であること。

出典：「大気規制のあらまし(参考)環境基準」（平成24年4月、三重県）

2) 騒音に係る環境基準及び類型指定

騒音に係る環境基準を表4.2-23に示す。

なお、対象事業実施区域周辺においては、騒音の環境基準の類型指定は行われていない。

表 4.2-23 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日午前 6 時まで
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日午前 6 時まで
A 2 車線以上	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 2 車線以上		
C 1 車線以上	65 デシベル以下	60 デシベル以下

③ ②のうち幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注) 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

備考1:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45デシベル以下、夜間:40デシベル以下)によることができる。

備考2:幹線交通を担う道路

- (1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- (2)(1)の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

備考3:「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。

- (1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

【該当地域】

A: 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御薗村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により定められた第2種区域

B: 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御薗村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C: 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曽岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御薗村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により定められた第3種区域及び第4種区域

注)市町村の名称及び区域は、平成15年10月10日における名称及び行政区域によって表示されたものとする。

出典: 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定」（平成11年3月26日、三重県告示第160号）

3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定

水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準）を表4.2-24(1)～(2)に示す。

対象事業実施区域周辺では雲出川下流（両国橋より下流）はA類型、雲出川上流（両国橋より上流）はAA類型に指定されているが、八手俣川では、類型の指定はされていない。

なお、表4.2-25に示す水生生物の保全に関する環境基準については、三重県では地域指定がされていない。

表 4.2-24(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考:

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 4.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	基準値			
			生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 4. 2-25 水生生物の保全に関する環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

備考: 基準値は、年間平均値とする。 (湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表4.2-26に示す。

表 4.2-26 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日、環境庁告示第46号）

5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を表4.2-27に示す。

表 4.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境省告示第68号）

6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表4.2-28に示す。

表 4. 2-28 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(2) 規制基準及び指定地域

1) 大気汚染に係る規制基準及び指定地域

大気汚染防止法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、ばいじん等を発生し、及び排出する施設に対して、規制物質と施設の種類・規模を指定して、排出基準、規制区域等を定め、大気汚染の防止を図っている。

また、三重県においては、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、ばいじん等を発生し、排出する施設に対して、別途規制物質と施設の種類・規模を指定して、排出基準、規制区域等を定めている。

大気汚染に係る規制基準を表4.2-29(1)～(2)に示す。

表 4.2-29(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質	規制方式	規制値
硫黄酸化物	規制基準(量規制、地域ごとのK値 規制方式)	四日市地域 K=3.0 (特別排出基準 K=1.17) 桑名・鈴鹿地域 K=14.5 その他の地域 K=17.5
	総量規制(四日市地域)	
ばいじん	排出基準(濃度規制、物質種類、施設種類ごと)	0.05～0.50/Nm ³ (特別排出基準 0.03～0.20g/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	同上	1.0mg/Nm ³
塩素及び塩化水素	同上	塩素 30mg/Nm ³ 塩化水素 80～700mg/Nm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	同上	1.0～20mg/Nm ³
鉛及びその化合物	同上	10～30mg/Nm ³
窒素酸化物	同上	60～950mg/Nm ³
特定粉じん(石綿)	規制基準(濃度規制)	10本/L

出典：「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日、法律第97号）

表 4. 2-29(2) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく大気汚染に係る排出基準

規制物質	排出基準等	
	排出口	敷地境界
硫黄酸化物	四日市地域 K=1.17, 2.92, 3.0	—
ばいじん	特別排出基準適用区域 0.1~0.8g/Nm ³ その他 0.2~5.0g/Nm ³	—
塩素	30mg/Nm ³	0.9mg/Nm ³
塩化水素	80mg/Nm ³	2mg/Nm ³
鉛及びその化合物	—	0.03mg/Nm ³
アセトアルデヒド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
ホルムアルデヒド	7.5mg/Nm ³	0.35mg/Nm ³
一酸化炭素	—	50mg/Nm ³
五酸化バナジウム	—	0.015mg/Nm ³
硫酸	—	0.6mg/Nm ³
スチレン	—	4.6mg/Nm ³
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	12mg/Nm ³	0.3mg/Nm ³
エチレンオキシド	200mg/Nm ³	12mg/Nm ³
窒素酸化物	総排出量規制 (四日市地域)	

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日、三重県規則第39号）

2) 騒音に係る規制基準及び指定地域

騒音規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音について規制を行うとともに、自動車騒音に係る要請限度等を定めている。また、三重県では、騒音規制法に基づき、規制を行う地域の指定を行うとともに、三重県生活環境の保全に関する条例による騒音の規制を行っている。

美杉地域は、騒音規制法に基づく規制の区域に指定されておらず、三重県生活環境の保全に関する条例によって定められた基準によって、工場等において発生する騒音及び建設作業に伴って発生する騒音の規制が行われている。

自動車騒音に係る要請限度については、対象事業実施区域周辺は区域の指定がされていない。

騒音に係る規制基準等を表4.2-30(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例で、工場等において発生する騒音の規制では「5 その他の地域（工業専用地域を除く）」に、建設作業に伴って発生する騒音の規制では「第1号区域」に指定されている。

表 4.2-30(1) 工場等において発生する騒音の規制

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	朝夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域		50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び 準住居地域		55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4	工業地域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5	その他の地域（工業専用地域を除く）		60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注1)表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である

注2)第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの5デシベルを減じるものとする。

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日、三重県規則第39号）

表 4. 2-30(2) 建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分 規制の区分	第1号区域	2号区域	適用除外
騒音の大きさ	建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと		
夜間作業の限定	午後7時～翌日の午前7時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	午後10時～翌日の午前6時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	①②③ ④⑤
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	①②
作業期間の限定	連続して6日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないと		①②
日曜休日の作業の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないと		①②③ ④⑤⑥

注1)適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付けられた場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- ⑤道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付けられた場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- ⑥電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う建設作業であって、当該建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日等に行う必要がある場合

注2)規制地域は、「工場等において発生する騒音の規制基準」と同じで、区域区分は次のとおり

第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業専用地域を除くその他の地域並びに工業地域のうち学校・保育所・病院・入院施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域：工業地域のうち第1号区域以外の区域

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日、三重県規則第39号）

表 4. 2-30(3) 自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00～22:00)	(22:00～6:00)
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75	70
c 区域	車線を有する道路	75	70

これらの区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域

時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
限度	75	70

備考1：「昼間」、「夜間」及び「幹線交通を担う道路」とは、それぞれ騒音に係る環境基準と同じ。

備考2：「a区域」、「b区域」、「c区域」及び「幹線交通を担う道路に近接する区間」とは、それぞれ騒音に係る環境基準の該当地域の「A」、「B」、「C」及び「幹線交通を担う道路に近接する区域」と同じ。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日、総理府令第15号）

3) 振動に係る規制基準及び指定地域

振動規制法では、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めている。また、三重県では、振動規制法に基づき規制を行う地域の指定を行うとともに、三重県生活環境の保全に関する条例による振動の規制を行っている。

美杉地域は、振動規制法に基づく規制の区域に指定されておらず、三重県生活環境の保全に関する条例によって定められた基準によって、振動の規制が行われている。

振動に係る規制基準等を表4.2-31(1)～(3)に示す。

道路交通振動に係る要請限度については、対象事業実施区域周辺は区域の指定がされていない。

対象事業実施区域周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例で、工場等において発生する振動の規制では「2 その他の地域（工業専用地域を除く。）」に、建設作業に伴つて発生する振動の規制では「第1号区域」に指定されている。

表 4.2-31(1) 工場等において発生する振動の規制

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		60 デシベル	55 デシベル
2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）		65 デシベル	60 デシベル

注1)表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である

注2)第2号の地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの値から5デシベルを減じるものとする。

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日、三重県規則第39号）

表 4.2-31(2) 建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分 規制の区分	第1号区域	2号区域	適用除外
振動の大きさ	建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものないこと		
夜間作業の限定	午後7時～翌日の午前7時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	午後10時～翌日の午前6時までの時間内の作業に伴って発生するものでないこと	①②③ ④⑤
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと	①②
作業期間の限定	連続して6日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②
日曜休日の作業の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと		①②③ ④⑤⑥

注1)適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付けられた場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- ⑤道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付けられた場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- ⑥電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う建設作業であって、当該建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日等に行う必要がある場合

注2)規制地域は、「工場等において発生する騒音の規制基準」と同じで、区域区分は次のとおり

第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業専用地域を除くその他の地域並びに工業地域のうち学校・保育所・病院・入院施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域：工業地域のうち第1号区域以外の区域

出典：「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日、三重県規則第39号）

表 4. 2-31(3) 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、次の図に示す地域	65 デシベル	60 デシベル
2 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、次の図に示す地域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 「次の図に示す地域」：美杉地域では規定されていない。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日、三重県告示第730号）

4) 悪臭に係る規制基準及び指定地域

悪臭防止法では、工場又は事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っている。また、三重県では、悪臭防止法に基づき、住民の生活環境を保全すべき地域を指定しているが、本市は、生活環境を保全すべき地域の特定悪臭物質に係る規制地域に指定されており、臭気指数に係る規制地域には指定されていない。

悪臭に係る規制基準を表4.2-32に示す。

① 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

表 4.2-32 特定悪臭物質に係る規制基準

特定悪臭物質名	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルバニルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソバニルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成10年7月10日、三重県告示第323号）

② 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。

③ 事業場から排出される排出水に含まれるもの当該事業場の敷地外における規制基準

悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出して得た濃度とする。

5) 水質汚濁に係る規制基準及び指定地域

水質汚濁防止法では、第2条に基づく特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m³以上または有害物質を含むものに対して、排水基準を定めている。また、三重県では、水質汚濁防止法の水質汚濁に係る排出基準に対して、上乗せ基準を定めており、指定された項目、業種については、上乗せ基準が適用される。

水質汚濁に係る排水基準を表4.2-33(1)～(3)に示す。

なお、特定施設に対象事業である一般廃棄物の最終処分場は含まれない。

表 4.2-33(1) 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L (ただし、海域は230mg/L)
ふつ素及びその化合物	8mg/L (ただし、海域は15mg/L)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素×0.4、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L

備考：「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ること

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日、総理府令第35号）

表 4.2-33(2) 水質汚濁に係る排水基準（その他）

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	5.8～8.6（ただし海域は5.0～9.0）
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質量	200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
りん含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）

備考

- 1:「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2:この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3:水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4:水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5:生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
- 6:窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
- 7:燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日、総理府令第35号）

表 4.2-33(3) 水質汚濁に係る排水基準（上乗せ基準）（第一種水域（新設の特定事業場について
は四日市・鈴鹿水域の第二種水域を含む））

項目	新設の特定事業場		新設の特定事業場以外の特定事業場	
	業種	許容限度	業種	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	全業種	海域に排出されるも の 5.8 以上 8.6 以下	—	—
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1. 畜産農業及び畜 産サービス業	130 (日間平均 100)	1. 毛紡績業（洗毛を 行うものに限 る。）	120 (日間平均 90)
	2. 全業種（一の業 種を除く。）	25 (日間平均 20)	2. 畜産農業及び畜産 サービス業	130 (日間平均 100)
	3. 全業種（一及び二 の業種を除く。）		3. 全業種（一及び二 の業種を除く。）	65 (日間平均 50)
化学的酸素要求量 (mg/L)	1. 畜産農業及び畜 産サービス業	130 (日間平均 100)	—	—
	2. 全業種（一の業 種を除く。）	25 (日間平均 20)	—	—
浮遊物質量 (mg/L)	1. 畜産農業及び畜 産サービス業	130 (日間平均 100)	1. 畜産農業及び畜産 サービス業	130 (日間平均 100)
	2. 全業種（一の業 種を除く。）	90 (日間平均 70)	2. 全業種（一の業種、 碎石業及び砂利 採取業を除く。）	90 (日間平均 70)
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（鉱油類含有量） (mg/L)	全業種	日間平均 1	全業種（毛紡績業（洗 毛を行うものに限 る。）を除く。）	日間平均 1
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量（動植物油脂類 含有量） (mg/L)	全業種	日間平均 10	—	—
フエノール類含有量（単 位 mg/L）	全業種	1	全業種	1
銅含有量 (mg/L)	全業種	1	全業種	1

備考

- 1: 「第一種水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
(9) 雲出川（北緯三十四度三十八分五十五秒東経百三十六度二十九分四十六秒の地点から上流の区域）
(雲出川以外省略)
- 2: 「第二種水域」とは、第一種水域に属しない公共用水域（天白川水域を除く。）をいう。
- 3: 「四日市・鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこ
れに流入する公共用水域（天白川水域を除く。）をいう。
- 4: 「天白川水域」とは、天白川（支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
- 5: 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 6: この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以
上である新設の特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油
類含有量及び動植物油脂類含有量）についての排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が400立方メー
トル以上である新設の特定事業場に係る排出水について適用する。
- 7: この表に掲げる新設の特定事業場以外の特定事業場に関する排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が
400立方メートル以上である新設の特定事業場以外の特定事業場に係る排出水について適用する。
- 8: この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）に規定する方法により検定した
場合における検出値によるものとする。

一部改正 [昭和四八年条例一七号・四九年九号・五一五年五四号・平成元年四九号・一二年八六号・一六年七八号]

水質汚濁防止法では、有害物質の製造、使用又は処理する特定施設から地下に浸透する水に対して、「特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定める要件」を定めている。特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定める要件を表4.2-34に示す。

表 4.2-34 特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定める要件

単位 : mg/L

項目	要件	備考
カドミウム及びその化合物	0.001	
シアノ化合物	0.1	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1	
鉛及びその化合物	0.005	
六価クロム化合物	0.04	
砒素及びその化合物	0.005	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	
アルキル水銀化合物	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005	
トリクロロエチレン	0.002	
テトラクロロエチレン	0.0005	
ジクロロメタン	0.002	
四塩化炭素	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	0.002	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002	
チウラム	0.0006	
シマジン	0.0003	
チオベンカルブ	0.002	
ベンゼン	0.001	
セレン及びその化合物	0.002	
ほう素及びその化合物	0.2	
ふつ素及びその化合物	0.2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	2

備考

1. 「水質汚濁防止法施行規則」第6条の2に規定する「当該有害物質が検出されること」とは、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年8月21日、環境庁告示第39号）に規定する検定方法により有害物質を検定した場合において、この表の「要件」に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

2. （検出限界）アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては、アンモニア性窒素0.7mg/L、亜硝酸化合物にあっては、亜硝酸性窒素0.2mg/L、硝酸化合物にあっては、硝酸性窒素0.2mg/L。

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年8月21日、環境庁告示第39号）

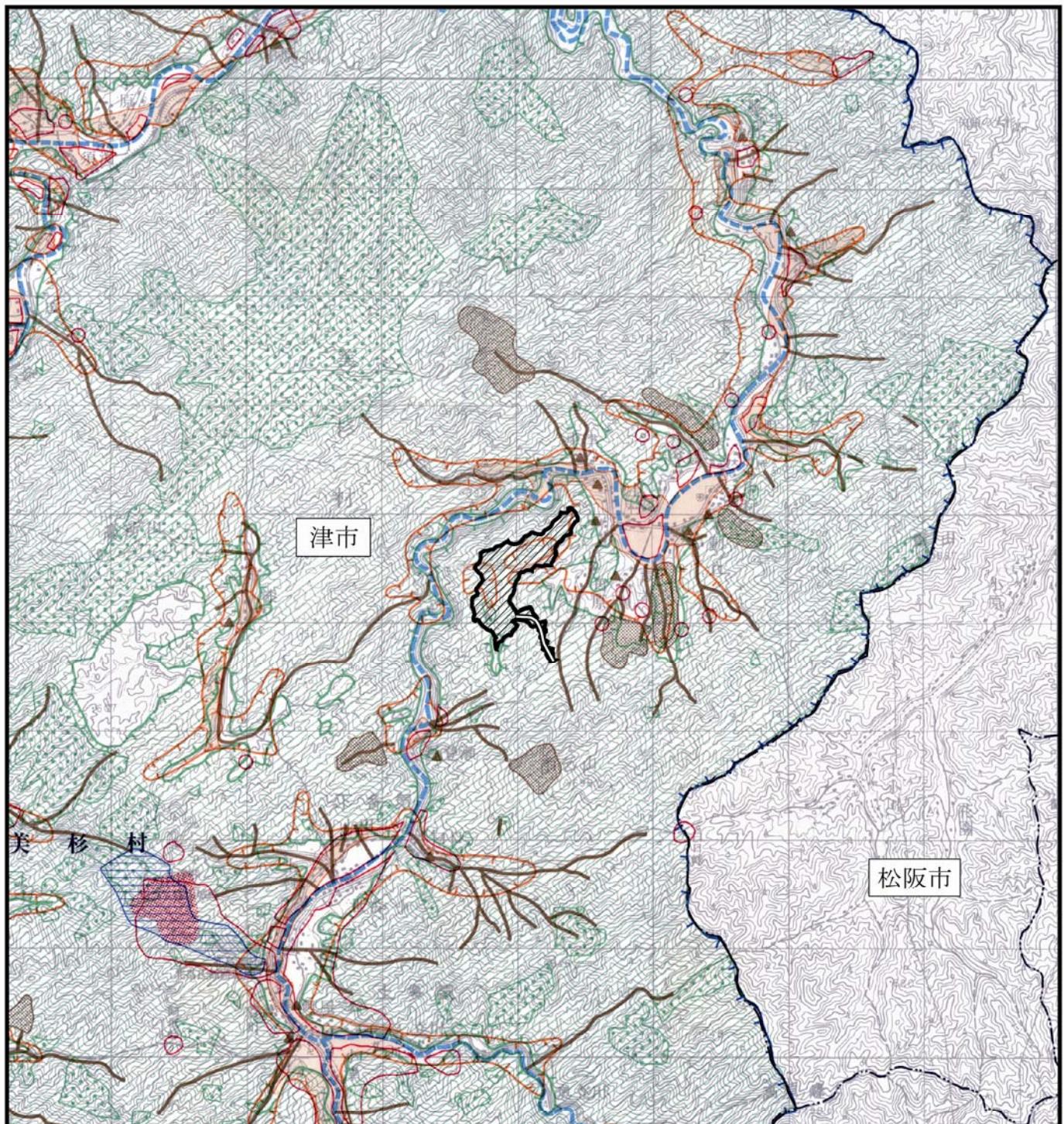
(3) 各種指定地域

対象事業実施区域周辺の規制区域等の状況を図4.2-10に示し、対象事業実施区域における土地利用上の法規制の状況を表4.2-35に整理した。

なお、対象事業実施区域周辺は、都市計画法の用途地域の指定はない。

表 4.2-35 対象事業実施区域における土地利用上の法規制の状況

根拠法令	指定区域等	適用有無	必要な許可・届出申請等
都 市 計 画 法	都市計画区域	—	—
	市街化区域	—	—
	用途地域	—	—
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	—
	農用地区域	—	—
森 林 法	森林地域	○	—
	国有林	—	—
	保安林	—	—
	公有林	—	—
	森林計画に係る民有林	○	林地開発のための届出
自 然 公 園 法	国立公園	—	—
	国定公園	—	—
三重県立自然公園条例	県立自然公園（普通地域）	○	工作物新築のための届出
砂 防 法	砂防指定地	—	—
	砂防指定河川	—	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域	—	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	—	—
河 川 法	指定河川（上流端）	—	—
	河川保全区域	—	—
文 化 財 保 護 法	史跡	—	—
	名勝	—	—
	天然記念物	—	—
	埋蔵文化財包蔵地	—	—
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	—	—
	特別保護区	—	—



凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

図 4.2-10 対象事業実施区域の
土地利用規制図

農業振興地域／整備ニ関スル法律	農業振興地域	砂防法	砂防指定地
農用地区域			砂防指定河川
森林法 (固有林野法)	森林地域	急傾斜地災害防止法	急傾斜地崩壊危険区域
	地域森林計画 対象民有林	河川法	河川区域 (一・二級河川)
	保安林	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地
自然公園法 自然公園条例	自然公園区域		史跡・名勝・天然記念物
	特別地域		

出典：「三重県 土地利用規制図（6-3）」（三重県）



1:50,000

0 1 2km

1) 自然公園区域

対象事業実施区域周辺の自然公園を図4. 2-11に示す。

対象事業実施区域は、赤目一志峡県立自然公園に含まれている。

また、南西約3kmの地域に、室生赤目青山国定公園に指定された区域がある。

2) 鳥獣保護区域

対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区域を図4. 2-12に示す。

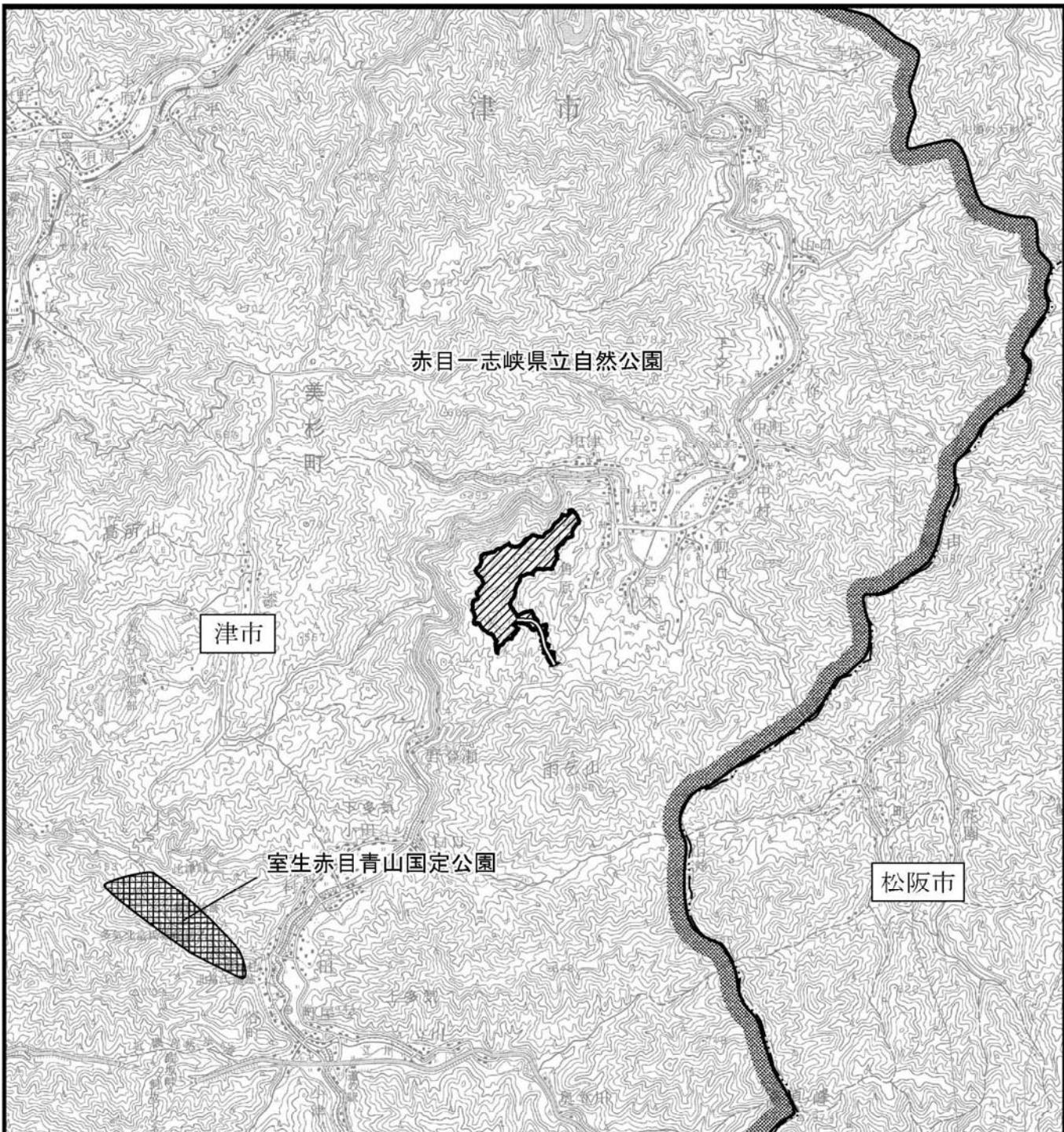
対象事業実施区域周辺の鳥獣保護区として、君ヶ野ダムがある。

なお、対象事業実施区域内で鳥獣保護区に指定された区域はない。

3) 保安林、砂防指定地域、地滑り防止区域等

対象事業実施区域周辺の保安林、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域等を前掲図4. 2-10に示す。

対象事業実施区域内には農用地区域、保安林、砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域に指定された区域はないが、農業振興地域、森林地域及び地域森林計画対象民有林が存在する。



凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

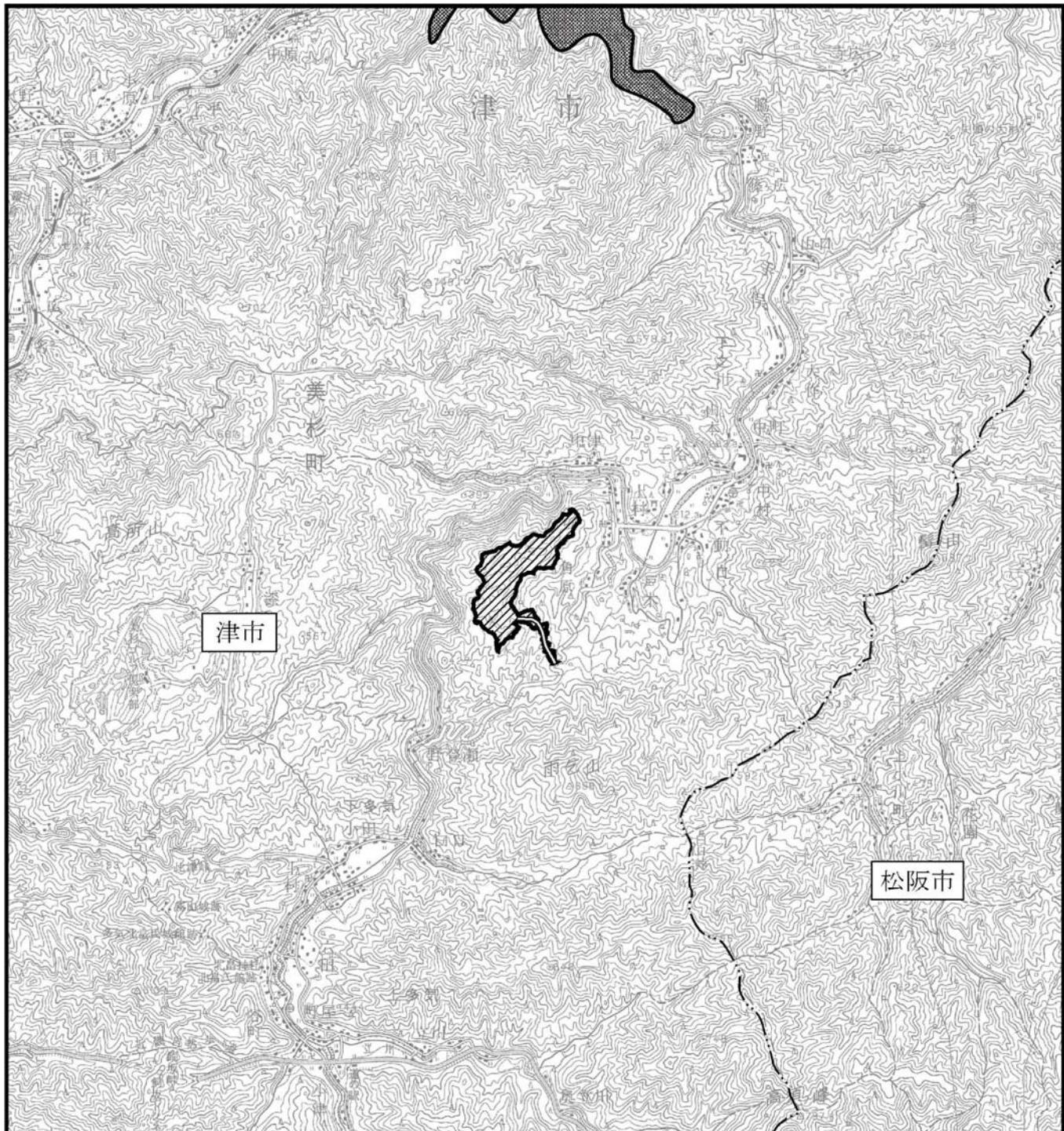
図 4.2-11 対象事業実施区域周辺の
自然公園



1:50,000

0 1 2km

出典：三重県自然公園図（平成 18 年 3 月、三重県）



凡 例

: 対象事業実施区域

: 進入路

: 市 界

: 鳥獸保護区

図 4.2-12 対象事業実施区域周辺の
鳥獸保護区域

出典：「平成 20 年度 三重県鳥獸保護区等位置図」（三重県）

N
1:50,000
0 1 2km

(4) その他の事項（行政計画・方針等）

1) 三重県環境基本条例

三重県の環境保全に関する基本的な事項を定めた条例で、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。基本理念、県と市町との協働では以下のように定めている。

(基本理念)

1 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(県と市町との協働)

県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

2) 三重県環境基本計画

「三重県環境基本計画」は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスター・プランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定められている。平成9年に策定され平成16年の改正を経て、平成24年に新たに「三重県環境基本計画」を策定している。また、同計画に基づく平成27年までの取組内容を整理した推進計画（アクション・プラン）を策定している。

「三重県環境基本条例」では環境の保全に関する施策を進める基本理念として、前項のとおり規定しており、この基本理念に基づいて、これまでの取組結果とこれからの環境を取り巻く潮流変化や県民意識もふまえ、三重県のめざすべき姿を、以下の通り定めている。

めざすべき姿

私たちは、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。

このめざすべき姿を実現するため、新たな三重県環境基本計画では、次の2項目の基本目標を設定している。

- ・**基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり**
- ・**基本目標Ⅱ：自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり**

3) 三重県自然環境保全基本方針

三重県自然環境保全基本方針は「従来の優れた自然環境の保全に加え、里地里山などの身近な自然環境の保全、希少野生動植物種の保護、県民・事業者・行政等の協働による取り組みの推進などを図ることにより、自然環境の適正な保全を進めること」である。

平成15年には改正案が答申され、以下のような内容が追加・変更されている。

- ・環境林設定の考え方及び環境林の整備促進
- ・特に保護が必要な希少野生動植物種の指定の考え方及び個体の取扱い
- ・希少野生動植物種の保護のために行為規制を行う監視地区の指定の考え方
- ・地域の生態系に悪影響を及ぼす移入種対策及びブラックバス等の増殖抑制
- ・自然とのふれあいの場の確保や適正な利用に関する普及啓発の推進
- ・里地里山保全活動など自然環境の保全活動の促進
- ・1haを超える開発行為の届出制などによる自然環境保全への配慮

4) 三重県廃棄物処理計画

三重県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年に第一次、昭和56年に第二次、平成5年に第三次の「産業廃棄物処理計画」を策定するとともに、平成9年には「三重県廃棄物総合対策」を策定し、廃棄物の適正処理のための施策を推進してきた。しかし、その後数年が経過し、改めて三重県の廃棄物を取り巻く実態と廃棄物処理法改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の排出抑制、再生利用など減量化を促進し、また、その適正な処理体制を整備して不適正な処理を防止することにより循環型社会を構築するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保する必

要があることから、県民、事業者、行政が、主体的にあるいは連携、協働して取組を進めるための行動指針として平成16年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定している。

平成23年3月には、「3 R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））」と適正処理を推進していくため、「三重県廃棄物処理計画」を改正した。

本計画の対象期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間としており、産業廃棄物に係る計画目標値は表4.2-36に示すとおりである。

表 4.2-36 産業廃棄物に係る計画目標値

項目	H20 年度（実績）	H27 年度（予測）	H27 年度（目標）
排出量	9,577 千t	9,253 千t	8,978 千t
再生利用率	40.6%	41.8%	43.7%
最終処分量	420 千t	203 千t	179 千t

出典：「三重県廃棄物処理計画」（平成23年3月、三重県）

5) 「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針

三重県では、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指し、「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針」を策定している。基本方針では、「ごみゼロ社会」実現に向けて、以下の4つの視点で、取り組んでいる。

- ①意識・価値観・行動の転換
- ②取組に関する優先順位の明確化
- ③多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
- ④ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

「ごみゼロ社会」実現については、概ね20年後を目標とし、取組を推進しており、「発生・排出抑制の推進」、「循環的利用（リサイクル）の推進」、「県民との協働とネットワークづくり」、「一般廃棄物の広域的な処理の推進」、「適正かつ効率的なごみ処理システムの構築」、「災害廃棄物等の適正な処理対策の構築」を6つの柱として、具体策を推進している。

6) 三重県地球温暖化対策推進計画（改定）

三重県では、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「三重県地球温暖化対策推進計画」に基づき対策を実施してきたが、「京都議定書の6%削減約束の確実な達成」及び「地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減」を踏まえ、温室効果ガス排出量を中長期的に減少基調に転換するとともに、継続的に排出削減を進めるということを基本に計画を改定した。

この計画は、三重県の地球温暖化対策を推進するための指針であり、また三重県環境基本計画の地球環境保全に関する具体的な行動計画として位置づけられている。

二酸化炭素排出量の削減目標として、温室効果ガス排出量を基準年1990年度比で3%減とし、そのうち二酸化炭素排出量において、廃棄物部門では基準年1990年度比で20%減、2003年度比で11.9%削減を掲げている。

また、本計画において、「事業者に期待される取組」として、以下の内容が記載されている。

【事業者に期待される取組】

(1) 省エネ・省資源行動

- ①温暖化対策に取り組む体制づくり
- ②目標を立て計画的な取組
- ③オフィス等での省エネ行動
- ④オフィス等でのごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進
- ⑤エコドライブの徹底や鉄道・海運輸送等への転換

(2) 省エネ設備・機器、低公害車等の選択

- ①省エネ機器への選択
- ②更新・新規購入時の低公害車・低燃費車の選択

(3) 省エネ性能の高い建物構造やシステムの導入

- ①省エネ性能の高い建物構造やシステムの導入
- ②新エネルギー利用設備の導入
- ③環境マネジメントシステムの導入

7) 三重県新エネルギービジョン

三重県では、新エネルギー導入の基本的な方向を示すとともに、各地域のさまざまな主体がさまざまな場面で新エネルギーを効果的に導入していくための指針とすることを目的として、平成12（2000）年3月に「三重県新エネルギービジョン」を策定した。平成17（2005）年3月には、新エネルギーを取り巻く状況変化に的確に対応するため、導入目標や導入方策を見直すなどの改定を行い、平成22（2010）年度を目標年度として、新エネルギーの導入促進に取り組んできた。

しかしながら、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、我が国のエネルギーをめぐる状況が一変し、新たなエネルギー政策が求められることとなった。

こうした状況をふまえ、我が国が抱えるエネルギー問題に対して地域からも積極的に貢献し、地域資源や地理的条件などの地域特性を生かした安全で安心なエネルギーの創出を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制や産業振興に貢献していくといった観点から、概ね10年先を見据え、平成32（2020）年度を目標年度として、新エネルギーの積極的な導入を促進するための新たなビジョンを取りまとめた。

このビジョンでは、三重県の地域特性をふまえ、雪氷熱利用と地熱発電を対象から除外する一方、これまでの取組を継続して引き続き導入を促進する必要があるものとして、コージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車やヒートポンプの革新的なエネルギー高度利用技術も対象としている。

【ビジョンで対象とする新エネルギー】

- ①太陽光発電
- ②太陽熱利用
- ③風力発電
- ④バイオマス発電（バイオマス由来の廃棄物発電を含む）
- ⑤バイオマス熱利用（バイオマス由来の廃棄物熱利用を含む）
- ⑥中小規模水力発電（未利用水力を利用する1,000kW以下のもの）
- ⑦コージェネレーション（家庭、業務、産業用で天然ガス以外のものも含む）
- ⑧燃料電池
- ⑨クリーンエネルギー自動車
(電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車など)
- ⑩ヒートポンプ（家庭用の空気熱を利用した給湯器、地中熱を利用した空調機）

8) 三重県環境保全活動・環境教育基本方針

環境保全活動・環境教育に関する基本方針は、社会を構成する県民・NPO・地域の団体・学校・企業・市町村・県などが自らの問題として自発的に環境保全活動に取り組むこと及びその基盤となる環境教育の推進を中心にして、地球温暖化防止、ごみゼロ社会の実現などの今日の三重県の環境施策を総合的にとらえた、持続可能な循環型社会の形成を目指した新たな方針として策定されたもので、次の7つの原則を基本的な方針としている。

【基本的な方針】

- ①目的の明確化
- ②実践者・学習者主体
- ③地域性・協働
- ④総合性
- ⑤生態系原則
- ⑥次世代への責務
- ⑦世界との約束

9) 津市環境基本条例

本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民等、事業者及び本市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。

基本理念では、自然との共生を目指し、自然との調和のとれた恵み豊かな環境の確保を将来の世代への継承、持続的な発展が可能な社会の構築などが掲げられている。

10) 津市環境基本計画

津市環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び本市が協働して、環境を保全し、及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、平成20年3月に「津市環境基本計画」を策定している。

「津市環境基本計画」では、津市の目指す将来の姿を「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」とし、表4.2-37に示す環境目標が設定されている。これらの環境目標には、目標を達成するための具体的な施策が示されている。

表 4.2-37 津市環境基本計画における環境像及び環境目標

環境目標	施策分野
ごみ「ゼロ」社会、意識の向上社会	・廃棄物の発生抑制・適正処理が行われていること。
持続可能な快適なまち 津	・温室効果ガスが削減されていること。
人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津	・自然が保全されていること。 ・健全な生活環境が確保されていること。 ・森林・農地が保全されていること。 ・潤いと安らぎのある環境が確保されていること。
自主・協働による環境活動の促進	・環境学習・環境教育・消費者教育が進められていること。 ・自主的な環境保全対策が進められていること。

出典：「津市環境基本計画」（平成20年3月、津市）

また、重点施策として、以下の9つの施策が示されている。

【重点施策】

- ①ごみの適正分別と収集
- ②新しい最終処分場の建設推進
- ③不法投棄対策事業
- ④太陽光・風力・バイオマスの利用
- ⑤市民版環境マネジメントシステム事業の推進
- ⑥山と川と海のネットワーク事業
- ⑦森林の整備事業
- ⑧環境に対する市民意識の向上
- ⑨エコパートナー事業

11) 津市一般廃棄物処理基本計画

本市では、ごみ処理及び生活排水処理に係る現況と将来を見据え、本市に適した一般廃棄物処理システムのあり方を検討し、関係する他の計画等との整合を視野に入れ、平成21年3月に「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

津市環境基本計画において設定された環境像に基づき、表4.2-38に示す基本方針を掲げている。

表 4.2-38 津市一般廃棄物処理基本計画における基本方針

環境基本計画における環境像	津市一般廃棄物処理基本計画における基本方針
ごみ「ゼロ」社会、意識の向上社会	<ul style="list-style-type: none"> ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。 排出されたごみは適正処理を行い、生活環境の保全に努める。
持続可能な快適なまち 津	<ul style="list-style-type: none"> 焼却処理量の削減やエネルギーの有効利用を推進する。 ごみの分別、収集運搬、処理処分等の各工程における最適化を図る。
人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津	<ul style="list-style-type: none"> 環境への配慮がなされた計画的な廃棄物処理施設の整備を行う。
自主・協働による環境活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理に関する理解を深め、それぞれの立場での役割を認識し、実行していく。 市民、事業者、行政の協働体制を確立する。

出典：「津市一般廃棄物処理本計画」（平成21年3月、津市）

目標年度（平成29年度）及び中間年度（平成24年度）においては、ごみ排出量を推定しており、さらにごみ減量化の施策を行うことによって目指す、ごみ減量化の目標値を設定している。一般廃棄物処理基本計画における施策実施前のごみ排出量と、施策実施後の減量化目標のごみ排出量を表4.2-39に示す。

表 4.2-39 将来の現状維持（施策前）のごみ排出量と減量化目標（施策後）のごみ排出量

単位:t/年

区分	平成14年度	平成19年度	平成24年度		平成29年度	
	実績値		現状維持	減量化目標	現状維持	減量化目標
資源化量	29,608	34,853	38,077	44,500	37,978	44,800
焼却減量	80,846	74,693	72,586	53,900	71,107	45,800
最終処分量	40,397	15,883	17,099	12,000	16,529	8,000
ごみ総排出量	150,851	125,429	127,762	110,400	125,613	98,600

出典：「津市一般廃棄物処理本計画」（平成21年3月、津市）

12) 津市地球温暖化対策地域推進計画

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく地域全体の温室効果ガスの排出を抑制するために、「津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化防止対策を推進している。

二酸化炭素排出量の削減目標として、2012年度の全排出量を2003年度比で35.4%削減し、そのうち廃棄物部門では2003年度比で38.1%削減を掲げている。

また、重点施策として、表4.2-40に示す内容が設定されている。

表 4.2-40 津市地球温暖化対策地域推進計画における重点施策

重点施策	実施者	内容
コンセント市民運動	市民 事業者 市	<ul style="list-style-type: none">家庭から事業所まで、みんながこまめに主電源を切ります。使わない機器など支障のないものは、コンセントからプラグを抜きます。お互いに声を掛け合って確認し合います。
ハーフライト・ハーフエネルギー運動	市民 事業者 市	<ul style="list-style-type: none">晴天時など照度が十分に得られているところにおいては消灯します。点灯は必要最小限にします。ふだん使っていない不要なライトは、間引いて取り外します。
森林整備	市民	<ul style="list-style-type: none">木材、バイオマス製品の積極的な利用をします。森林ボランティア活動へ参加します。市のイベントへ参加します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none">「企業の森」事業への参画をします。木材、バイオマス製品の積極的な利用をします。市のイベントへ協力します。
	市	<ul style="list-style-type: none">長期的な展望に立った継続的な森林整備を行います。未整備森林の把握を行うとともに、整備促進に努めます。林業振興、林業後継者育成の担い手の確保等について林業関係者との意見交換に努めます。三重県の環境森林施策と連携して森づくり活動の推進に努めます。

出典：「津市地球温暖化対策地域推進計画」（津市）

13) 津市地域新エネルギービジョン

本市には、良好な日照条件や布引山地等における良好な風況、市域の約6割を占める森林など、太陽光、風力、バイオマスといった新エネルギー資源が豊富にあり、これらの新エネルギーの利用等の促進に関する基本的な方向を示すとともに、その指針とするため「津市地域新エネルギービジョン」を策定しました。

ここでは、本市における新エネルギー利用等の可能性を踏まえ、「地球温暖化対策等のための新エネルギー導入」を促進するための基本方針を定めるほか、本市の地域特性を活かした新エネルギー利用等を促進するための重点事業の推進による新エネルギーの利用等の促進を図っています。また、市民への地球温暖化対策の普及啓発を行っている地球温暖化対策地域協議会と連携し、市民・事業者と市との協働によって取組を進めています。